

津 別 町 地 域 防 災 計 画

令和 6 年 3 月

津 別 町 防 災 会 議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 用語	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 計画の修正要領	4
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第6節 町民及び事業者の基本的責務等	12
第2章 津別町の概況	15
第1節 町の地勢	15
第2節 町の過去の災害	20
第3節 想定する災害	21
第3章 防災組織	22
第1節 組織計画	22
第2節 動員計画	26
第3節 気象業務に関する計画	30
第4章 災害予防計画	49
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	49
第2節 防災訓練計画	54
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	56
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	58
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	60
第6節 避難体制整備計画	63
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	70
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	75
第9節 建築物災害予防計画	77
第10節 消防計画	78
第11節 水害予防計画	81
第12節 風害予防計画	83
第13節 雪害予防計画	84
第14節 融雪災害対策計画	86
第15節 土砂災害予防計画	88
第16節 積雪・寒冷対策計画	92
第17節 複合災害に関する計画	95
第18節 業務継続計画の策定	96

第19節	文教予防計画	98
第20節	農林業予防計画	99
第5章	災害応急対策計画	100
第1節	災害情報収集・伝達計画	100
第2節	災害通信計画	105
第3節	災害広報・情報提供計画	109
第4節	避難対策計画	112
第5節	応急措置実施計画	121
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	123
第7節	広域応援・受援計画	126
第8節	ヘリコプター等活用計画	128
第9節	救助救出計画	132
第10節	医療救護計画	133
第11節	防疫計画	135
第12節	清掃等計画	138
第13節	災害警備計画	140
第14節	交通応急対策計画	141
第15節	輸送計画	146
第16節	食料供給計画	148
第17節	給水計画	150
第18節	衣料、生活必需物資供給計画	152
第19節	石油類燃料供給計画	154
第20節	電力施設災害応急計画	155
第21節	ガス施設災害応急計画	156
第22節	上下水道施設対策計画	157
第23節	応急土木対策計画	159
第24節	被災宅地安全対策計画	161
第25節	住宅対策計画	163
第26節	障害物除去計画	166
第27節	文教対策計画	168
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	171
第29節	家庭動物等対策計画	173
第30節	応急飼料計画	174
第31節	廃棄物等処理計画	175
第32節	災害ボランティアとの連携計画	176
第33節	労務供給計画	178
第34節	職員派遣計画	180
第35節	災害義援金品の受け入れ・配分計画	182

第36節 災害救助法の適用と実施	183
第37節 農林業応急対策計画	187
第6章 地震災害対策計画	189
第1節 地震の想定	189
第2節 災害予防計画	190
第3節 災害応急対策計画	205
第4節 災害復旧・被災者援護計画	214
第7章 火山災害対策計画	216
第8章 事故災害対策計画	217
第1節 航空災害対策計画	217
第2節 道路災害対策計画	222
第3節 危険物等災害対策計画	228
第4節 大規模な火事災害対策計画	235
第5節 林野火災対策計画	239
第6節 大規模停電対策計画	245
第9章 災害復旧・被災者援護計画	251
第1節 災害復旧計画	251
第2節 被災者援護計画	253
資料	256
〔防災組織〕	256
〔消防等に関する資料〕	269
〔町の災害に関する資料等〕	274
〔気象等に関する資料〕	296
〔災害危険区域等に関する資料〕	300
〔物資・資機材・医療等〕	309
〔避難場所等〕	316
〔通信・交通・インフラ等に関する資料〕	320
〔応急・復旧〕	329
〔廃棄物処理・埋火葬等〕	351
〔条例・要綱・要領・協定等〕	353
〔様式〕	460

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津別町防災会議が作成する計画であり、津別町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 津別町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共の団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 用語

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
町防災会議	津別町防災会議
本部（長）	津別町災害対策本部（長）
町防災計画	津別町地域防災計画
防災会議 構成機関	津別町防災会議条例（昭和39年3月19日条例第36号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策 実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な修正（組織の機構改正による名称変更、人口、面積等の数量的な修正）については、北海道知事（以下、知事という。）との協議を要せず修正結果を知事に報告する。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるよう努める。

第1 町

機関等の名称	事務又は業務の大綱
町長部局	(1) 津別町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
津別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 町立学校における防災教育に関すること。

第2 道

機関等の名称	事務又は業務の大綱
オホーツク 総合振興局	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所 北見地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 網走南部森林管理署 津別森林事務所	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関すること。
北海道開発局	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
網走開発建設部	(2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局 北見運輸支局	(1) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
網走地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

第4 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を

機関等の名称	事務又は業務の大綱
第5旅団 第6即応機動連隊	協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

第5 北海道警察

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道警察 北見方面 美幌警察署 津別交番	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

第6 消防機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
美幌・津別広域事務 組合 津別消防署	(1) 災害時における火災予防及び消火対策に関すること。 (2) 災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 (3) 災害時における住民の避難、誘導及び救急、救助に関すること。 (4) 災害時における消防団の出動命令に関すること。
津別消防団	(1) 災害発生の予防と人命救助、財産の保護等の応急対策活動及び災害復旧活動に関すること。

第7 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北海道支社 津別郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本赤十字社 北海道支部 津別町赤十字奉仕団	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 北見放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

第8 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道放送株式会社 等報道機関	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等並びに被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道LPガス協会 網走支部	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。

一般社団法人 美幌医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 北見歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会 オホーツク医療圏	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人 北海道獣医師会 オホーツク支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
北海道土地改良 事業団体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
公益社団法人北海道 トラック協会及び 北見地区トラック協 会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急 輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会 北見支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係 機関の支援を行うこと
一般社団法人 北海道電気保安協会	(1) 災害や重大事故が発生または発生のおそれがある場合におけ る公共施設等の電気使用設備の点検、応急対策、災害復旧活動の 支援を行うこと。
北見地方 石油業協同組合	(1) 災害時、または武力攻撃災害の発生または発生のおそれがあ る場合における緊急車両、施設、避難所、医療機関、社会福祉 施設等への燃料の優先提供を行うこと。

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
津別町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
津別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に ついて協力すること。
北見広域森林組合	(1) 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
津別事業所 津別地区林業協同組合	(2) 林野火災の予防対策に関すること。 (3) 林野火災時における消火及び応急対策に関すること
津別病院	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
社会福祉施設の管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。
自治会連合会	(1) 災害時における情報伝達及び避難等の支援に関すること。 (2) 被災者調査及び援護の支援活動に関すること。
社会福祉協議会	(1) 被災者救護の支援活動に関すること。

第6節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会・自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑

制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて

町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 津別町の概況

第1節 町の地勢

第1 位置・面積

本町は、北海道の東部、オホーツク総合振興局管内の南東部にあり、北緯43度27分から43度46分、東経143度46分から144度14分に位置し、東西37.2km、南北34.1kmで、総面積は716.80km²である。

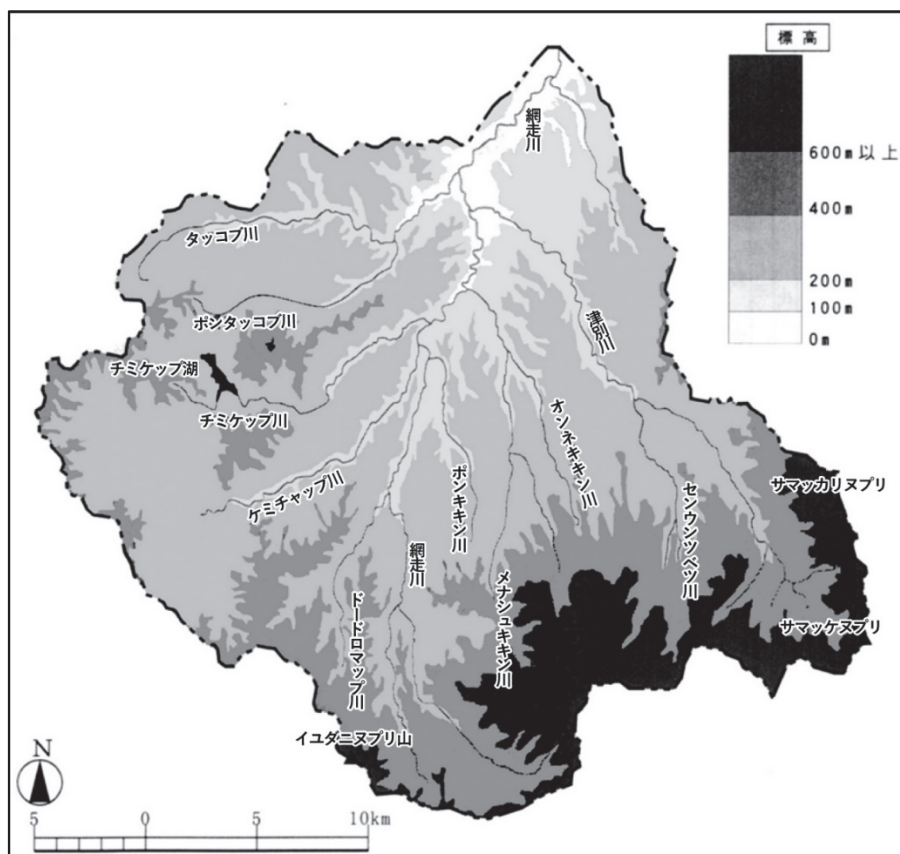
北西部を北見市、訓子府町に、南西部は陸別町、足寄町に、北東部は美幌町に、東部は弟子屈町に、南部は釧路市（旧阿寒町）に接し、東部、南部の町界付近は一部阿寒摩周国立公園に編入している。

第2 地勢

本町は、網走川上流域の扇状に広がる河川により形成された平地と、それを取り囲む山地によって形成されている。

山地は、南東部と東部の阿寒、屈斜路両カルデラの外輪山山地、南西部と西部の山地、これらの山地に取り囲まれた丘陵性山地からなっている。

平地は活汲地区、津別地区を除いては、各河川沿いに河岸段丘が細長く谷あい形成されている。



津別町の地形

第3 地質

地層は、基礎となっている先白亜紀の日高累層群、第3紀の陸別層、達美層、津別層、センウ
ンツベツ川層、第4紀の軽石質火山灰層から段丘地積物までの堆積物に大きく3つに分けられ
るが、これらの堆積岩に併せて、第3紀に噴出した火成岩、第4紀に噴出した火成岩がさまざま
に分布している。

本町には、活断層は見つかっておらず、周辺にも20km以内には活断層は見つかっていない。

津別町の地質年表

地 時	質 代	年 代 万年前	堆 積 岩 類	火 成 岩 類	鉱産資源その他	北海道の代表的な地層 ※
新 四 紀 生 代	沖積世	1	沖積堆積物			沖 積 層
			崖錘堆積物			
			第2段丘堆積物			段 丘 堆 積 物
			第1段丘堆積物			
	洪積世		軽石質火山灰層		屈斜路カルデラ形成	支笏火山噴出物
			熔結凝灰岩C			西 ノ 里 層
			熔結凝灰岩B		阿寒カルデラ形成	
			熔結凝灰岩A			
	鮮新世	100		屈斜路火山外輪山溶岩 石英安山岩 阿幌岳かんらん石 玄武岩 阿寒火山外輪山溶岩 イユダニヌプリ山溶岩	人類の発生	野 幌 層
					石 材 資 源	瀬 棚 層 群
						滝 川 層 群
			センウンツベツ川層	かんらん石玄武岩 岩脈 玄武岩溶岩		
	中新世	1200	津別層 { 主部岩部層 砂質岩部層 }		各 種 貝 類 類 化 有 孔 虫 藻 石	稚 内 層 群
						川 端 層 群 { 川 端 層 滝ノ上層 福 山 層 }
			達 媚 層	二又安山岩類 プロピライト		
			陸 別 層			幌 内 層 群 石 狩 層 群
	白亜紀	2800			石 炭	函 淵 層 群 上 中 下 { 蝦 夷 層 群 }
	ジュラ紀	6000				日 高 類 層 群 { 空知層群 { 主タ張層 山 部 層 } 神 威 層 群 中 の 川 層 群 }
			日 高 累 層 群	(輝 緑 岩)	硅石・マンガン 鉱床	

----- 不整合

※ 北海道の化石⁵⁾による



1 雌阿寒岳の概要

雌阿寒岳山頂部のポンマチネシリ火口は、西側の赤沼火口と東側の旧火口からなり、赤沼火口は直径約400m、深さ120mから200mで、火口底に褐色の赤沼をたたえている。東側の旧火口は、その後の赤沼火口生成時の噴出物により厚く埋積され浅く平坦で、直径約450mの半円形をしている。旧火口の東壁近くには水をたたえた直径約70mの青沼火口がある。また、南壁には1955年以降の噴火でできた火口群がある。

雌阿寒岳は、記録に残る1955年以降も小噴火を繰り返しており、札幌管区気象台は火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

昭和時代初頭の1927年以降、鳴動や地震活動が次第に活発化した。1955年11月19日、ポンマチネシリ火口内で有史以降最初の噴火が起こった。この噴火はポンマチネシリ火口南東壁近くの火口底で起こり、火口壁に沿って4つの火口（第1から第4）が開いた。当時、雌阿寒岳中

央部の中マチネシリ火口内では阿寒硫黄鉱山が稼働中であったが、幸いにも犠牲者を出さずに済んだ。

その後もポンマチネシリ火口内では1959年にかけて小噴火が繰り返されたが、この間に中マチネシリ火口内の大噴火及びその付近でも小規模な水蒸気爆発が起こった。これらのうち、1956年6月15日に起きたポンマチネシリ火口内の噴火は、この活動期中最も大きい規模のもので、降灰域が60kmから100kmに達した。また、これらの噴火により第1火口は拡大し、第3・第4火口は合体した。

ポンマチネシリ及び中マチネシリ火口内では1960年から1966年にかけても活発な噴気活動が続き、しばしば熱泥や火山灰の噴出が見られた。その後、活動は衰微し小康状態となったが、1973年から地震が群発するようになった。1983年からはポンマチネシリ火口の噴煙が活発化し、1987年には第1火口の温度が上昇して10月に510℃を観測した。翌1988年1月から2月にはポンマチネシリ火口内で小噴火が時々発生し、風向きにより阿寒湖畔付近にも微量の降灰があった。その後も地震活動はやや活発に経過し、1996年11月21日に小規模な水蒸気爆発があり、阿寒町（現釧路市）・足寄町・美幌町・津別町で降灰が確認された（噴出物総量：推定36,000 t）。さらに1998年11月9日、2006年3月21日、2008年11月18日及び28日から29日にも小噴火が起こった。

資料9 雌阿寒岳の火山活動年表（P. 281）

第5 気象

気候は内陸型気候であり、気温については、夏冬・昼夜の寒暖の差が著しく、オホーツク海に流氷が接近する1～2月の厳寒期は氷点下20度前後を最低とし、5月から次第に気温が上昇し、7～8月の30度前後が最高で、平均気温は6度程度となっている。

降水量は年間600～1,000mm程度と全国平均より少なく、降雪は11月下旬に始まり、12月中旬には根雪となり、5月上旬には積雪が0 cmとなる。

風向については、年間を通じて南よりの風が多くみられる。

資料12 津別町における気温・降水量等（P. 296）

第2節 町の過去の災害

本町の自然条件などによる災害には、火山による降灰、融雪出水災害、冷害、雪害、地すべり等がある。これらの災害の特性と過去の災害記録は次のとおりである。

第1 地震

1936年（昭和11年）5月に相生付近で、最大震度2程度の局地的な地震が多発した。また、1976年（昭和51年）1月4日から5日にも、恩根左沢国有林内を震源とする最大震度4の地震が多発している。プレート間地震（海溝型地震）としては、「1952年（昭和27年）十勝沖地震」、「1968年（昭和43年）十勝沖地震」、「1973年（昭和48年）6月17日根室半島沖地震」、「2003年（平成15年）十勝沖地震」があるが、被害はなかった。

第2 火山災害

1962年（昭和37年）6月30日に十勝岳噴火により、本岐で6時ころから11時ころにかけて、噴煙が覆い1～2cmの降灰による被害が出ている。

雌阿寒岳では有史以降最初の噴火が発生した1955年（昭和30年）以降、しばしば小噴火を繰り返しているが、津別町内に降灰はあったものの被害は発生していない。

第3 融雪出水災害

山地が融雪期に入る4月下旬から5月上旬にかけて最も多く発生し、山腹の積雪が急速にとけて平地への融雪による水が流れ、側溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水する。網走川流域に多く、家屋の浸水や橋梁の破損、農地の流出などの被害をもたらす。

第4 雪害

本町の雪質は密度が小さく、乾雪が多いため、寒冷的な気候条件下では根雪期間が長い。連続する降雪、吹雪は交通障害をもたらし、また、融雪の遅れは農期間・植物生育期間の短縮となり、凶作の一因となるほか、農作物に雪枯病をもたらす。

2004年（平成16年）1月には、13日から16日にかけて豪雪に見舞われ、最深積雪で165cmを記録するなど国道・道道・町道のほとんどが数日間通行止めとなったため、住民生活上に大きな影響を与え、特に農業関係において施設損壊・交通遮断による生乳廃棄等で大きな被害が発生したほか、公共施設等においても屋根損壊等の被害があった。

第5 冷害

オホーツク海高気圧の影響を受け、7月、8月に低温少雨の気候となると、農作物の生育に大きな障害を与え冷害となる。6月の霜害とともに本町の農業生産を左右する。

第6 暴風雨災害

台風、集中豪雨による被害は少ないものの、台風では特に9月、10月の収穫期の農作物被害、集中豪雨では、小河川の決壊による農地への流水・冠水等の被害が発生している。

第7 土砂災害

1953年（昭和28年）5月31日に、道道津別陸別線を本岐市街から陸別に向かって8kmほどの北側の山地で地すべりが発生し、土崩が土石流となり、造材飯場を押しつぶし、死者16人の被害を出した。そのほか、1961年（昭和36年）に最上、1962年（昭和37年）に達美、1969年（昭和44年）には最上のポンタッコブ川右岸などで地すべりが発生している。

第8 火災

火災は4月、5月の乾燥期に発生する火災と、11月から翌年1月までの暖房使用に起因する火災が多い。また、本町の地場産業である木工場関係の火災も多く、被害も大きなものとなっている。林野火災は近年、減少してきているが、最も乾燥し強風の多い5月に多く、たばこ、造林の火入れ、ごみ焼等が主な原因となっている。

資料8 過去の災害（P. 274）

第3節 想定する災害

本計画においては、次のような災害を想定し、必要な予防対策、応急対策等を計画する。

資料10 想定する災害（P. 285）

資料11 地震の想定（P. 287）

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1 町防災会議

災害対策基本法第16条に基づき防災会議を設置するとともに、地域特性に対応した町地域防災計画の作成・修正を行い、その実施を推進する。

1 防災会議の構成

町防災会議は町長を会長とし、津別町防災会議条例（資料40）第3条第5項の規定により資料1の構成とする。

2 運営

津別町防災会議条例（昭和39年条例第36号）及び津別町防災会議運営規程（昭和39年規則第56号）の定めるところによる。

資料1	津別町防災会議構成図（P. 256）
資料40	津別町防災会議条例（P. 353）
資料41	津別町防災会議運営規程（P. 356）

第2 災害対策本部

1 災害警戒本部

（1）災害警戒本部の設置基準

町長は、災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準のいずれかに該当し、必要と認めるときは、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき。

イ 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。

ウ 台風や低気圧の接近等で、被害の発生が予想されるとき。

エ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

オ 本町に、震度3から4の地震が発生したとき。

カ 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。

キ その他、町長が災害警戒本部の設置が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の組織及び所掌業務

災害警戒本部の組織及び所掌業務は次のとおりとする。

対策部	班名	所掌業務
総務対策部	総務班	(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。
	情報収集班	(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関すること。 (2) 災害情報及び被害情報の収集及び集計に関すること。
建設対策部	道路車両班	(1) 重要警戒区域の巡視活動に関すること。

2 災害対策本部

町長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2及び津別町災害対策本部条例の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(1) 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準

風水害	・ 特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・ 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	・ 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な火山被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル4相当以上）。
地震	・ 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・ 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

	あるとき
大事故等	
航空災害	・ 航空機の墜落炎上等により、大規模な航空事故による災害時。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・ 被害が大規模なとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・ 火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	・ 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷（湿）害	・ 各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

（２）名称

津別町〇〇〇災害対策本部（以下、この章で「本部」という。）

（３）公表

本部を設置したときは、直ちに道及び自衛隊等の防災関係機関に通知するとともに、役場庁舎正面玄関に本部の標識を掲示する。町民及び報道機関に対しては、可能な限り周知するよう努める。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

住民に対する周知

本部を設置したときは、サイレン、広報車、町ホームページ、登録制メール等により住民に周知する。

（４）廃止

予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了した場合に本部を廃止する。

（５）設置場所

庁舎内に設置する。

また、町は、第4章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、地震による建物の損壊等の理由により、本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎（消防庁舎又は他の公共施設等）を定めるものとする。

（６）本部の構成（資料２）

- ア 本部は、津別町災害対策本部条例に基づき本部長、副本部長、総務対策本部長で構成し、本部長には町長、副本部長には副町長、総務対策本部長には防災室長があたる。
- イ 本部長は、本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。

ウ 各班長は、所属の各グループ等を指揮し、所掌業務を遂行する。

資料2 災害対策本部 (P. 257)

資料42 津別町災害対策本部条例 (P. 357)

資料43 津別町災害対策本部運営規定 (P. 358)

第3 運営

1 本部員会議

- (1) 本部員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に招集し、開催する。
- (2) 災害の規模及び態様によって本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

2 本部連絡員

本部連絡員は、本部の各班長とし、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図るよう努める。

3 本部の庶務

本部の庶務は、総務対策部総務班が行う。その他本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

4 本部の業務分担

本部の各部・各班の業務分担は資料3のとおりである。

資料3 災害対策本部の業務分担 (P. 259)

第2節 動員計画

町は、第4章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害時、災害予防対策及び応急対策が速やかにかつ的確に実施できる町職員、消防団員及び防災関連機関関係者の動員体制のほか、非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員の参集体制を定めるものとする。また緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないため、町長が不在の場合の職務の代行順位を定めるものとする。

第1 配備体制

本部は、災害時、応急対策を迅速かつ強力に推進するために非常配備体制をとる。

1 配備基準及び方法

- (1) 別表の非常配備基準に基づき災害の程度に対応し、第1から第3の非常配備体制をとる。
- (2) 指令は本部長（町長）が行う。ただし、突発的な重大災害の場合には、職員は自主参集する。

2 非常配備後の活動

- (1) 本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を各部長に通知する。
- (2) 本部長より通知を受けた各部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。
- (3) 本部長は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう常に体制の整備に努める。

3 非常配備体制下の活動

(1) 第1非常配備

- ア 総務対策本部長は、本部長の配備指令を受け、各部長に通知する。
- イ 総務対策本部長は、網走地方気象台、その他関係機関との連絡を取り、気象情報、対策通報等を関係部長に伝達する。
- ウ 各部長は、総務対策本部長からの情報や連絡に即応し、情勢に対応する措置をとる。
- エ 第1非常配備につく職員は、各自の所属する課等の所在場所で待機する。

(2) 第2非常配備

- ア 本部の機能を円滑にし、非常配備体制の確立のため、本部員会議を開催する。
- イ 各部長は、情報の収集と伝達体制を強化する。
- ウ 総務対策本部長は、各部長及び防災関係機関等との連絡を密にし、緊急措置について本部長に報告する。
- エ 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告する。
 - (ア) 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務に就かせる。
 - (イ) 装備、資材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現場（被災予想地）に配置する。
 - (ウ) 関係部及び関係外部機関との連絡を密にする。

(3) 第3非常配備

各部長はじめ、全職員が災害対策活動に全力を集中する。活動状況を逐次本部長に報告

する。

4 夜間又は休日等の閉庁時における活動

夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が参集し、災害発生後30分間をめぐりとして主に情報収集、連絡活動を行う。

配備体制と活動内容、人員

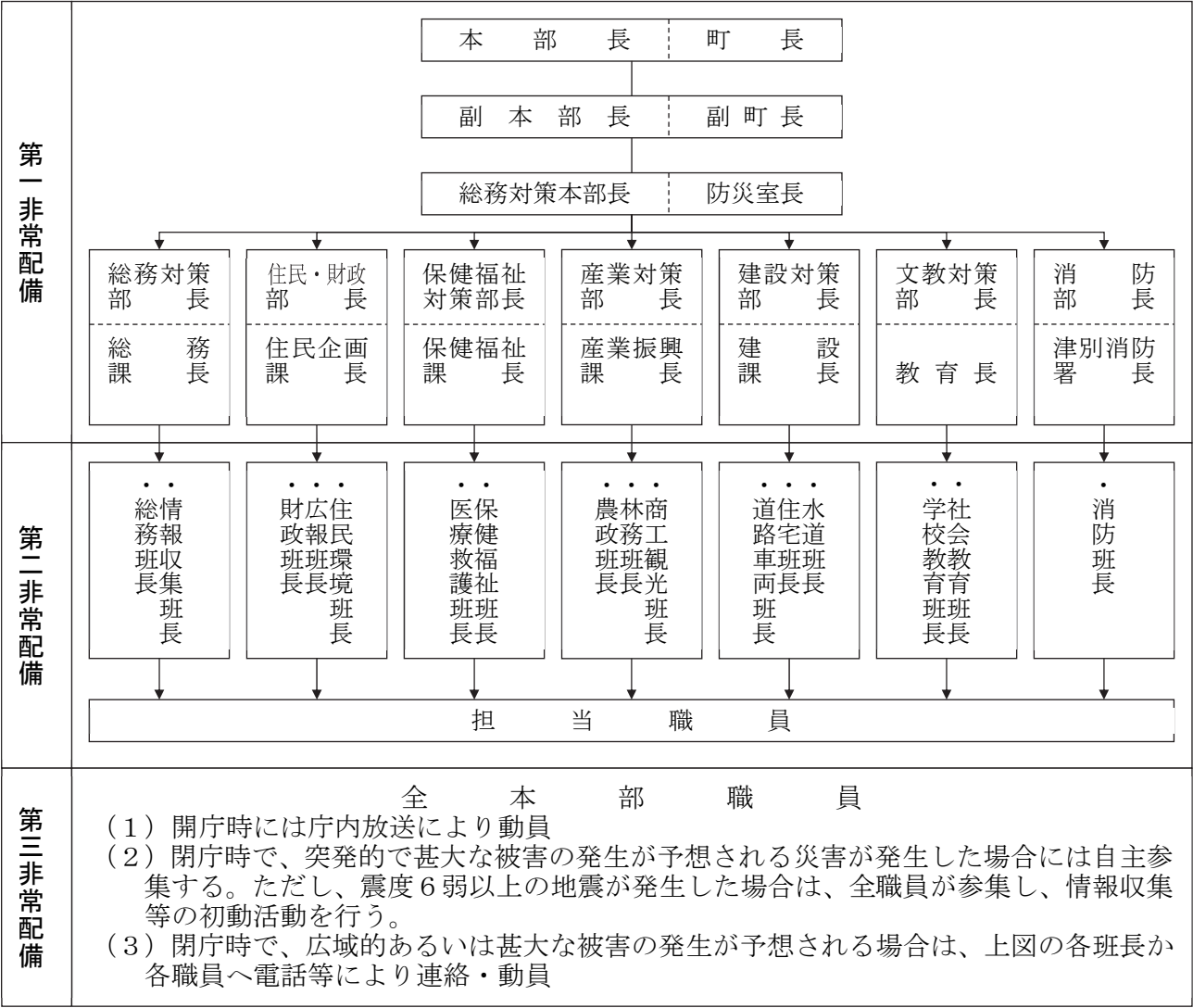
種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課
第1非常配備	1 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき 2 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき 3 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき	町長	情報連絡のため総務班があたる。	情報の収集 関係機関との連絡	総務対策部 総務班 情報収集班 建設対策部 道路車両班
	4 必要により本部長が当該非常配備を指名したとき		情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。		総務対策部長 住民・財政対策部長 保健福祉対策部長 建設対策部長 産業対策部長 文教対策部長 消防部長

種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課
第2非常配備	1 局地的に災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	町長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	情報の収集 関係機関等との連絡・連携 応急措置の実施	各部長 各班長
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予測されない重大な被害が発生したとき	町長 又は 自主参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 ※夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が直後に参集する。	本部による災害 応急対策活動の実施 情報の収集	職員全員

地震の場合の震度等災害の大きさに応じた防災体制

	震度3から4	震度5弱～強	震度6弱以上
配備体制	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備 ※全職員が直後に参集する。
	災害警戒本部開設	災害対策本部開設	

非常配備の担当部等職員の動員方法



5 決定権限者の代行

決定権限者が事故や不在等の非常時には、第4章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、決定権限者の代行者を次のとおりに定めるものとする。

第1順位	第2順位
副町長	防災室長

第3節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

ア 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区气象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

(イ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するため、二次細分区域をまとめた地域

ウ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

津別町の予報区と担当気象官署

府県予報区名	一次細分区域名	市町村等を まとめた地域名	二次細分 区域名
網走・北見・紋別地方 (網走地方气象台)	網走地方	網走南部	津別町

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災 気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

特別警報の種類及び基準

現象の種類	概要
大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された

	ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれの

	あるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生したりするおそれがあるときに発表される。

ウ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 警報基準及び注意報基準

町における警報基準及び注意報基準は、資料13のとおりである。

資料13 警報基準・注意報基準 (P. 298)

(3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布 ^{※1})	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発せられるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報（浸水害） ^{※2} 危険度分布：黒 (災害切迫)		大雨特別警報（土砂災害） 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}
~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~				4相当	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：紫 (危険))	高潮特別警報 高潮警報 ^{※4}
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	3相当	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 (危険度分布：赤 (警戒))	大雨警報（土砂災害） (危険度分布：赤 (警戒))	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	2相当	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	1相当				
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

- ※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等からの詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
- ※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
- ※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
- ※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

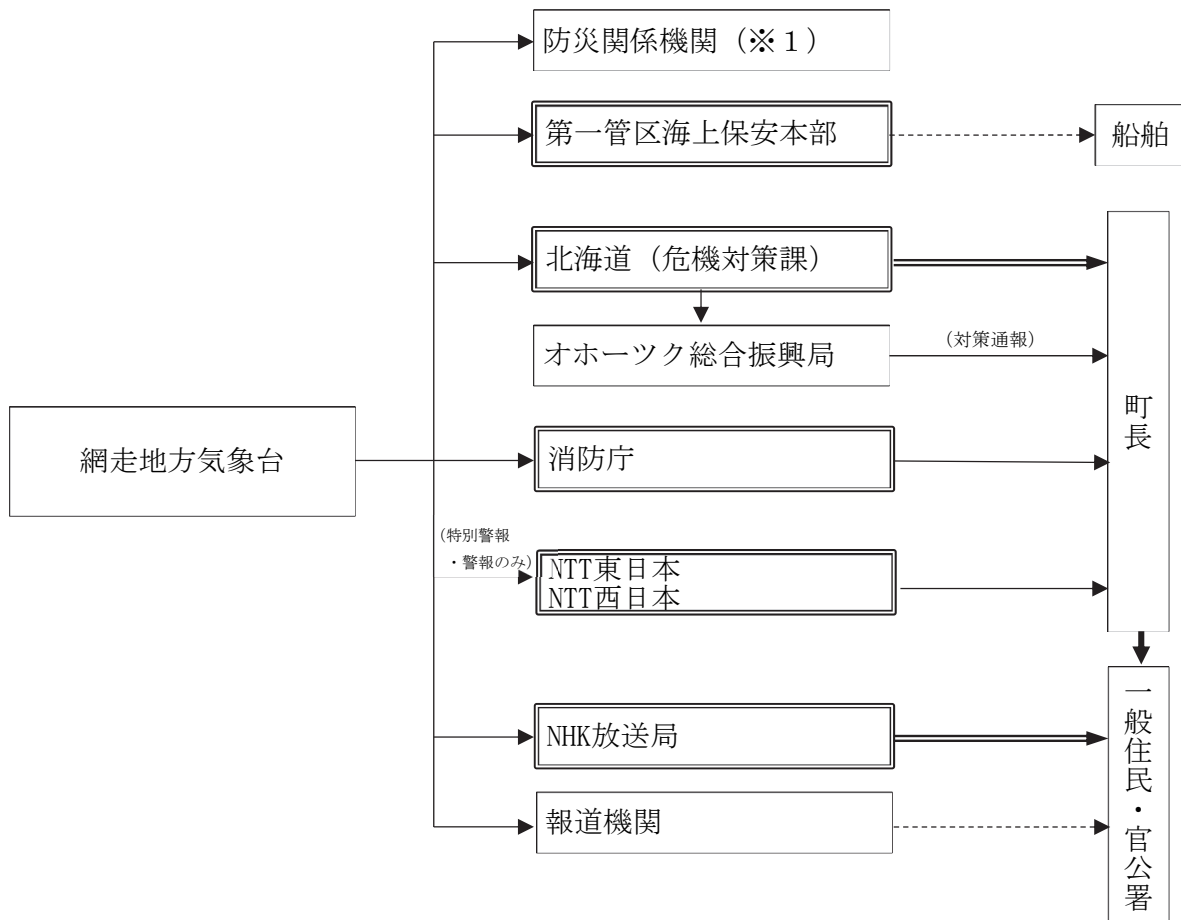
本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(4) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、網走地方気象台が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、第一管区海上保安本部、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※周知の措置：広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等



※注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
 (二重線)は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 は、放送・無線

(※1) 北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

2 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

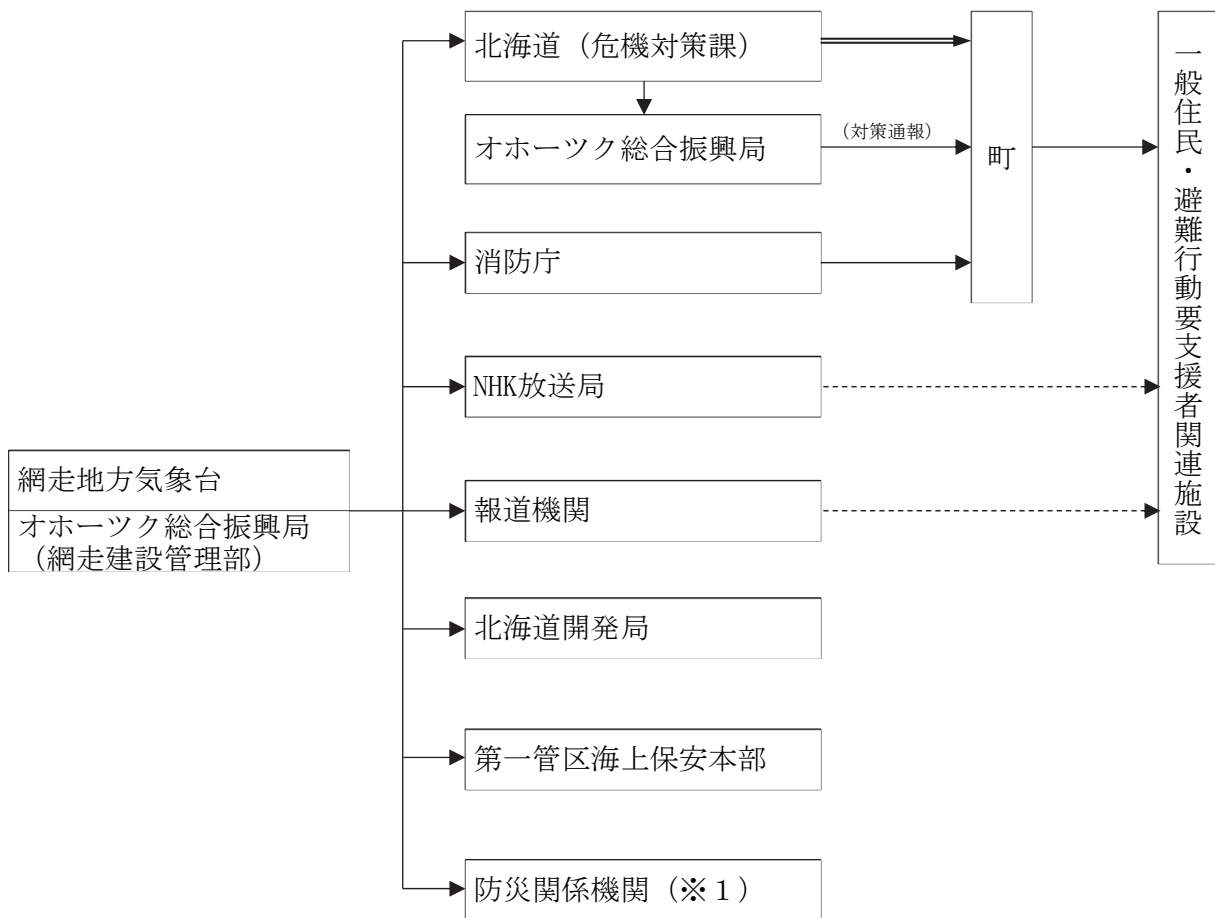
3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、オホーツク総合振興局と網走地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。



※注) ==> (二重線) は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務付けられている伝達経路

-----> は、放送

(※1) 陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

4 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切り替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

（１）洪水予報河川及び担当

水系名	河川名	担当
網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台、網走開発建設部

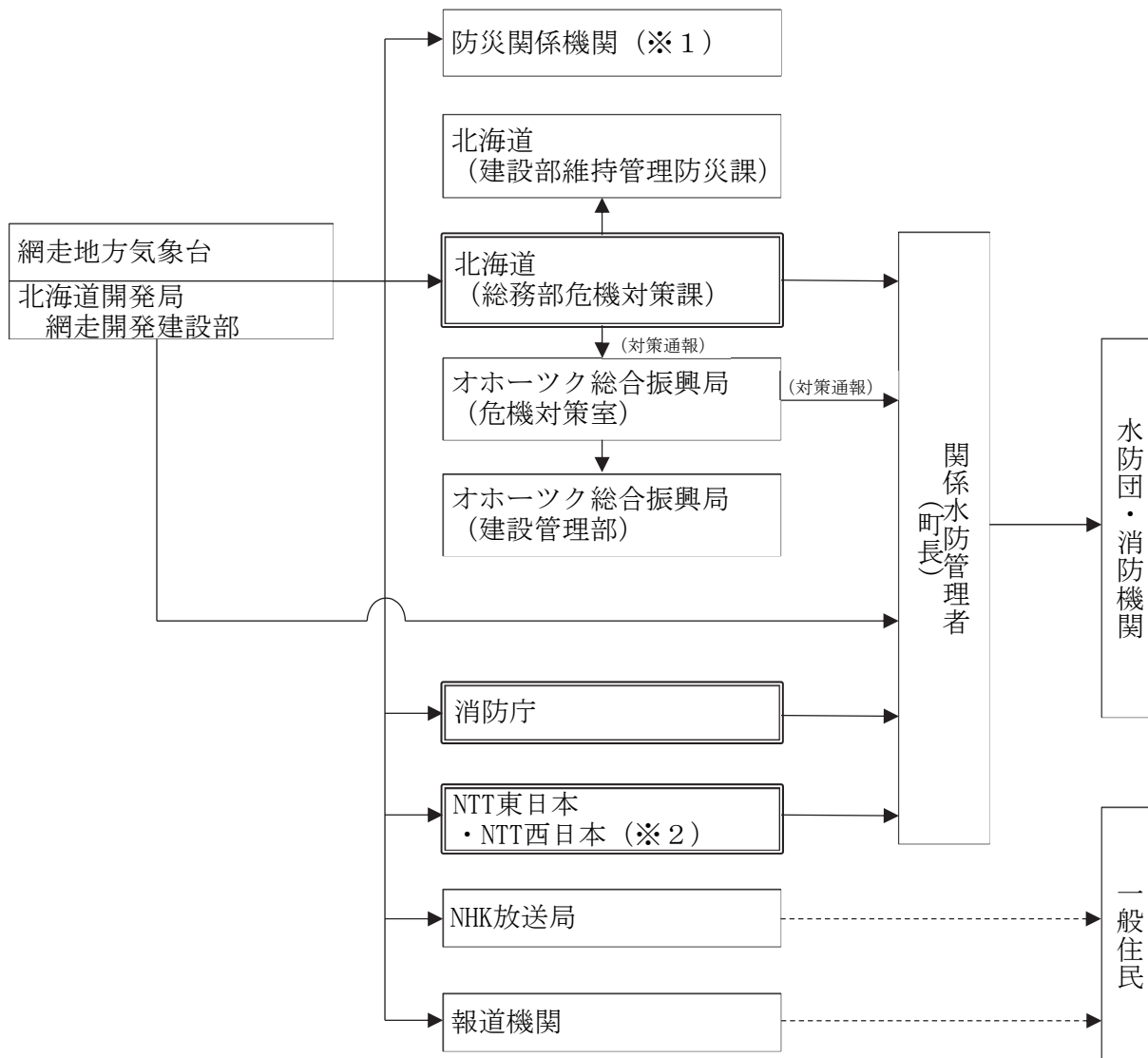
（２）種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水

種類	標題	概要
		位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(3) 伝達

網走開発建設部と網走地方気象台等が共同で発表する場合
(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



※注) (二重線) は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先
-----> は、放送

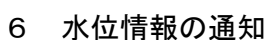
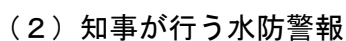
(※1) 陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察本部 等

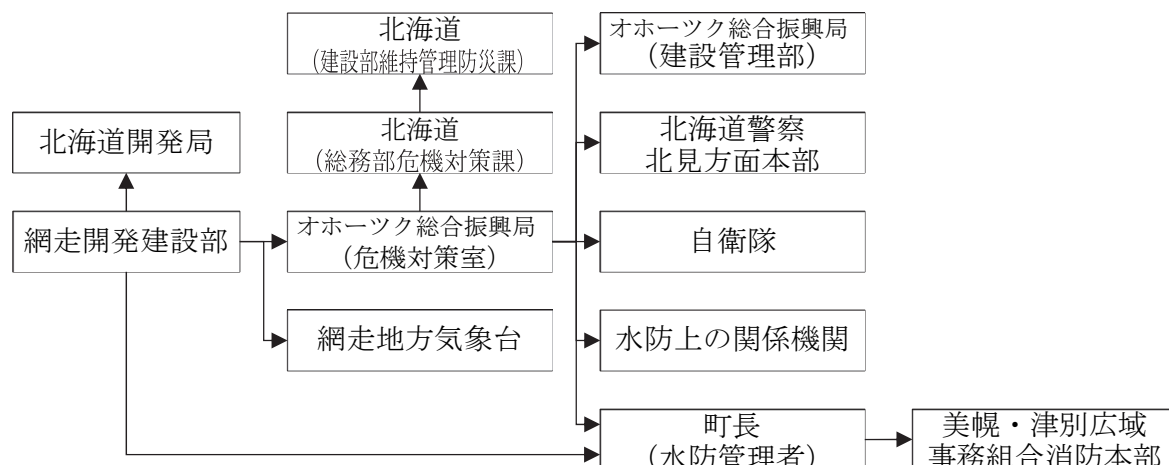
(※2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

5 水防警報 (水防法第16条)

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

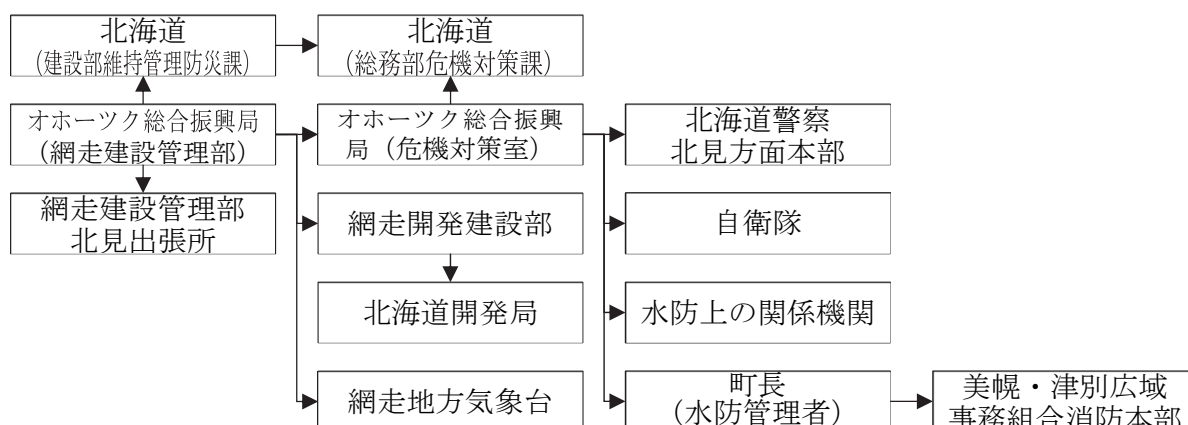
水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。





(2) 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

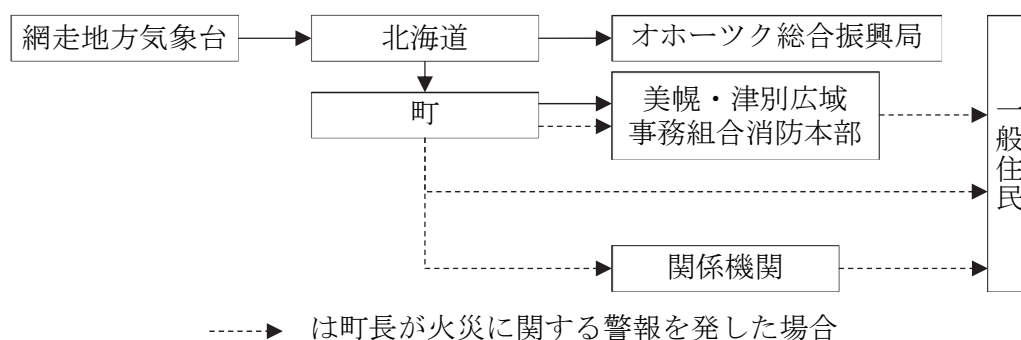
網走地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(2) 通報基準

火災気象通報基準は次の表のとおりである。

火災気象通報基準

発表官署	通報基準
網走	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。

8 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走・北見・紋別地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 府県気象情報（網走・北見・紋別地方気象情報）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高ま

っている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

（5）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

9 火山情報

噴火警報・噴火予報の火山防災情報の伝達は、雌阿寒岳火山防災計画第5章「火山情報」のとおりとする。

10 地震に関する警報等及び情報等

（1）緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を、登録制メール等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努

めるものとする。

(2) 町が該当する緊急地震速報で用いる区域名称

都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡〔美幌町、津別町、大空町〕、斜里郡〔斜里町、清里町、小清水町〕

(3) 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報又は津波警報、注意報（以下「津波警報等」という。）を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	震度1以上 津波警報等の発表又は若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生からおおむね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(4) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び網走地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度をめぐり、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(北海道の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するた

		めに、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、網走地方気象台に通報しなければならない。

	電話番号
網走地方気象台 網走市台町2-1-6	(0152) 43-4348（観測予報） 43-4349（防災）

第4 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達及び方法

1 伝達責任者

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各対策本部	総務対策部長（総務班長）	口頭・庁内放送	
防災関係機関	〃	電話・口頭	
津別消防署	〃	〃	
各自治会	住民・財政対策部長（住民環境班長）	〃	
各学校	文教対策部長（学校教育班長）	〃	
社会教育施設	文教対策部長（社会教育班長）	〃	
認定こども園	保健福祉対策部長（保険福祉班長）	〃	
福祉施設	〃	〃	

2 関係機関等の連絡先

関係機関名	連絡先の代表者	所在地	電話番号

網走開発建設部	部長	網走市新町2丁目6番1号	0152-44-6171
陸上自衛隊美幌駐屯地 第6即応機動連隊	司令	美幌町字田中	0152-73-2114
網走南部森林管理署 津別森林事務所	所長	津別町字柏町21-14	0152-76-3209
オホーツク総合振興局網走建設管理部	副局長	網走市北7条西3丁目	0152-44-0702
オホーツク総合振興局 東部森林室	室長	北見市青葉町2番10号	0157-24-6276
北見保健所	所長	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171
北見方面美幌警察署	署長	美幌町字大通南1丁目19番地	0152-72-0110
美幌警察署津別交番	所長	津別町字旭町7番地	0152-76-2610
日本郵便株式会社津別郵便局	局長	津別町字新町15番地4	0152-76-2460
日本郵便株式会社本岐郵便局	局長	津別町字本岐75番地1	0152-77-2200
日本郵便株式会社 北見相生郵便局	局長	津別町字相生110番地8	0152-78-2200
北海道電力ネットワーク株式 会社北見支店	支店長	北見市北8条東1丁目2番地 1	0157-26-1114
津別町農業協同組合	組合長	津別町字大通30番地1	0152-76-3322
津別町商工会	会長	津別町字本町83番地	0152-76-2191
津別町社会福祉協議会	会長	津別町役場施設内	0152-76-1161
北見広域森林組合津別事業所	所長	津別町字共和112番地	0152-76-2055
津別地区林業協同組合	理事長	津別町字1条通5番地	0152-76-2274

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

町職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によ

るリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (4) 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた防災士及び北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

2 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、道民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るよう努める。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌等の活用
- 5 ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町地域防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 職員・消防団員の防災教育の推進

1 町地域防災計画の周知徹底

町職員、消防団員に対し、町地域防災計画の周知徹底を図り、災害予防、災害時の分担任務等、応急対策、災害復旧・復興活動が滑らかに行えるよう防災知識の周知徹底を図るよう努める。

2 研修会等への積極的な参加

防災業務に従事する職員に対しては、研修会等への積極的参加により防災意識・知識・技術の向上に努める。

第6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第7 事業所等に対する防災知識の普及

危険物施設や多くの人が利用する事業所の管理者に対し、広報やパンフレットの配布を通じて防災知識の普及・啓発を図るよう努める。

1 普及・啓発の内容

- (1) 事業所等の防災体制の確立
- (2) 施設、設備の保安全管理
- (3) 出火防止、初期消火、応急救護訓練の実施

2 普及・啓発の方法

- (1) 講習会等の実施
- (2) 事業所独自での防災訓練の実施
- (3) パンフレットの配布、ポスターの掲示

第8 要配慮者における防災教育

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要配慮者をはじめ、家族、町民に対する防災知識の普及活動について広報誌

等を通じて行うほか、防災パンフレット、防災マップ等を作成し、配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図る。

第9 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育

町は、社会福祉施設等の施設管理者及び職員の対応能力を高めるために、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、防災教育の充実強化を図る。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

町は、道、防災関係機関、学校等教育施設、病院、社会福祉施設、事業者、各自治会等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

1 町の災害対応能力の強化を図る訓練

- (1) 災害対策本部設置運営訓練
- (2) 情報通信訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 避難場所開設・運営訓練
- (5) 医療救護・救助救出訓練
- (6) 水防訓練
- (7) 消防訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) 総合訓練
- (10) 救難救助訓練
- (11) 非常招集訓練
- (12) その他災害に関する訓練

2 地域住民の防災知識・意識の向上を図る訓練

- (1) 身の安全を確保する訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 救出救護訓練
- (6) 防災図上訓練
- (7) 避難場所開設運営訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時における住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握については、津別町防災備蓄計画によるほか、この計画の定めるところによる。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、女性用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- 3 町は、本章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害時に業務を遂行する職員等のための飲料水、食料等を確保する。その際、災害時、孤立により外部からの飲料水、食料等の調達が不可能となる場合があることを考慮する。

第2 家庭での備蓄

- 1 食料及び生活用品を買い置きしておくなどの日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。
- 2 各家庭で、災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」を用意する習慣の普及を図る。

第3 公共での備蓄

- 1 寝具、その他生活必需品等、緊急度、重要度の高いもの、即時調達の難しいものについて優先的に最低限の備蓄と管理を行う。
- 2 被害を受けにくい場所への防災倉庫の設置等、備蓄物資の保存場所の整備を図る。
- 3 自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合でも、被災者に確実かつ迅速に届

けられるように物資の調達体制の整備に努める。

4 備蓄品は、防災倉庫及び拠点避難所に整備する。

資料17 備蓄の品目 (P. 309)

資料18 主な避難所用備蓄品等 (P. 310)

第4 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

また町は、本章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要なことを踏まえ、停電に備えた非常用発電機とその燃料を確保する。

第5 備蓄倉庫等の整備

町は、防災倉庫の整備、充実に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や町地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整えるものとする。
- 3 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討

するものとする。

- 2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町及び道は、行政・NP0・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町及び道は、社会福祉協議会、NP0等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNP0・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

災害時にどのような活動をすればよいか、わかりやすい活動マニュアルを作成する。

第4 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第5 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討して実践するなど、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて被害拡大の原因を一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃からの点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防・警察に通報した上で、町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6 自主防災組織間の連携意識の醸成

災害時に的確な活動ができるよう、交流会、共同訓練等により自主防災組織間の連携強化を図る。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進に努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 北見保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における学校施設等と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は住民票の有無に関わらず、指定緊急避難場所や避難所に避難した者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時に当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象 基準		がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模な 火事	洪水	内水氾濫 (※1)	噴火に 伴い 発生する 火山現象 (※2)	地震
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（※）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの 〔※ 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる〕					
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)・(B) いずれ か 該 当	構 造 (A) 施設の 基準が 複数あ る場合 は、そ の全て を満た すこと	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2） 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑动、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）			施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）		
	立 地 (B)	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、指定緊急避難場所が廃止、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

避難所の指定基準

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談及び助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。
- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものと

する。

(5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6 町は、当該指定避難所が廃止、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、自治会、自主防災組織、社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(1) 避難指示等発令する基準及び伝達方法

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水、給食措置
- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
- オ 負傷者に対する応急救護

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

- ア 避難中の秩序保持
- イ 住民の避難状況の把握
- ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

- ア ホームページ、登録制メールによる周知
- イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
- ウ 避難誘導者による現地広報
- エ 自治会等を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステム整備に努める。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、道及びその他関係機関と連携し、避難場所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、この計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を町地域防災計画に定める。

(2) 避難行動要支援者の把握

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画に当たる全体計画として避難行動要支援者支援マニュアルを定める。

ア 避難行動要支援者の実態把握

町は、避難行動要支援者について、あらかじめその実態を把握することを目的に、必要な限度において関係各課が保有する情報を利用することができる。

イ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

避難行動要支援者の範囲

- 1 介護保険の要介護3以上の認定を受けている在宅者
- 2 身体障害者手帳の障害が下肢、体幹、視力、聴力障害のいずれか1級・2級の交付を受けている者
- 3 療育手帳A判定の交付を受けている者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- 5 難病患者

6 その他支援を必要と認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 住所又は居所
- (エ) 電話番号
- (オ) 避難支援等を必要とする理由
- (カ) その他町長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することができる。ただし、災害時には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援等関係者その他の者に提供することができる。

ウ 関係機関等からの情報の取得

町は、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められる時は、関係機関等に対し書面をもって情報の提供を求めることができる。

エ 情報の漏えいの防止

町は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、適正な情報管理を図り、名簿情報の漏えいを防止するために次の措置を講ずるよう求める。

- (ア) 個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報データを適正に取り扱うこと。
- (イ) 名簿により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または避難支援及び安否確認以外の目的に使用しないこと。また、名簿を返還または廃棄した後においても同様とする。
- (ウ) 名簿を複写しないこと。
- (エ) 名簿の管理責任者を定め適切な管理を行うこと。
- (オ) 個人情報の適正管理について、町と協定を締結すること。

オ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者名簿の情報について、自治会等の協力も得て適宜最新の状態に保つように努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確認するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めるものとする。
- 2 情報に関して必要とする資料その他を積極的に町防災会議構成員間で共有するとともに、本計画に資料として掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 町は、本章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要なことを想定した上で、災害時における停電の発生や、断線、輻輳等による固定電話、携帯電話等が使用不能な場合も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、無線通信システムの整備を図るとともにIP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備に努める。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るも

のとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本町の市街地には建築物が密集している場所もあるため、火災の発生や延焼拡大の可能性がある。

ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。

第2 予防対策

建築物が密集して火災により多くの被害が発生するおそれのある地域においては、耐火建築物の建築や建築物の不燃化等についての啓蒙を行う。

第10節 消防計画

火災発生の未然防止、初期消火の徹底を図るための事業所・住民に対する火災予防に関する指導、消防力の整備強化については、この計画の定めるところによる。

第1 出火の予防

1 防火思想の普及高揚

- (1) 毎年2回（春季：4月20日から4月30日、秋季：10月15日から10月31日）の火災予防運動、防火点検、講演会、講習会等を通じて火災の恐ろしさ、出火防止等についての知識等の普及を図る。
- (2) 防災機関の訓練とともに、事業所・住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (3) 寝たきりや一人暮らしの高齢者、心身障がい者等のいる家庭については家庭訪問を行い、出火防止、避難方法等について指導を行う。

2 民間防火組織の育成

自治会等での自主防災組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

3 予防査察の強化

- (1) 多数の者が出入りする防火対象物については定期的に予防査察を実施する。
- (2) 特に公共施設等、火災発生時に人命に危険があると思われる施設・対象物については特別査察を必要に応じて行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

消防法に規定する防火対象物には防火管理者を専任させるとともに、消防計画の作成、避難等の訓練の実施、消防施設等の点検整備・設置指導、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

第2 消防体制の整備

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、激甚化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、消防の対応力強化に努める。

第3 消防力の強化

1 消防団の消防力の整備強化

- (1) 本町の消防団は、本団（女性部を含む）と3つの分団（津別、活汲、本岐）によって構成されており、町外への就業や高齢化等により昼間の活動ができる消防団員が減少してきているため、幅広い住民からの消防団活動への参加と協力を求める。
- (2) 消防団員の知識及び技術の向上を図るため、関係各機関による教養訓練への派遣等に努める。
- (3) 災害の複雑・多様化に対応するため、消防装備の充実強化を図る。

2 津別消防署の充実

津別消防署の消防設備・消防体制の強化を促進する。

3 水防水利の整備

河川、用水等の自然水利の確保と消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、定期的な点検・整備を行う。

資料4 消防団定員の区分 (P. 269)

資料5 消防団管轄区域 (P. 270)

資料6 消防設備状況 (P. 271)

資料7 水利配置図 (P. 272)

第4 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第5 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6 火災に強い環境づくり

公共施設、公共的建物への消防用施設、避雷設備、防火壁等の設置を進める。

第7 林野火災の予防

林野火災の予防については、「津別町山火事予消防対策要綱」及び「津別町山火事予防規則」に基づき、次の対策を講じ林野火災の予防に努める。

1 林野火災警防思想の普及

- (1) 広報、ホームページ、新聞、テレビ等による啓発
- (2) ポスター、チラシ、ステッカー、パンフレット、看板等による啓発
- (3) 山火事予防デーの設定

2 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、防災教育、パトロール、看板の提示等次の事項を厳守するよう啓発する。

- (1) 入林中のたき火や喫煙を禁止する。
- (2) 入林する場合、国有林については網走南部森林管理署津別事務所、道有林についてはオホーツク総合振興局東部森林室、町有林については町、民有林については所有者の入林許可が必要である。

3 火入れ対策

林野火災危険期間中（4月から6月までとし、以下「危険期間」という。）の火入れは極力避けるようにし、無許可又は条件を無視して行わないよう指導を徹底する。

（1）火入れは、所定の申請書に火入れ地の位置図を添えて津別町役場に提出し許可を受ける。

（2）国有林及び道有林から1km以内の火入れについては、森林法第21条第3項の規定により町長の許可を受ける。

（3）林野火災警報発令中の火入れは許可しない。

（4）火入れ許可後に警報発令又は、気象状況の急変及び人員不足等の場合は、火入れを中止させる。

（5）火入れを許可した時は、各関係機関との連絡の万全を図る。

4 消火資機材の整備

津別消防署、津別消防団等は消火資機材の整備充実を図る。

5 相互応援の体制づくり

林野火災は数日にわたることもあり、また、地域が限定されるため、津別町、消防署、消防団、自治会、日本赤十字奉仕団等の連携が円滑に進むよう協力体制を確立する。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等を環境保全に配慮しながら進める。

また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施する等河川の管理に万全を期する。

- 2 災害時に迅速に行動できるよう、日ごろから水防資器材の点検・整備を行う。
- 3 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、登録制メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 4 迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは網走開発建設部北見河川事務所及びオホーツク総合振興局網走建設管理部事業課と連絡を取り、その状況を把握しておく。

また、雨量は網走地方気象台及び国土交通省「川の防災情報」等のホームページで公表している雨量計等の情報を随時収集して参考にする。

- 5 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、この計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1）洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - （2）避難場所及び避難経路に関する事項
 - （3）防災訓練として町長が行う洪水及び雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - （4）洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、これらの施設の名称及び所在地
 - （5）要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報の伝達方法
 - （6）町長は、この計画において定められた上記（1）～（3）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
 - （7）町は、「水防法」に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係

る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

資料23 水防用資器材（P. 314）

第2 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した津別町水防計画の定めるところによる。

第3 災害危険区域及び重要水防区域

災害の発生が予想される災害危険区域及び重要警戒区域は、次のとおりである。

区分	該当箇所数	備考
災害危険区域 (道管理河川)	10河川	(1) 網走川 (2) 小沼沢川 (3) シンケビホロ川 (4) タッコブ川 (5) 津別川 (6) オンネキキン川 (7) メナシュキキン川 (8) チミケップ川 (9) ケミチャップ川 (10) 栄森川
重要水防区域	33箇所	

資料14 災害危険区域（P. 300）

資料15 重要水防区域（P. 301）

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1 保安林の整備

風害等の防止及び治山、治水のため、保安林の整備を推進する。

2 応急対策上重要な施設の安全性向上

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

3 家屋等の倒壊防止対策

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は、施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

- (1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれのある建物は、支柱、ロープ等で補強する。
- (3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等を針金、材木等により補強する。
- (4) 北海道電力ネットワーク株式会社の協力により、電灯引込線のたるみや破損の点検を行う。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策は、北海道雪害対策実施要綱（資料44）を準用するほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料44）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項について十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - （1）食料、燃料等の供給対策
 - （2）医療助産対策
 - （3）応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨て場の設定に当たっては、交通障害や洪水災害等に十分配慮し設定すること。

資料33 除雪機械現有数（P. 327）

資料44 北海道雪害対策実施要綱（P. 360）

第2 雪害情報の連絡体制の確立

第3章第3節第2「気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報」の伝達系統により雪害情報の連絡体制を確立する。

第3 暴風雪時における道路管理体制の強化

町及び防災関係機関は、暴風雪時における通行規制等のリアルタイム情報を迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

第4 警戒避難体制の充実

- 1 大雪警報が発令された場合等、町職員等の巡視体制を強化する。
- 2 住民への伝達、適切な避難指示の体制を整備する。
- 3 雪害発生時の避難、救出、給水、食料供給、防疫等の応急措置の体制を整える。

第5 積雪時における消防体制の確立

積雪時の消防活動が十分に行われるよう、道路の除雪、排雪、消火水路の確保等、消防体制を確立する。

第6 屋根雪による事故の防止

雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図る。

第14節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料45）を準用するほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料45）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、雪崩、崖崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害時における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、パトロール、日常点検の実施に努めること。
- 9 融雪出水に際し、地域住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料45 北海道融雪災害対策実施要綱（P.366）

第2 融雪状況の把握

融雪期においては、第3章第3節第2「気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報」の伝達系統により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努める。

第3 警戒避難体制の充実

- 1 重要水防区域及び雪崩、地すべり、又は急傾斜地の崩壊等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、町職員等により住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他の水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- 2 住民への伝達、適切な避難指示を行う。

第4 流下能力の確保

- 1 河道内の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。
- 2 水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持ち業者等とも十分な打合せを行い資器材の効率的な活用を図る。

第5 融雪災害防止のための水防思想の普及徹底

融雪災害防止のためには、住民の協力が必要であり、広報誌等を活用して水防思想の普及徹底に努める。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 現況

町内における土砂災害危険箇所は、資料16のとおりである。

また、指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

(北海道(民有林)の山地災害危険地区)

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

(北海道(国有林)の山地災害危険地区)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.htm>

資料16 土砂災害警戒区域等 (P. 303)

第2 予防対策

1 町

(1) 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

(2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑

かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

- (4) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令する。

2 土砂災害危険箇所の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、地域住民及び関係機関に周知徹底を図る。

3 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。

(1) 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

(2) 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 避難場所の開設準備 (4) 避難指示の発令判断

土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	(1) 自主避難の広報 (2) 避難指示の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備

4 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった場合に、町長が防災活動や地域住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや地域住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

イ 解除基準

降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合

(3) 情報の収集及び伝達体制

土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

5 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

資料48 避難指示等の判断基準（P. 393）

6 避難指示等の発令対象地域

地すべり、崖崩れ等危険区域及び土石流危険渓流等予想区域及びその区域の整備計画は、資料16のとおりである。

資料16 土砂災害警戒区域等 (P. 303)

7 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営に関しては、第5章第4節第9「指定緊急避難場所の開設」及び第5章第4節第11「指定避難所の運営管理等」に準ずる。

8 防災意識の向上

土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法等を記載したハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

第3 形態別予防計画**1 地すべり等予防計画**

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、地すべり危険箇所の周知に努めるとともに、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施するものとする。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

地域住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、定期的に点検を行う。

危険区域の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料44）に基づき、道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

資料44 北海道雪害対策実施要綱（P. 360）

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料44）に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- （1）積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- （2）災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（1）除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

（2）積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は、救助活動や救助物資の輸送などに必要な方法や手段の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の寸断等により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。また、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、専門業者やボランティアの協力体制等の確立に努める。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関しては、第5章第4節第11「指定避難所の運営管理等」に準ずる。

4 住宅対策

応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第6 観光客の安全確保

1 災害時の情報伝達・避難・救援方法の確立

観光客に対する災害時の情報伝達、救援の方法について宿泊施設等の観光施設、関連機関と検討を進める。

2 帰宅手段の確保

災害発生後、できるだけ速やかに観光客が帰宅できるよう交通路、交通手段の確保について検討を進める。

3 観光関連施設と町との連携協力

町は、観光関連施設管理者に対し積極的に施設防災体制・対策の現状把握と対策の徹底を図るように呼びかけるとともに、防災対策についての情報を共有していくこととする。

第17節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実に努める。

第1 予防対策

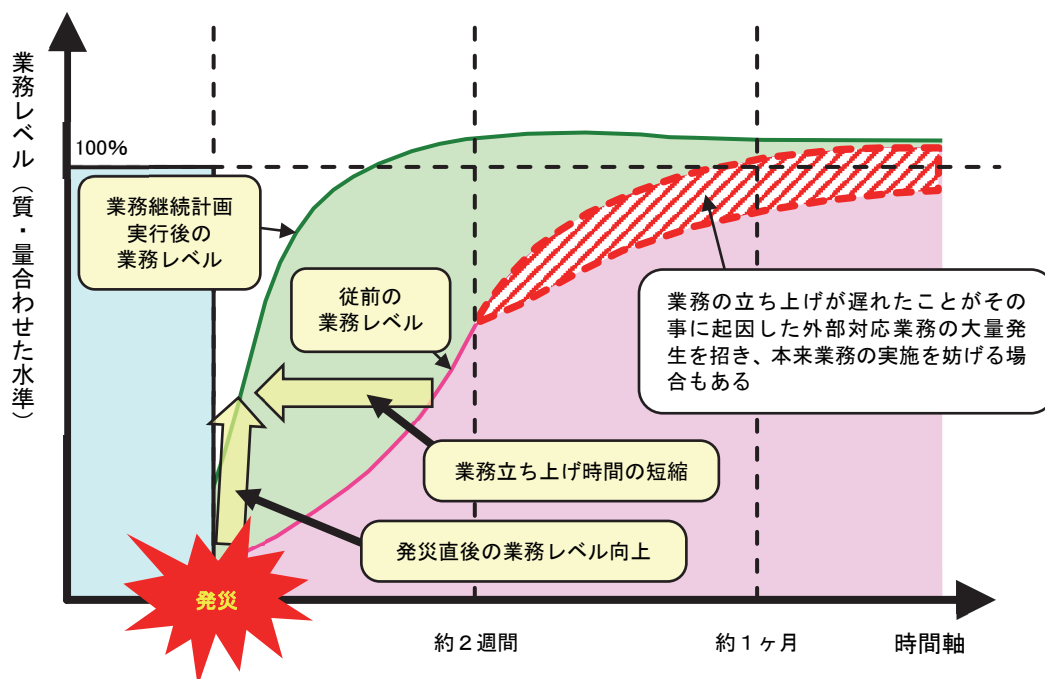
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、災害時の被災者支援や住民対応に不可欠な重要な行政データのバックアップ並びに各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らか

にした非常時優先業務の整理といった重要6要素について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害対策本部となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第19節 文教予防計画

災害の発生に備え、学校やこども園等の文教施設の災害予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第2 災害対策の検討

町内の文教施設は、立地や通学（園）する児童生徒の人数、年齢、通学（園）方法等が施設ごとに異なっている。そのため、施設ごとに立地や周辺環境、施設の規模を考慮した学校防災マニュアル等の作成といった災害対策の検討が必要であり、施設管理者はその整備に努める。

第3 文化財保全対策

「文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）」、「北海道文化財保護条例（昭和30年11月30日条例第83号）」等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、平時から常に当該指定物件の保全、保護に当たる。

第20節 農林業予防計画

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、町、関係施設等の管理者が実施する施設整備等の予防対策については、この計画の定めるところによる。

第1 農林業施設等の予防対策

農林業用施設の管理者が行う災害予防対策は次のとおりとする。

1 農地及び農業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。

また、災害時の対処を円滑に実施するため、津別町農業協同組合との協力体制の確保に努める。

(2) 施設等の点検

町は、農地・農業用施設の管理者と連携し、平常時から農地・農業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、農地・農業用施設に係る洪水浸水想定域等の災害リスクの周知に努める。

2 林地及び林業用施設の予防対策

(1) 協力体制の整備

町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、風水害等の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予警報等に注意し、災害の未然防止に努める。

(2) 施設等の点検

町は、林地・林業用施設の管理者と連携し、平常時から林地・林業用施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(3) 倒木対策の推進

町は、町有林の倒木の防止や倒木による二次災害を防止するため、北見広域森林組合津別事業所及び津別地区林業協同組合、各森林所有者と連携し、町有林の保全管理、計画的な整備の推進に努める。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

町長等の災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

1 町の災害情報等収集及び連絡

（1）町長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

（2）町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

ア 災害情報の収集責任者を情報収集班長とする。

イ 町内各地の情報を収集するため、自治会ごとに連絡責任者を定める。

ウ 防災関係機関は、災害時には、速やかにその情報を把握して町に報告する。

エ 災害情報報告の責任者は総務対策部長とし、災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、集計する。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局に通報する。

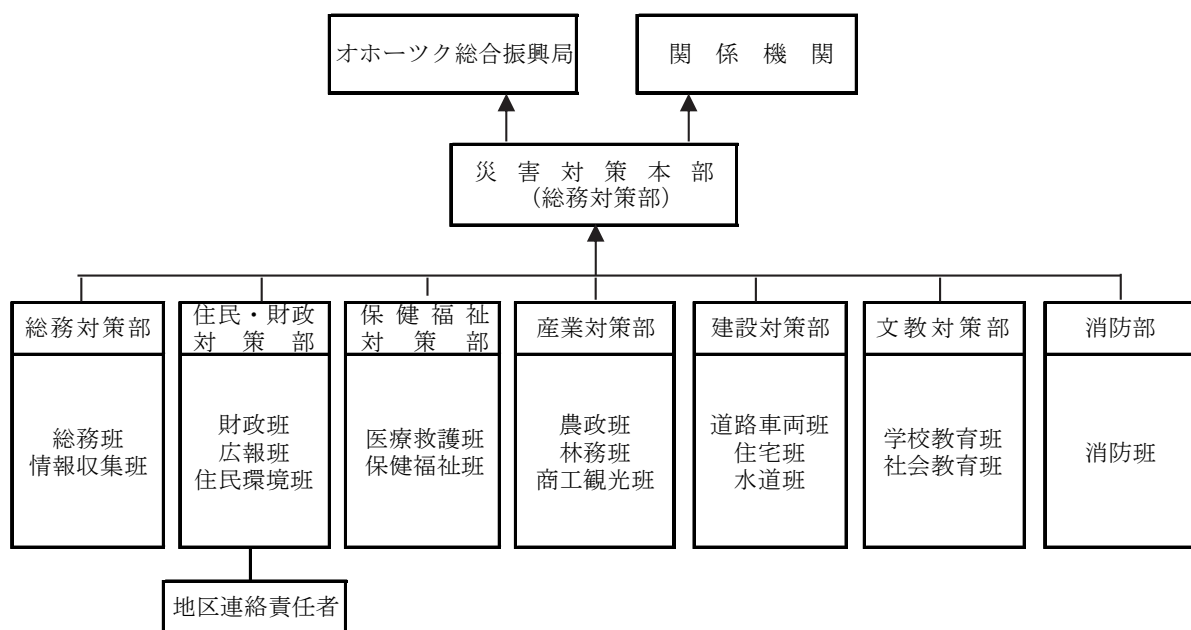
- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況の調査

- (1) 被害状況調査は、関係各部・班が実施する。その分担は、第3章第1節「組織計画」のとおりとし、被害状況判定基準（資料35）に基づいて行う。
- (2) 各班の調査結果は、総務班が集計する。
- (3) 防災関係機関及び災害上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力する。
- (4) 被害状況報告の責任者は総務対策部長とし、災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、総務班が集計する。



災害情報の収集体制

4 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、北海道地域防災計画に定める災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、オホーツク総合振興局長に報告する。

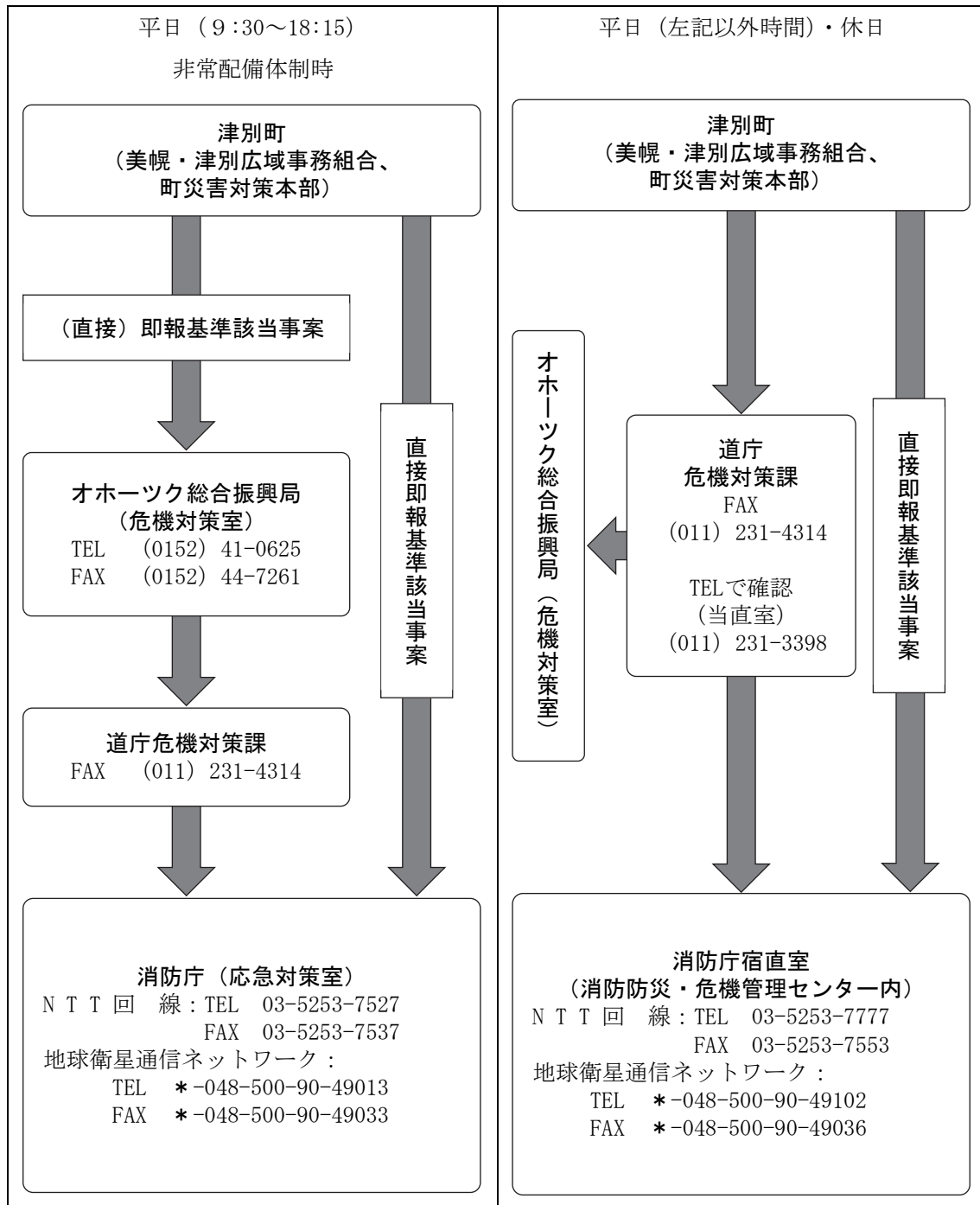
ただし、町長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）（資料47）に定める第2「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（第3「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により、知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。



「*」各団体の交換機の特番 (ただし、町においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

地球衛星通信ネットワークは消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

- 資料35 被害状況判定基準 (P. 329)
- 資料46 災害情報等報告取扱要領 (P. 370)
- 資料47 火災・災害等即報要領 (P. 372)
- 様式 1 災害情報 (P. 460)
- 様式 2 被害状況報告 (速報 中間 最終) (P. 461)

第2 異常現象発見時の情報の収集・伝達

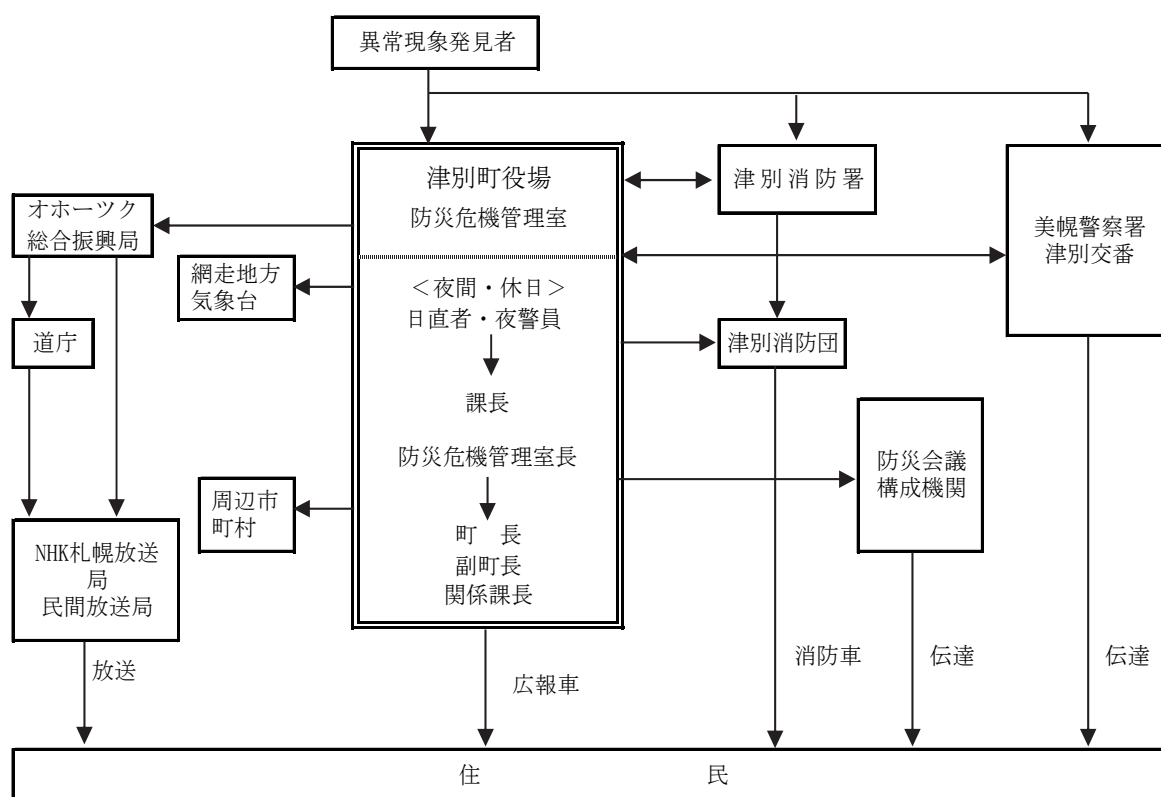
1 発見者からの通報

災害時の異常現象（激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、雪崩、火災、堤防決壊等）を発見した者は、速やかに災害対策本部（町）又は美幌警察署、若しくは津別消防署に通報する。

2 各機関への通報と住民への周知

（1）災害対策本部長は、災害対策基本法第54条に基づき住民、警察官又は消防署員等から異常現象に関する通報を受けたときは、網走地方気象台とオホーツク総合振興局等の関係機関にその旨を通報する。

（2）必要な場合は、広報車、登録制メール、報道機関等により住民に対する広報を徹底する。



異常現象発生時の情報連絡系統

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら、

（ア）「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ）あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ）届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	（１）非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前記の第２の２（４）アの表中８欄に掲げるものを除く。） （２）緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（１）の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	（１）警察機関相互間 （２）犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

電報の内容	機関等
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次表（ア）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	（1）水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 （2）預貯金業務を行う金融機関相互間 （3）国又は地方公共団体の機関（前記の第2の2（4）アの表及びこの表の1欄からこの欄の（2）までに掲げるものを除く。）相互間

（ア）新聞社等の基準

区別	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。）をいう。）を供給することを主な目的とする通信社

電報サービス契約約款（平成11年東企管第99－2号）より引用（別表11）

5 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

（1）町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

イ 消防無線による通信

美幌・津別広域事務組合消防本部津別消防署、消防車等に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

（2）陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経る行う。

(3) 警察電話等による通信

美幌警察署の専用電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(4) 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支店、ネットワークセンター等を経て行う。

(5) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

(6) 網走開発建設部専用電話による通信

網走開発建設部専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い網走開発建設部機関を経て行う。

6 通信途絶時等における措置

これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずる。

また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているため、その利用も検討する。

[連絡先] 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

資料27 専用通信施設 (P. 320)

様式3 通信機器の借用様式 (災害対策用移動電源車)
(P. 463)

様式4 通信機器の借用様式 (通信機器)
(P. 464)

様式5 通信機器の借用様式 (臨機災害放送局用機器)
(P. 465)

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（X（旧・Twitter）等）、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

3 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者、その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそ

れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

（1）町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保の指示

（2）町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

（3）町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を、速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

2 水防管理者（水防法第29条）

（1）水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（2）水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、美幌警察署長にその旨を通知する。

3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

（1）警察官は、1の（2）により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置

の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。

4 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（オホーツク総合振興局）、北海道警察本部（美幌警察署等）及び自衛隊は、法律又は町地域防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している網走地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3 避難指示等の基準

避難指示等の基準については、資料48のとおりである。

資料48 避難指示等の判断基準（P. 393）

第4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶお

それがあつことを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル 5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル 4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル 3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定

避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の受け入れ及び生活環境の整備

町は住民票の有無に関わらず、指定緊急避難場所や避難所に避難した者を適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難場所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

第10 指定避難所の開設

1 町は、災害時、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

4 町は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意す

る。

- 6 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや登録制メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。

資料26 避難場所一覧 (P.316)

第11 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がいの特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、簡易ベッド等の早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避

難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、必要に応じて道からの助言・支援を求める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- 7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- 10 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて宿泊施設等への移動を避難者に促す。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

- 11 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- 12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- 13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の

他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

- 14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

資料49 避難所運営マニュアル (P. 411)

第12 広域避難

1 広域避難の協議など

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、本町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 関係機関及び道は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

- (3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (7) 知事は、災害の発生により、町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対する被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

- (2) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等

を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員
- 2 消防機関の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団（消防団）長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害時は、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の、災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害時において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止、若しくは制限、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、若しくは制限、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、この計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（オホーツク総合振興局長）に要求する（様式6）。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は、前項によって派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊の長に部隊の派遣を要請するものとする。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により、要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、以下の連絡先に直接通知することができる。ただし、この要求をしたときは速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行う。

連絡先	陸上自衛隊第5旅団
連絡窓口	第6即応機動連隊（美幌駐屯地司令）
所在地	網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）

2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

3 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の町において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

様式6 自衛隊派遣要請書 (P. 466)

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長及び知事（オホーツク総合振興局長）は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

町長及び知事（オホーツク総合振興局長）は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第4 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請によって派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第5 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣要請の目的が達成したとき、又はその必要がなくなったときは速やかに文書（様式7）をもって知事（オホーツク総合振興局長）に連絡する。

様式7 自衛隊の撤収書（P. 467）

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節第13「広域一時滞在」による。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1 町に対する応援（受援）

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

2 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料58）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

3 基本法による応援

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（オホーツク総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた知事（オホーツク総合振興局長）及び市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

資料58 各種協定等（P. 458）

4 応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、道及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

5 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長から応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関（美幌・津別広域事務組合）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、

他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等からの応援の受入れ体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」（資料50）及び「北海道緊急消防援助隊受援計画」（資料51）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料50 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

(P. 412)

資料51 北海道緊急消防援助隊受援計画 (P. 423)

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 緊急運航の要請

町長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対して要請を行う。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他ヘリコプター等による活動が最も有効と認められる場合

また、自衛隊に対する要請は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。

2 要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式8）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式9）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

5 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料53）に基づき行う。

(2) 救急患者の搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後オホーツク総合振興局（危機対策室）にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式10）を提出する。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

6 離着陸場の確保

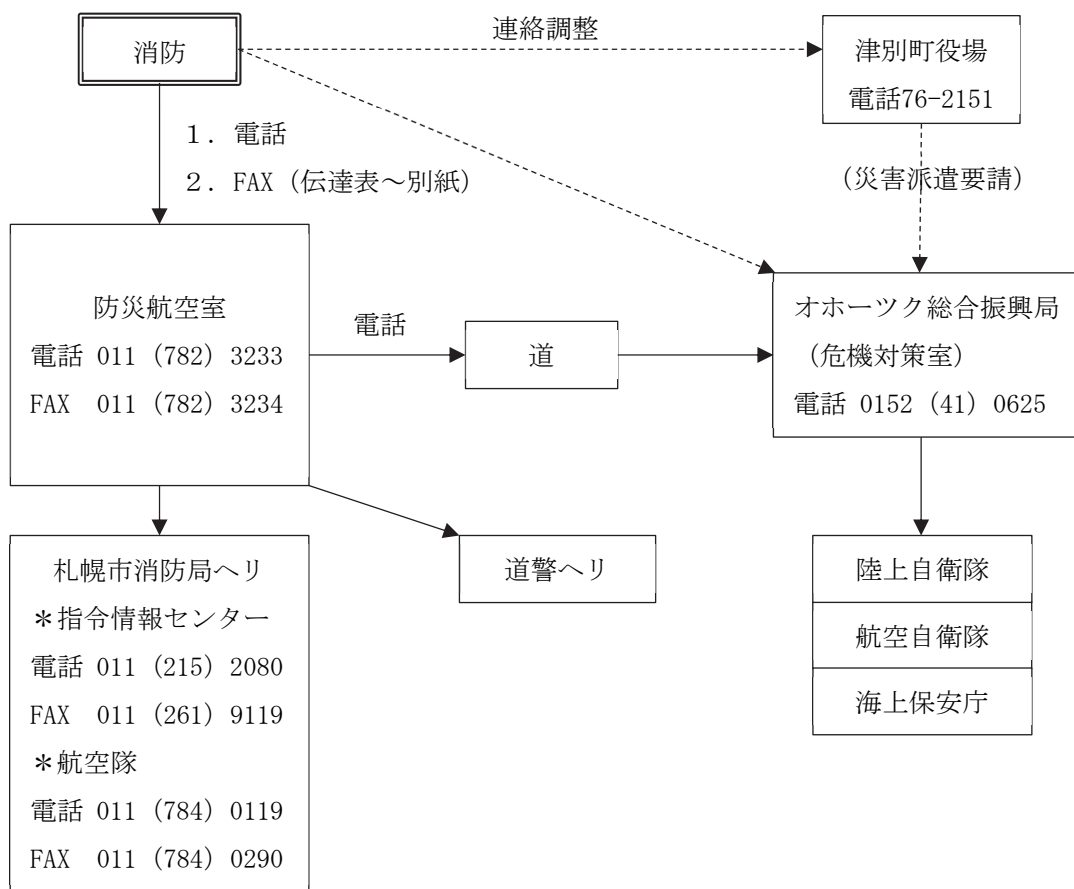
安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する（資料28）。

7 安全対策

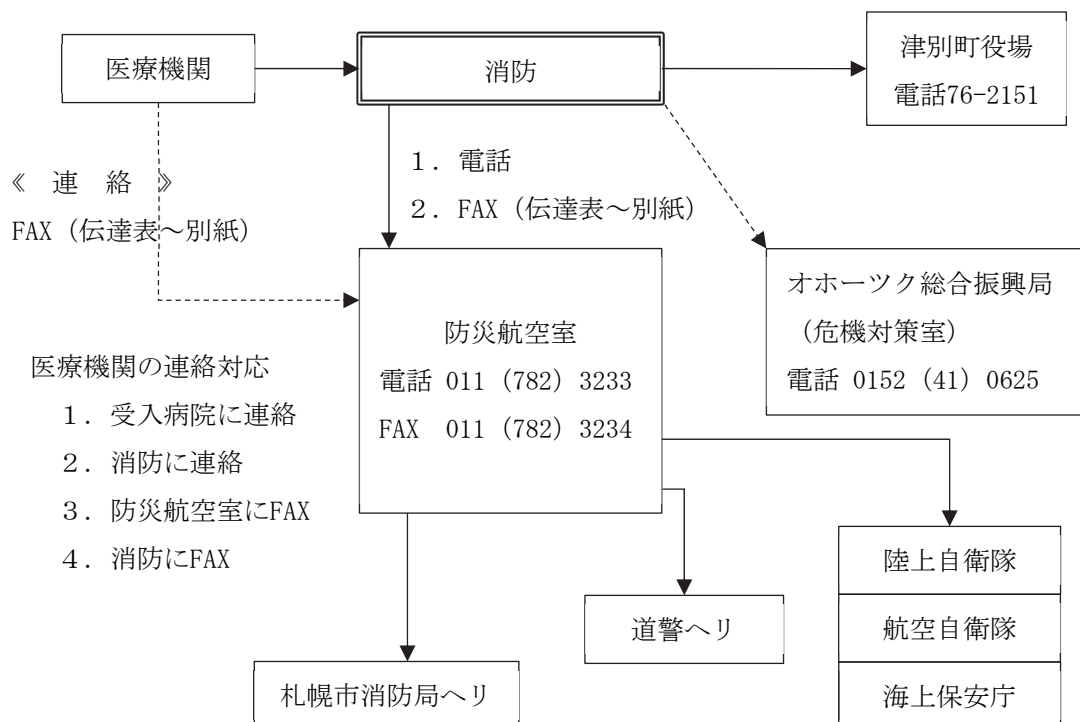
ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

8 消防防災ヘリコプターの運行系統

(1) 消防関係業務



(2) 救急患者の搬送



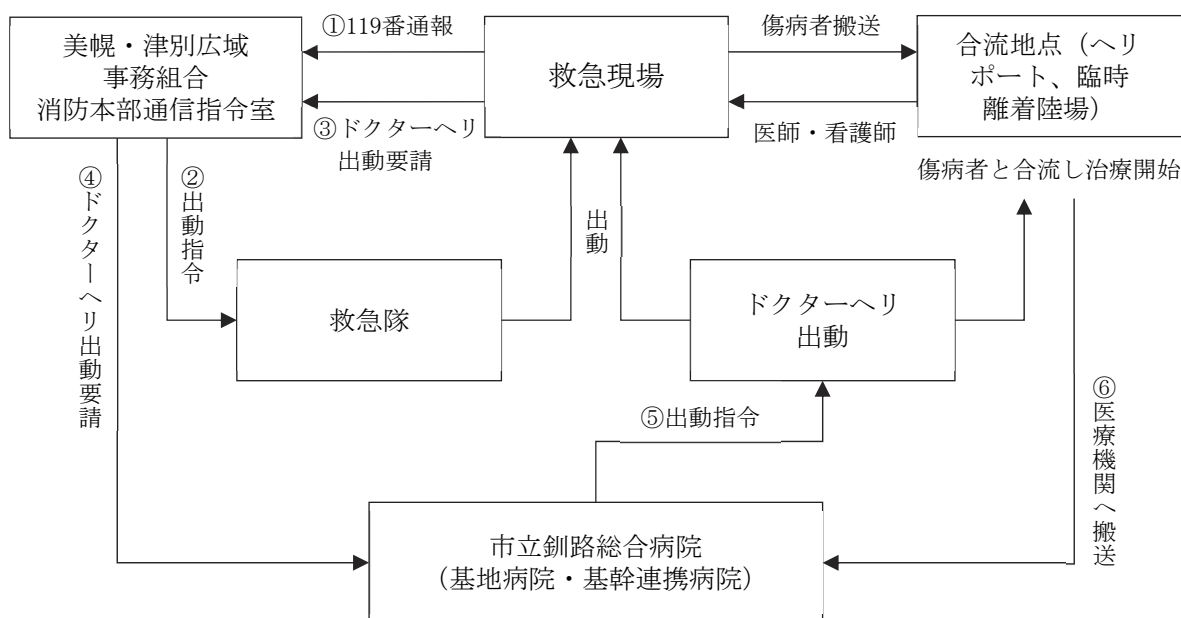
資料28	ヘリコプター離着陸可能地 (P. 321)
資料52	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱 (P. 433)
資料53	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者 の緊急搬送手続要領 (P. 441)
様式8	北海道消防防災ヘリコプター運航伝達票 (P. 468)
様式9	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る 災害等状況報告書 (P. 469)
様式10	救急患者の緊急搬送情報伝達票 (P. 470)

第4 ドクターヘリの要請

1 要請基準

119番通報を受報した美幌・津別広域事務組合又は現場に出動した救急隊が救急現場において、「救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」(資料54) または「ドクターヘリ要請基準」(資料55) に記載されている基準例を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。

2 要請方法 (ドクターヘリ運用の流れ)



資料54	救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン (P. 443)
資料55	ドクターヘリ要請基準 (P. 445)

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（消防）

町長（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求める。

2 美幌警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

第2 救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2 医療救護活動の実施

1 町が実施する医療救護活動

(1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、津別病院に医療救護の要請を行う。また、災害の状況に応じて日本赤十字社北海道支部、美幌医師会、その他の関係機関（災害派遣チーム「DMAT」を含む。）等の関係機関に協力を要請する。

ただし、救助法が適用された場合は、知事が実施し、町はこれに協力する。

(2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 医療救護の対象者

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要措置を講ずる。

3 救護所の設置

(1) 設置基準

町は、以下の基準を目安として救護所の設置を決定する。

- ア 町内の医療施設の診療能力を超える程の多数の負傷者が発生したとき
- イ 町内の医療施設が被災し、十分な診療機能が発揮できないと判断したとき
- ウ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき

(2) 設置場所

町は、災害の状況等を勘案するとともに、以下の点に留意して設置場所を決定する。

- ア 負傷者が多数見込まれる地域に設置する。
- イ 負傷者が集まりやすい場所に設置する。
- ウ ライフラインの確保が容易な場所に設置する。
- エ 応急処理が実施できる広さが確保できる場所に設置する。

資料19 医療機関等一覧 (P.311)

第3 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として美幌・津別広域事務組合津別消防署が実施する。

ただし、美幌・津別広域事務組合津別消防署の救急車両が確保できないときは、町、道等が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの派遣については、本章第8節第4「ドクターヘリの要請」を準用する。

第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第5 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 北見保健所長の指導のもと集団避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第2 防疫の実施組織

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

第3 感染症の予防

1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び知事（北見保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施する。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難場所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して知事（北見保健所）の指示を受け、予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、知事（北見保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の

取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

（２）し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事（北見保健所）の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

9 防疫用資機材の確保

町は、消毒器材など必要な防疫用資機材を確保するとともに、普段からその使用方法について訓練に努める。消毒剤については、専門業者等から調達し、不足する場合には道に対して確保を依頼する。

10 防疫活動の報告

町は、災害防疫活動を実施したときは様式に従って防疫活動状況を取りまとめ、保健所を通じて道に報告するとともに、完了したときにも同様に報告する。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、知事（北見保健所）が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

ただし、感染症病隔離病舎に収容することが困難なときは、適当な場所に臨時隔離病舎を設けて収容する。また、やむを得ない理由で自宅隔離を行う場合は、し尿等の衛生的処理を特に厳重にする。

感染症病隔離病舎

名称	ベッド数	所在地	電話
北見赤十字病院	2	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

町は、知事（北見保健所）や指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

町は、北見保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

家畜の防疫については、本章第37節「農林業応急対策計画」を準用する。

第12節 清掃等計画

被災地区のごみ及びし尿並びに家屋倒壊等に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境保全と復興を図る。

第1 実施責任者

1 ごみ及びし尿処理

- (1) 災害時における清掃は、町長（住民対策部）が実施する。
- (2) 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を要請する。

2 死亡獣畜の処理

オホーツク総合振興局農務課の指示に基づき町（産業対策部）が実施する。

第2 ごみ処理

1 収集の方法

- (1) 被災地の住民に協力を要請し、伝染病の源となる汚物、生ごみから優先的に収集するよう努める。
- (2) ごみの収集にあたっては、できるかぎり平時の分別区分による収集に努める。

2 ごみ処理

- (1) 可燃物ごみ処理は、北見市クリーンライフセンターで行う。
- (2) 不燃物ごみ処理は、一般廃棄物最終処分場（共和）を利用する。

第3 し尿処理

1 計画の作成

公共下水道の被害状況を基に、し尿処理計画を作成する。

2 仮設トイレの設置

避難場所等で既存のトイレが不足するときは、民間業者等より調達し、仮設トイレを設置する。

3 処理方法

- (1) 被害の状況によりし尿処理施設による処理が必要な場合は、避難所など緊急を要するものから優先的に行うとともに、平常のし尿収集業務も並行して行う。
- (2) 被害が大きく町で処理不能の場合は、オホーツク総合振興局を通じて道に連絡し、他市町村の応援を求める。

第4 災害廃棄物処理

1 計画の作成

災害廃棄物の発生量を予測し、災害廃棄物処理計画を作成する。

2 処理方法

- (1) 災害廃棄物は、その所有する事業所の管理者が基本的に処理するが、町は必要に応じて清掃班を編成し、委託業者等の協力を得て実施する。

- (2) 災害廃棄物は、可燃物、粗大物、埋立て物にできる限り分類して、あらかじめ定めた臨時集積場へ集積する。
- (3) 分別収集された災害廃棄物は原則として、それぞれ北見市クリーンライフセンター、一般廃棄物最終処分場（共和）で処理・処分する。
- (4) 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、北見保健所又は道に応援要請を行う。

第5 清掃班の編成

1 清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。

- (1) ごみ処理班 班長1人、班員2～4人
- (2) し尿処理班 班長1人、班員2人
- (3) 産業廃棄物処理班 班長1人、班員5～10人

2 清掃班を編成する場合は、各自治会の衛生部長を含めて編成する。

第6 死亡獣畜（牛、馬、豚等の死骸）の処理方法

- 1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却等の適正な処理を行う。
- 2 移動することができないものについては、オホーツク総合振興局農務課の指導を受けて臨機の措置を講ずる。
- 3 埋却する場合には1m以上覆土する。

資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設（P. 351）

第13節 災害警備計画

この計画は、町長が警察に対して応援の要請を行い、災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

なお、美幌警察署が行う災害警備は、「美幌警察署災害警備計画」に基づくものとする。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

1 町（美幌・津別広域事務組合津別消防署）

- （1）町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- （2）消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- （3）消防吏員は、（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（美幌警察署）

- （1）災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。
- （2）通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- （3）（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道開発局

国道及びその路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

4 道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

5 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等及び警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）により交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、地域住民に周知する。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区

間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（美幌警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

（１）知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（美幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

（２）確認場所

緊急通行車両の確認は、道（オホーツク総合振興局）又は美幌警察署及び交通検問所で行う。

（３）証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（様式11）、「標章」（資料29）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

（４）緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

（ア）特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

（イ）消防、水防その他の応急措置に関する事項

（ウ）被災者の救難、救助その他保護に関する事項

（エ）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

（オ）施設及び設備の応急の復旧に関する事項

（カ）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

（キ）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

（ク）緊急輸送の確保に関する事項

（ケ）その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

（５）発災前確認手続の普及等

町は、道及び地方行政機関と連携し、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う等、その普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会（美幌警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、かつ、公安委員会の意思決定により、規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（美幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 規制除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都府県公安委員会又は他の都府県知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受けかつ当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会（美幌警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

様式11 緊急通行車両確認証明書 (P. 471)

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

資料30 緊急輸送道路 (P. 323)

資料31 道路点検の優先順位 (P. 324)

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

なお、町、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行う。

また、町長が必要と認める場合は、知事（オホーツク総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に町の所有する車両等（資料32）を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、町内の自家用及び営業用車両の保有者又は関係機関等の協力を得るほか、他の防災関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町内で調達が不能の場合は、オホーツク総合振興局に要請する。

また、要配慮者の輸送に当たっては、民間の福祉車両の借上げを行う等、要配慮者の状態に配慮した輸送を行う。

燃料の調達・供給は、町内の業者に協力を要請しておき、給油場所を指定し供給する。

2 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な場合、又は山間へき地などに緊急輸送の必要がある場合には、オホーツク総合振興局を通じて消防防災ヘリコプターの運航を要請する。

陸上輸送による緊急輸送が難しい場合や緊急を要する場合は、道にヘリコプターの派遣を要請する。

ヘリコプターの発着場所及びHマークは、資料28のとおりとする。

3 急患者等の緊急輸送

現地で患者の措置をすることが困難な場合で、車両等による陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し雪上車又はヘリコプター等の出動を要請する。

資料28 ヘリコプター離着陸可能地（P. 321）

資料32 町有車両 (P. 325)

第3 輸送の範囲

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による輸送の範囲は次のとおりである。

- 1 被災者の避難のための輸送
- 2 医療のための輸送
- 3 被災者の救出のための輸送
- 4 飲料水の供給のための輸送
- 5 遺体の捜索のための輸送
- 6 遺体の処理のための輸送
- 7 救済用物資の整理配分のための輸送

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第16節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

第2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、オホーツク総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第3 実施体制

1 供給対象者の把握

- （1）避難所については、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。
- （2）住宅の被害、電気・ガスの供給停止等により炊事のできない在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力により把握する。
- （3）災害応急対策活動従事者については、各部の協力により把握する。

2 食料の確保

- （1）町内の小売業者又は卸売業者からの購入により、食料（主食、副食、調味料）を確保する（資料20）。
- （2）町だけで調達不可能な場合は、オホーツク総合振興局を通じて道に要請する。
- （3）災害救助法が適用され、応急食料が必要と認められた場合、町長はオホーツク総合振興局を通じて道に応急用米穀の供給を要請する。

3 供給体制

- （1）災害応急対策の進展の状況により、当初は調理を必要としない食料品を供給し、その後は栄養のバランス、食べやすさ、活力の維持などに考慮する。
- （2）要配慮者を含む避難行動要支援者に配慮した食物の供給を行う。
- （3）情報が住民に行き渡るよう広報に努める。

4 炊き出し

- （1）学校給食センターの給食施設において炊き出しを行う。
- （2）炊き出し及び配給は町長（文教対策部）が行うが、要員が不足する場合は津別町赤十字奉仕団、地域の自主防災組織、ボランティア等の協力を要請する。
- （3）町において炊き出しが困難な場合又は必要数量を満たせない場合は、業者から購入し、供給する。

5 食料品の集積場所

避難施設、交通アクセス及び連絡に便利な公共施設等を災害時の食料品の集積場所とする。

資料20 米穀小売販売業者 (P. 312)

第17節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、この計画の定めるところによるほか、町水道事業所有の「危機管理マニュアル」に基づき実施する。

第1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

2 応急給水計画と応急復旧計画の策定

町は水道の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画をたてる。この場合の応急給水の目標値は、被災住民に対して1人1日3ℓ以上とする。

3 生活用水の確保

- (1) 被災地において水源を確保することが困難なときは、近隣地域の災害をまぬがれた適当な補給水源から給水車により取水し、被災地域内へ輸送のうえ、給水する。
- (2) 家庭用井戸等により給水する場合は、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときに給水する。
- (3) 町だけで水の確保が不可能な場合は、日本水道協会「災害時相互応援協定」に基づき道、その他の関係機関の応援を要請する。
- (4) 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

4 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。

第2 給水の実施

1 給水体制

- (1) 被災地又は必要と認められる地域に給水所を設置する。
- (2) 給水タンクを確保し、運搬給水する。
- (3) 給水期間は原則として7日以内とする。

2 給水方法

- (1) 町内全域にわたる災害の場合は、医療施設、救護所、避難所、消火栓等、緊急を要するものから優先させる。
- (2) 幼児や高齢者に特に配慮して給水を行う。
- (3) 災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、多くの住民に平等に行き渡るように努め

る。

(4) 応急給水を行うときは、給水時間、給水場所、給水方法等を事前に住民に周知する。

3 給水資機材

本町の給水資機材の保有状況は、資料21のとおりである。

4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

資料21 給水資機材 (P. 313)

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

1 実施体制

(1) 供給対象者の把握

- ア 災害により住家に被害を受けた者（被害程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水とする。）
- イ 災害により被服、寝具その他の生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 生活必需品の範囲

寝具（毛布、布団等）、衣類（肌着、くつ下等）、炊事道具（なべ、包丁、ガス器具等）、食器、保育及び介護用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）、日用品（石鹸、歯ブラシ、トイレットペーパー、ちり紙等）、光熱材料（マッチ、ロウソク、懐中電灯、薪炭等）

(3) 物資の確保

- ア 町内の小売店及び卸売店から購入して必要物資を確保する。
- イ 町内において調達が難しい場合は、道及び近隣市町村からの応援を要請する。

(4) 集積場所

避難施設、交通アクセス及び連絡に便利な公共施設等を災害時の生活必需品の集積場所とする。

(5) 配付

町は、集積された物資を避難所に配送する。また、配送に際して、必要な人員及び車両等を確保する。

(6) 給付記録の整備

被災者に対し給付を行った場合は、台帳等にその内容を明確に記録する。

(7) 災害救助法が適用された場合

災害対策本部は、配付計画を作成し、これに基づいて被災者に配付する。不足分は道に要請する。

第3 生活必需物資の確保

町長は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。

資料25 衣料品店 (P. 315)

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- 1 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 町内業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。

第20節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 町の措置

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

1 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

2 広報活動

町は、北海道電力ネットワーク株式会社（北見支店）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報車及び町ホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第2 北海道電力ネットワーク株式会社（北見支店）の措置

北海道電力ネットワーク株式会社（北見支店）は、基本法に基づいて北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が作成した「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 非常災害の事前対策

- 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとる。
- 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間毎に関係機関と確認しておく。

第2 災害発生時の対策

町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している「災害等の発生時における津別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」のほか、美幌警察署、美幌・津別広域事務組合との連携を密にし、二次災害の防止に努める。

資料58 各種協定等 (P. 458)

第3 町の措置

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

第22節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道等

本町では、簡易水道により給水が行われており、災害が発生した場合は、被災した施設の迅速な応急復旧を図る。

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 町内及び近隣市町村の水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 原則として、被害の少ない水道から順次応急修理を行うが、水源から浄水場及び配水池に至る導・送水管の復旧を優先し、次いで配水管、給水管の順とする。
- (5) 復旧に際しては、ジョイント部など耐震性の高い工法を採用する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道等

本町には、特定環境保全公共下水道及び個別排水処理施設があり、被災した施設の応急復旧対策を迅速に行い、内水による浸水の防止、生活の維持に努める。

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道等管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 原則として、最下流部の下水道から順次応急修理を行うが、医療施設、避難場所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
- (3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
- (4) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (5) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (6) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (7) 上水道等の施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

(8) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町及び下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、この計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地すべり
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞
砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

（1）応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（2）応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受ける

ことにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、「被災宅地危険度判定実施要綱」（資料56）に基づく被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し地域住民の安全を図る。

資料56 被災宅地危険度判定実施要綱（P. 446）

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定士の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

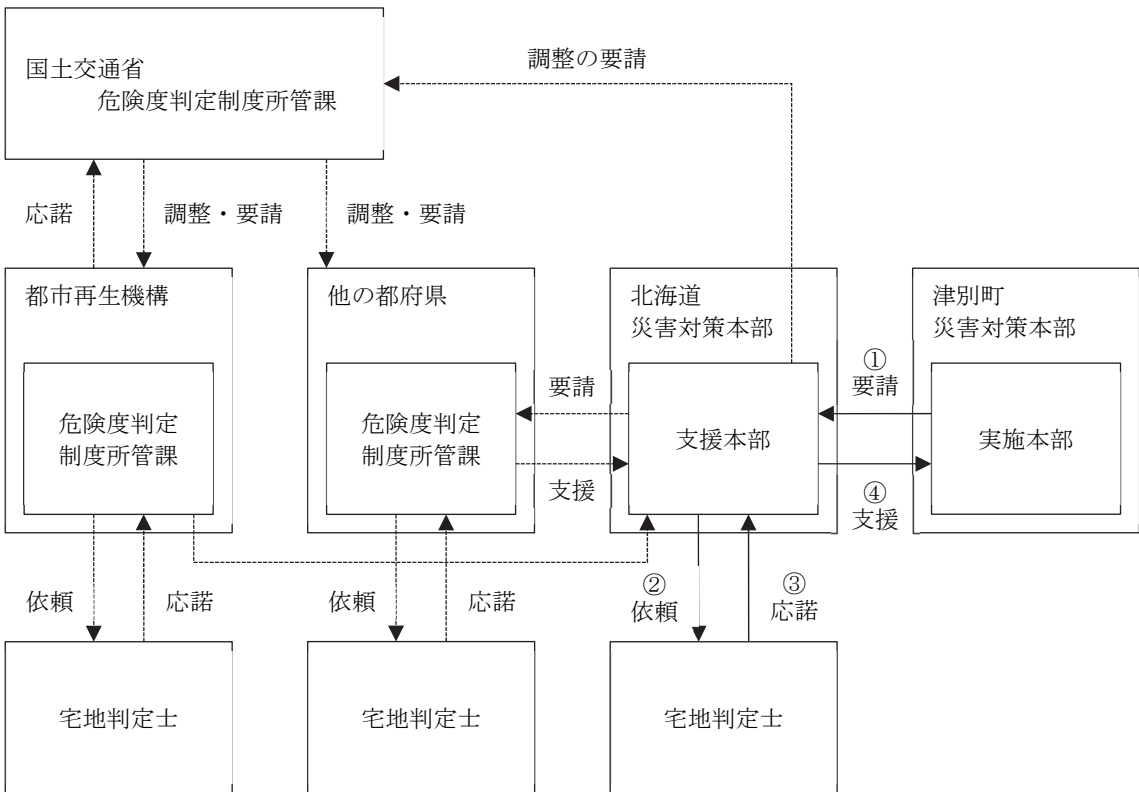
- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。



(被災宅地危険度判定業務実施マニュアルを参考に作成)

第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦（夫）、母（父）子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

建設戸数は、町長の要請に基づき道が決定した戸数を原則とする。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 応急修理の戸数

限度戸数は、原則として町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

町長（建設対策部）は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんで依頼する。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）及び河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の情報収集

障害物除去を必要とする道路については、緊急輸送道路を中心にあらかじめ定めた優先順位（1次点検道路、2次点検道路）に基づき、効率的に障害物除去が行えるように関係機関等との連携を図りながら、町（建設対策部）が情報収集を行う。

資料31 道路点検の優先順位（P. 324）

第4 障害物処理計画の策定

災害による被害が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模である場合には、町は国、道及び関係機関と協議し障害物処理計画を策定する。

第5 障害物処理の実施

- 1 道路等の障害物の除去は、各施設管理者が行う。

ただし、被害が広範囲であり、対応が困難な場合には各施設管理者と協議し、町が障害物の処理を実施する。

- 2 道路等の障害物の除去は、国道240号など、道・町指定の緊急輸送道路を優先して実施する。
- 3 住居等については、その所有者・管理者が行う。ただし、二次災害のおそれや応急対策を実施する上で緊急に処理する必要がある場合、及び災害救助法が適用された場合で以下の項目に該当するものに限り町長が行う。
 - (1) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に土砂、流木等の障害物が運び込まれた場合
 - (2) 土砂、立木等の障害物が住居等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている場合
 - (3) 自己の資力では除去できない場合

第6 障害物の除去の方法

- 1 火災、水害等による障害物の除去は、消防団を中心として建設業者、住民が実施する。
- 2 必要に応じて自衛隊の派遣、隣接市町の応援を要請する。
- 3 障害物除去に必要な資機材は、資料34のとおりであり、不足する場合は津別町建設業協会の協力を得て調達する。

資料34 障害物除去のための町有車両 (P. 328)

第7 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、一般廃棄物最終処分場（共和）を使用するほか、町内の山間及び交通に支障のない国・道・町有地とするが、適当な場所がない場合は民有地等を一時使用する。なお、民有地の場合は所有者に速やかに連絡し承諾を受ける。

第8 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対策実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡の上、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして衛生管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第28節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により、行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、町及び美幌警察署が実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（津別町分区）が行う。

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

（1）搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（2）搜索の実施

町長が、美幌・津別広域事務組合津別消防署、美幌警察署に協力を要請し、搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

（3）搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

2 変死体の届出

変死体については、直ちに美幌警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

3 遺体の処理

（1）対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

（2）処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官）

（3）処理の方法

ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部（津別町分区）の検案を受け、次により処理する。

（ア）身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）」の規定により処理する。

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼する等、広域火葬に係る調整を行う。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）」第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。
- 3 災害時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
- 4 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。
 - （1）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保
 - （2）動物のしつけと健康管理
 - （3）災害時の心構え

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第30節 応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、津別町農業協同組合等と緊密な連携をとって応急確保に努め、これにより更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じて農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- （1）家畜の種類及び頭羽数
- （2）飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- （3）購入予算額
- （4）農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- （1）家畜の種類及び頭数
- （2）転飼希望期間
- （3）管理方法（預託、付添等）
- （4）転飼予算額
- （5）農家戸数等の参考となる事項

第3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努める。

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、この計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」等に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」による。

第1 実施責任

- 1 町は、町内の被災地における災害廃棄物等の処理を行う。災害廃棄物等の処理の迅速化を図るため、「災害廃棄物処理計画」の策定に努める。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町が実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は、基本法に基づき、環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、北見保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設（P. 351）

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平

常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

なお、災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等が災害対策本部と連携し、災害ボランティアセンターを役場庁舎及び駐車場に設置し、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

また、大規模な災害では、隣接の市町も同様の災害を受け支援を受けられないおそれがあるため、各団体・組織等の協力によりできるだけ町内で必要な要員の確保を図るとともに、他の離れた地域の市町村との支援協定等による応援を求める。

第1 要員確保の方法

- 1 応急対策の人員が不足するとき、又は特殊な作業技術者が必要なときの要員は次の中から状況に応じた的確に確保を図る。
 - (1) 本部の部員（消防団員を含む。）
 - (2) 自主防災組織・自治会
 - (3) 災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、建設、交通、郵便、商業等）
 - (4) 事業所等の消防隊・自主防災組織
 - (5) 作業員の雇上げ、関係会社等への発注
 - (6) 自衛隊員の応援要請
 - (7) 道職員の応援要請
 - (8) 他市町村職員の応援要請
- 2 北海道広域消防相互応援協定や医療機関との支援協定に基づき、災害時には必要に応じて応援を求める。

第2 作業員の雇上げ、関係会社等への発注

災害応急対策の実施において人員が不足、又は特殊な技術が必要なときには、それぞれの応急対策実施機関において作業員等の雇上げ、関係会社等への発注を行う。動員等に要する経費（賃金等）は、災害救助法適用の場合の要領に準じて行う。

第3 一般労働者の募集、関係会社等への発注

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、性別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 賃金及びその他の費用負担
 - (1) 一般労働者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

- (2) 一般労働者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第34節 職員派遣計画

町長は、災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - （1）派遣を要請する理由
 - （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
 - （3）派遣を必要とする期間
 - （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - （5）（1）～（4）に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - （1）派遣のあっせんを求める理由
 - （2）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - （3）派遣を必要とする期間
 - （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - （5）（1）～（4）に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下、「派遣側」という。）及び職員派遣受入れ側（以下、「受入れ側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下、「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。

また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員について、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方

公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。

- 4 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用するものとする。
- 5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第4 自衛隊の災害派遣要請

本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき派遣要請を行う。

第35節 災害義援金品の受け入れ・配分計画

被災者に対し全国から送られる義援物資、義援金についての受け入れ態勢を定め、确实・迅速に配分を行う。

第1 義援物資、義援金受け入れの周知

町は義援物資、義援金の受け入れについて、一般への周知が必要と認められる場合は、道災害対策本部、日本赤十字社北海道支部及び報道機関等を通し次の事項を公表する。

- 1 送付先
- 2 受け入れを希望する物資及び希望しない物資のリスト
- 3 募集期間

第2 義援物資、義援金の受け入れ・保管

- 1 一般からの受け入れ窓口（町、町社会福祉協議会、日赤津別町分区）を開設する。
- 2 受け入れ要員を確保する。
- 3 輸送、保管に適した義援物資は、あらかじめ定めておいた一時保管場所に保管する。
- 4 郵便小包により義援物資が集中した場合には、あらかじめ協定を定めて津別郵便局での保管・整理を要請する。
- 5 義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

第3 配分

- 1 義援金は、配分基準に則して配分する。
- 2 義援物資は、町の調達物資、応援要請物資等と調整し、効果的な配分を行う。この配分に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を含む避難行動要支援者に十分配慮する。

第36節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、知事（オホーツク総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準			
被害区分 人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
津別町 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用			
1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの (2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの (3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。			

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の町において現に救助を必要とする者に対して行う。

第3 救助法の適用手続

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるもの ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：町 設置：道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必	町

	需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
医療	災害により医療の途を失った者	救護班:道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班:道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

第5 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を道本部に報告する。

第6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第37節 農林業応急対策計画

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、営農体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、風水害等による農林業被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、津別町農業協同組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努める。

第2 農林業施設等の応急対策

1 農地及び農業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害等の災害が発生した場合には、津別町農業協同組合及び農地・農業用施設の管理者と連携し、農地・農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 関係機関等への連絡

町は、農地・農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

ア 農産物及び農業用施設

町は、道及び津別町農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

町は、道及び津別町農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。

(ア) 死亡獣畜の処理

(イ) 家畜伝染性疾患の発生及びまん延防止措置

(ウ) 家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給

2 林地及び林業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害や山地災害等の災害が発生した場合には、津別地区林業協同組合、北見広域森林組合及び林地・林業用施設の管理者と連携し、林地・林業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 関係機関等への連絡

町は、林地・林業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

ア 町は、林地・林業施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施する。

イ 町、津別地区林業協同組合及び北見広域森林組合は、林地・林業施設の被害状況に応じ、

次の応急対策を実施する。

- (ア) 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- (イ) 苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給
- (ウ) 応急対策用資機材の供給
- (エ) 林産物の生産段階に対応した指導

第3 家畜防疫

1 家畜防疫の実施

(1) 緊急防疫の実施

町長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じ「家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）」を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

(2) 獣医薬品器材の確保

町長は、緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努める。

(3) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

町長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

(4) 家畜衛生車の被災地への出動要請

町長は、必要に応じ家畜保健衛生所に家畜衛生車の出動を要請し、被災地の防疫に当たる。

2 家畜の救護

町長は、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

第1 基本的な考え方

町における地震については、過去の地震及び最近の地震予知研究などから、広範囲において考えられるため、「北海道地域防災計画・地震防災計画編」に基づき想定する。

第2 地震の被害想定

町における地震の想定は、資料11のとおりである。

資料11 地震の想定 (P. 286)

第2節 災害予防計画

町は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 町民の心構え

「平成30年北海道胆振東部地震」等道内で過去に発生した地震災害や「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

（1）平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

（2）地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れが収まったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ク エレベーターの使用は避けること。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジン

キーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するため、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 安全な市街地づくり

地震や火災による被害を拡大させないために建物の耐震化、不燃化（難燃化）を促進するとともに、火災の発生・延焼を防ぎ、避難を容易にする道路や建物と建物の間の空地、公園などのゆとりのあるまちづくりを進める。

(1) 市街地の不燃化（難燃化）・耐震性の促進

不特定多数の人が利用する建築物については、建築基準法及び防火適合表示制度に基づき耐震化・不燃化の指導を強化する。なお、旧耐震基準で建築された公共建築物等の地震に対する安全性の向上については、津別町住宅建築物耐震改修促進計画に基づき進める。

(2) ゆとりのある防災空間づくり

ア 防災空間として避難場所、延焼防止等の機能を果たす身近な公園・緑地・広場の計画的な整備を進める。

イ 災害時の緊急車両等の通行を可能にし、また、避難路、防火帯としての機能をもつ道路の幅員の拡幅と、住民の協力による道路沿いの建築物の前面空間の確保等による沿道空間のゆとりの確保を図る。

2 建築物等の災害予防

(1) 公共・公益建物の予防対策

災害の際の避難先や応急対策、復旧・復興活動の中心拠点となる町役場をはじめとする公共建物や、不特定多数の人々の利用する公益建物の安全性を高める。

ア 耐震診断の実施と防災改修の促進

「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画耐震改定版」を準用するほか、診断のマニュアルの配付、1981年（昭和56年）の建築基準法の新耐震基準以前の建物を中心にした耐震診断の実施、防災改修融資の活用等による公共・公益建物の防災改修の促進に努める。

イ 防火・消防施設、避難器具・施設の整備

建築基準法、消防法等に基づく防火・消防施設の整備、避難器具・施設の整備を進める。

ウ 防火管理者の設置と防火管理体制の確立

各公共・公益施設において、防火管理者を設置するとともに、防火管理体制の確立を図る。

(2) 住宅の予防対策

危険住宅の補強や新築・建て替えにあたっての地震に強い家づくり等により住宅の倒壊を防ぐとともに、家具の転倒防止策により室内での安全性の確保を行う。

ア 危険住宅の補強の促進

パンフレット・マニュアル等による補強方法・補強例の紹介、建築業者の講習会、相談体制の整備、融資・補助の検討等を進める。

イ 新築・建て替えに当たっての地震に強い家づくり

耐震住宅新築の相談体制を整備するとともに、高耐久性木造住宅割増融資の活用等により耐火性、耐震性のある家づくりを促進する。

ウ 家具の転倒防止策の促進

地震時の家具の転倒、移動による被害を防止するため、固定金具の取り付け、ガラス飛散防止フィルム、両開き扉の固定方法、建物一体型のつくり付け収納家具の普及等、パンフレット・広報誌、学校での防災教育、社会教育、自主防災組織による学習会等により啓発・普及を図る。

エ 地震火災の防止

地震被害の軽減を図るためには、火災を最小限に抑えることが重要であり、消火器等の消火用器具の設置、耐火建築物・防火建築物の建築等をパンフレット・広報誌等により啓発するとともに、学校・地区・職場における防火訓練をはじめとする防災訓練を通じて出火防止、初期消火等に関する知識・技術の普及を図る。

(3) 倒壊物・落下物の防止

看板、自動販売機等、倒壊物・落下物による被害を防ぐため、実態調査等により実態を把握し、補強・改修等を促進する。

ア 屋外広告物等の調査の実施

屋外広告物、道路標識、電柱、自動販売機等の倒壊・落下による被害を防止するため、特に通学路・避難路等の調査を行い、危険箇所の地図化等により所有者・管理者の注意喚起を促進する。

イ 建物の外壁や広告物等の落下防止対策の促進

パンフレット等による啓発、防災改修融資の活用促進を図り、倒壊物・落下物の防止を図る。

3 道路施設の安全化

全町的な災害が発生した時の主要な救援・避難道路となる国道240号、主要道道北見津別線等については事前の予防措置を講ずることが重要である。

(1) 道路**ア 国道・道道（国道240号、主要道道北見津別線、道道屈斜路津別線、主要道道津別陸別線、道道訓子府津別線）**

管理責任者である国・道に対して耐震点検調査及び予防対策の迅速な実施を要請する。



イ 町道

耐震点検を行い、亀裂・陥没・沈下・隆起・液状化・がけ崩れ等の予想される危険箇所については必要な対策を実施する。特に、役場、病院、避難所、ヘリポート等を結ぶ町道を緊急輸送道路として指定し整備を図る。

ウ 交通規制用資材、通行障害物除去・道路修繕用資機材の把握

美幌警察署（津別交番）、建設業者等と連携して交通規制用資材、通行障害物除去・道路修繕用資機材の数量・配置場所等を常時把握しておく。

（2）橋梁

耐震点検調査を実施し、その結果に基づいた必要な補修、架け替え等の対策工事を進める。新たに橋梁を建設する場合は、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成5年11月25日付建設省都市局長・道路局長通達）に基づき耐震橋梁を建設する。

4 河川及び河川関連施設の安全化

洪水や地震等の災害に対する堤防等の河川管理施設の点検と安全性の向上のための河川整備を実施する。

5 ライフラインの予防対策

（1）電力施設

北海道電力ネットワーク株式会社は、災害発生時の漏電や通電による火災発生防止、早期復旧に向けて供給施設の耐震化、安全設備の整備、住民への安全対策の周知徹底、復旧用資機材の確保、定期的な防災訓練の実施、非常体制の徹底等の予防対策を推進する。また、町（災害対策本部）との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

（2）LPガス

震度5弱以上の地震が発生すると自動的にガスを遮断するSメーターへの取り替え作業、ガスボンベが転倒しないよう、高圧ホース（100kg以上の力が加わっても切れない）への切り替えを進めるとともに、地震時に利用者がとるべき緊急措置等の指導・啓発、緊急時の体

制の整備等の予防対策を推進する。また、町（災害対策本部）とLPガス販売店との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

（３）上水道

簡易水道により給水を行っているが、老朽化が進んでいる主要施設の耐震性の強化、石綿セメント管の布設替え時の耐震性資材の採用、応急給水に必要なタンク車等の確保、復旧資材の備蓄、水道管路図等の整備等の予防対策を進める。

（４）下水道

特定環境保全公共下水道の整備、個別排水処理施設の普及を図るとともに、復旧資材の備蓄、仮設トイレの調達方法・設置場所等について検討しておく。

（５）電話

東日本電信電話株式会社北海道事業部（委任機関～株式会社NTT東日本一北海道北見支店）は、建物・鉄塔、端末機器等の耐震対策、電気通信設備の停電対策、設備監視対策、危機管理・復旧体制の強化、特設公衆電話の設置体制の整備等により災害時の通信の確保を図る。

6 河川及び河川関連施設の安全化

洪水や地震等の災害に対する堤防等の河川管理施設の点検と安全性の向上のための河川整備を実施する。

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町は、道及び防災関係機関と連携して地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

（１）町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

（２）町、道及び防災関係機関は、町民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図るとともに、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

（ア）地震に対する心得

（イ）地震に関する一般知識

（ウ）緊急地震速報に関する一般知識

（エ）非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備

（オ）建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

- (カ) 災害情報の正確な入手方法
- (キ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- (3) 町及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、各種団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と地域住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画によるほか、第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別

町は、防災訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施する。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) 避難訓練
- (8) 救出救護訓練
- (9) 警備・交通規制訓練
- (10) 炊き出し、給水訓練
- (11) 災害偵察訓練等

3 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体等との連携

町、道防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、地震災害時において地域住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

実施に当たっては、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

実施に当たっては、第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護等速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災等の緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努める。実施に当たっては、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8 避難体制整備計画

地震災害から地域住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所の確保及び整備等に関する計画は、第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、消防機関と連携し、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、消防機関と連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等

の育成指導に努める。

- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導に努める。

3 予防査察の強化指導

町は、消防機関と連携し、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
(2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防機関と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

美幌・津別広域事務組合津別消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画により、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
(2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
(4) 査察その他の予防指導
(5) その他火災を予防するための措置

第11 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、消防機関と連携し、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
(2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
(3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
(4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
(5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
(6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
(7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

- ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。
- ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

(3) 美幌警察署

- 必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察署に届け出るとともに、道に報告するものとする。

(2) 美幌警察署

- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、運搬経路、運搬方法、火薬類の性状、積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情によって危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等に

による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は美幌警察署に届け出るものとする。

(2) 美幌警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を北見保健所、美幌警察署又は美幌・津別広域事務組合津別消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 美幌警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第12 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

(1) 防火地域及び準防火地域の指定促進

建築物が密集する市街地区は火災の危険度が高いことから、建築物の不燃化について徹底を図る。

（２）市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

（３）木造建築物の防火対策の促進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

（４）既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となるハザードマップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

（５）建築物の老朽化対策

町は、公共建築物の老朽化対策として、「津別町公共施設等総合管理計画」等の各長寿命化計画に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

（６）ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

（７）窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

（８）被災建築物の安全対策

ア 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第13 土砂災害の予防計画

この計画の実施にあたっては、第4章第15節「土砂災害予防計画」を準用する。

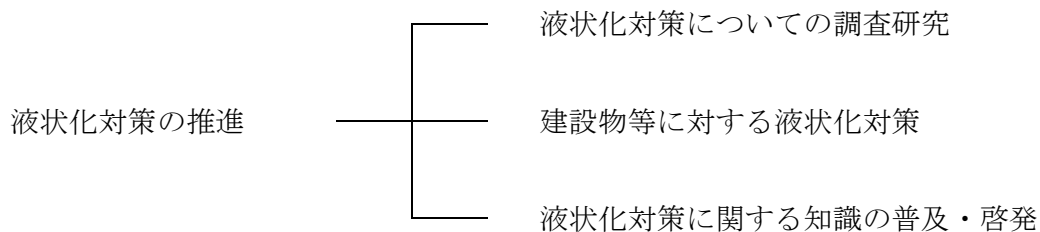
第14 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 液状化対策の推進

町は、道及び防災関係機関の協力を得ながら、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

政策の体系



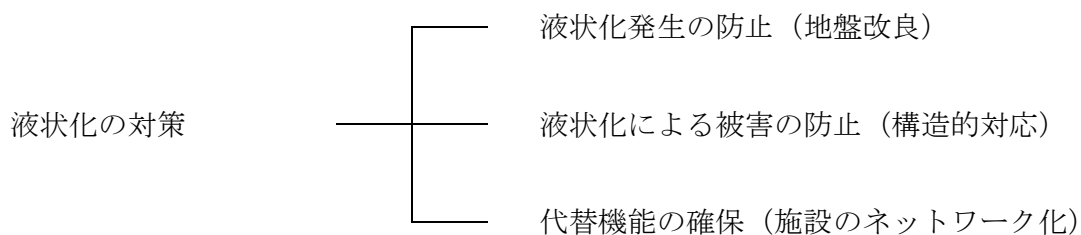
2 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

が考えられる。

手法の体系



3 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、防災関係機関と連携して積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、第4章第16節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定に当たっては、第4章第18節「業務継続計画の策定」を準用する。

第17 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、この計画の実施に当たっては、第4章第17節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は、道及び防災関係機関と相互に連携し、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

1 町の災害対策組織

町長は、地震災害時、第3章第1節第2「災害対策本部」の定めるところにより、災害対策本部等を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 民間団体との協力

町は、地震災害時、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震に関する情報等

地震に関する情報等は、第3章第3節第2の10「地震に関する警報等及び情報等」のとおりである。

2 緊急地震速報（警報）

（1）緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れまたは長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

（2）緊急地震速報の伝達

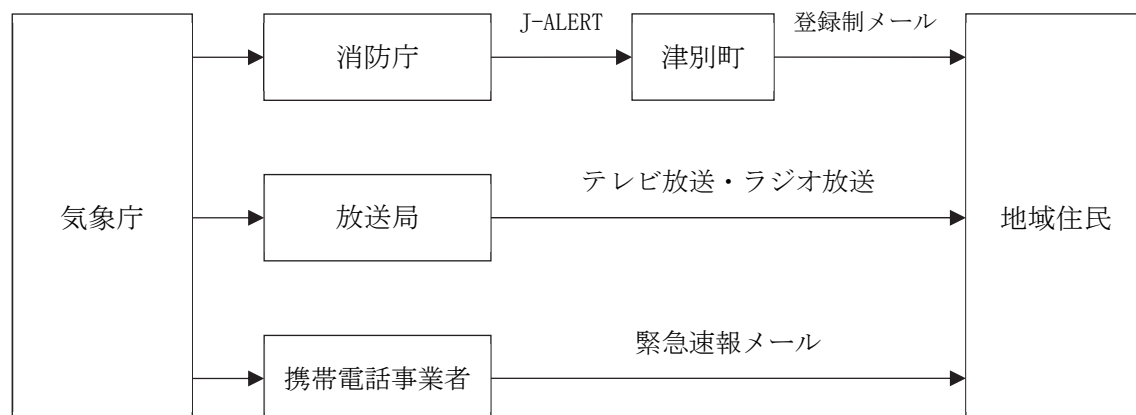
緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含

む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を、登録制メール等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、地域住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。



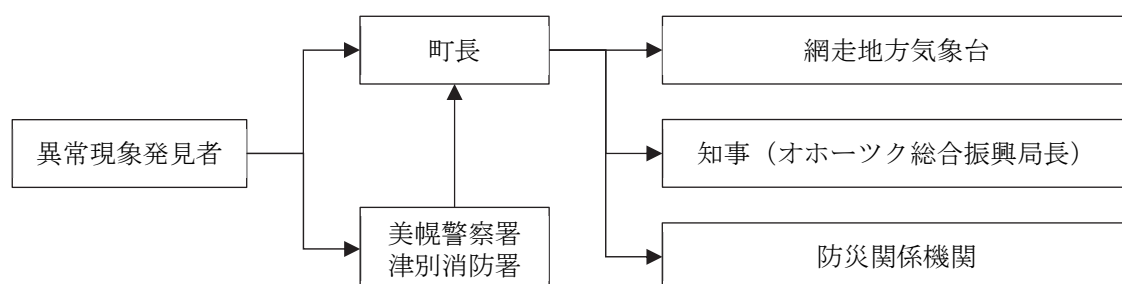
3 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに知事(オホーツク総合振興局長)及び網走地方気象台等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響及び地変

(2) 通報系統図



第3 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

地震災害時において地域住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、消防機関等と連携を図り、必要に応じて相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。消火作業上必要な第一次的措置については、美幌・津別

広域事務組合津別消防署において実施するが、必要に応じ町長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をする。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住人、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

地域住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の地域住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8 災害警備計画

地震災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う美幌警察署が実施する警戒、警備についての計画は、第5章第13節「災害警備計画」を準用する。

第9 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用する。

第10 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、第5章第15節「輸送計画」を準用する。

第11 ヘリコプター等活用計画

地震災害時におけるヘリコプター等の活用については、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、第5章第16節「食料供給計画」を準用する。

第13 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、第5章第17節「給水計画」を準用する。

第14 衣料、生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、第5章第18節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第15 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、電気、通信、ガス施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、第5章第20節「電力施設災害応急計画」、第5章第21節「ガス施設災害応急計画」、第5章第22節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第17 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第18 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第19 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用するほか、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第20 家庭動物等対策計画

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、第5章第29節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第21 文教対策計画

地震による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、第5章第27節「文教対策計画」を準用する。

第22 住宅対策計画

地震災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理に関する計画は、第5章第25節「住宅対策計画」を準用する。

第23 被災建築物安全対策計画

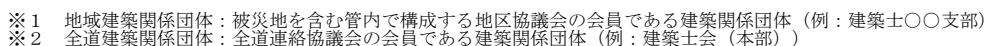
被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の実施

町は、地震によって被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町は、道と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」(資料57)に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。



（2）基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち

入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）に基づく建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を受け、石綿飛散防災対策を実施する。

資料57 北海道震災建築物応急危険度判定要綱（P. 453）

第24 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、第5章24節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26 障害物除去計画

地震災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合の計画は、第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第27 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第5章第4節第13「広域一時滞在」

を準用する。

第28 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求に関する計画は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29 災害ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、第5章第32節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第5章第36節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4節 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1 災害復旧計画

災害復旧計画については、第9章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2 被災者援護計画

被災者援護計画については、第9章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

融資・貸付け等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

（1）実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調の下、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

（２）財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

イ 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

（３）地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第7章 火山災害対策計画

雌阿寒岳の火山災害の防災対策に関する計画は、本町、美幌町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町（雌阿寒岳火山防災協議会）が関係機関と連携して行うべき防災対策について定めた「雌阿寒岳火山防災計画」による。

第8章 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

- (1) 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- (2) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (3) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (6) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (7) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 航空運送事業者

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

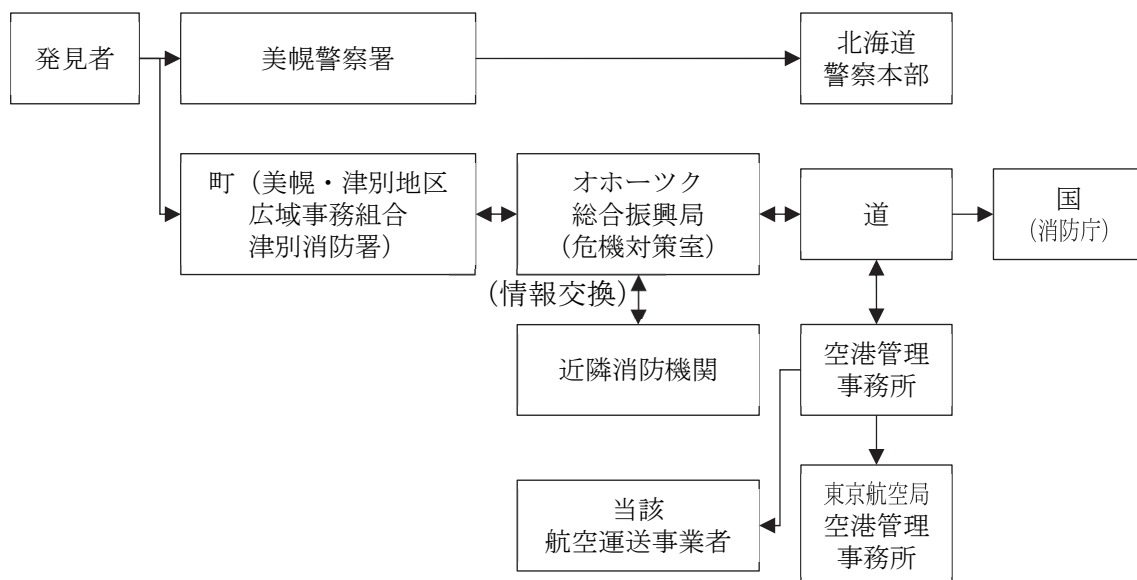
1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

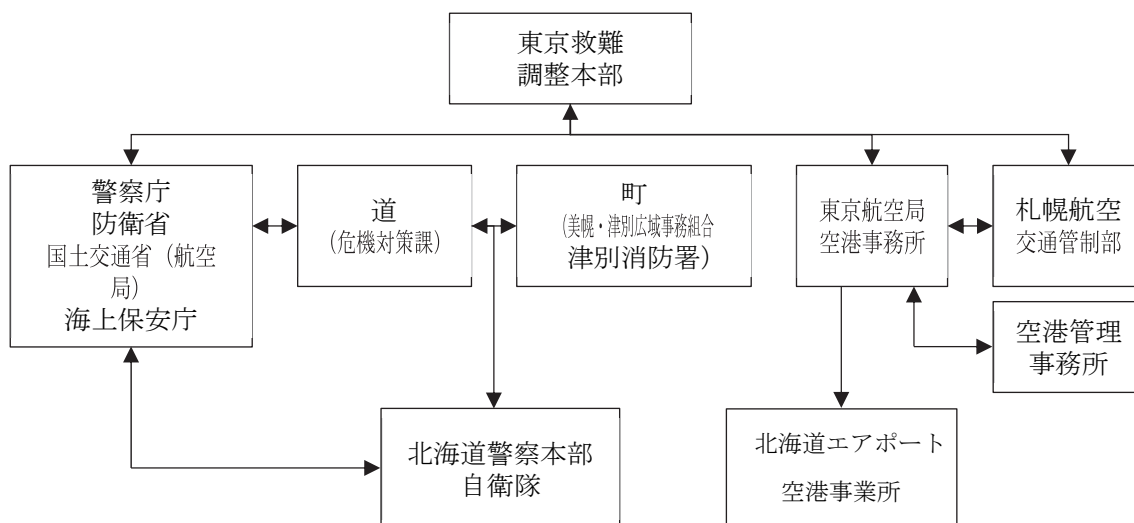
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調

整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（美幌・津別広域事務組合）、道、北海道警察（美幌警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- （ア）航空災害の状況
- （イ）家族等の安否情報
- （ウ）医療機関等の情報
- （エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- （オ）その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- （ア）航空災害の状況
- （イ）旅客及び乗務員等の安否情報
- （ウ）医療機関等の情報
- （エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- （オ）航空輸送復旧の見通し
- （カ）避難の必要性等、地域に与える影響
- （キ）その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・

迅速な応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うこととする。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。
また、死傷者が発生した場合、医療機関、オホーツク総合振興局保健環境部北見保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 美幌・津別広域事務組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 美幌・津別広域事務組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を行うものとする。

10 ヘリコプターの要請

航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

11 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」を準用し、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」を準用し、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

12 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

町長は、道への自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等に

ついて必要な準備を整えておくものとする。

13 広域応援

町及び美幌・津別広域事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1）道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

（2）美幌警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

(3) 町

ア 情報通信手段の整備

- (ア) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (イ) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

イ 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第3 災害応急対策

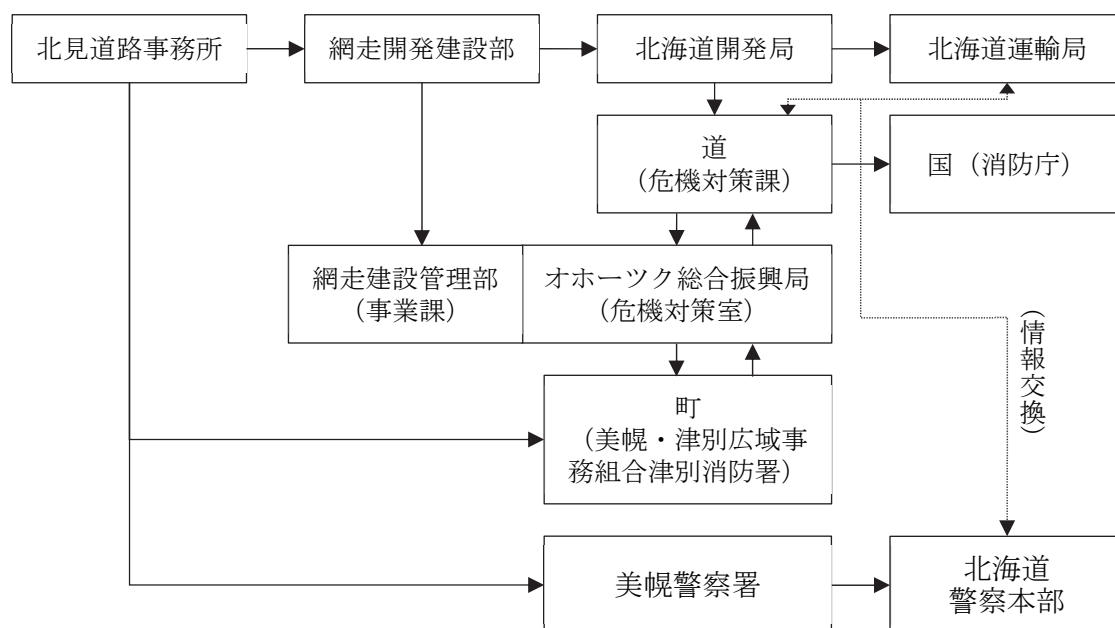
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

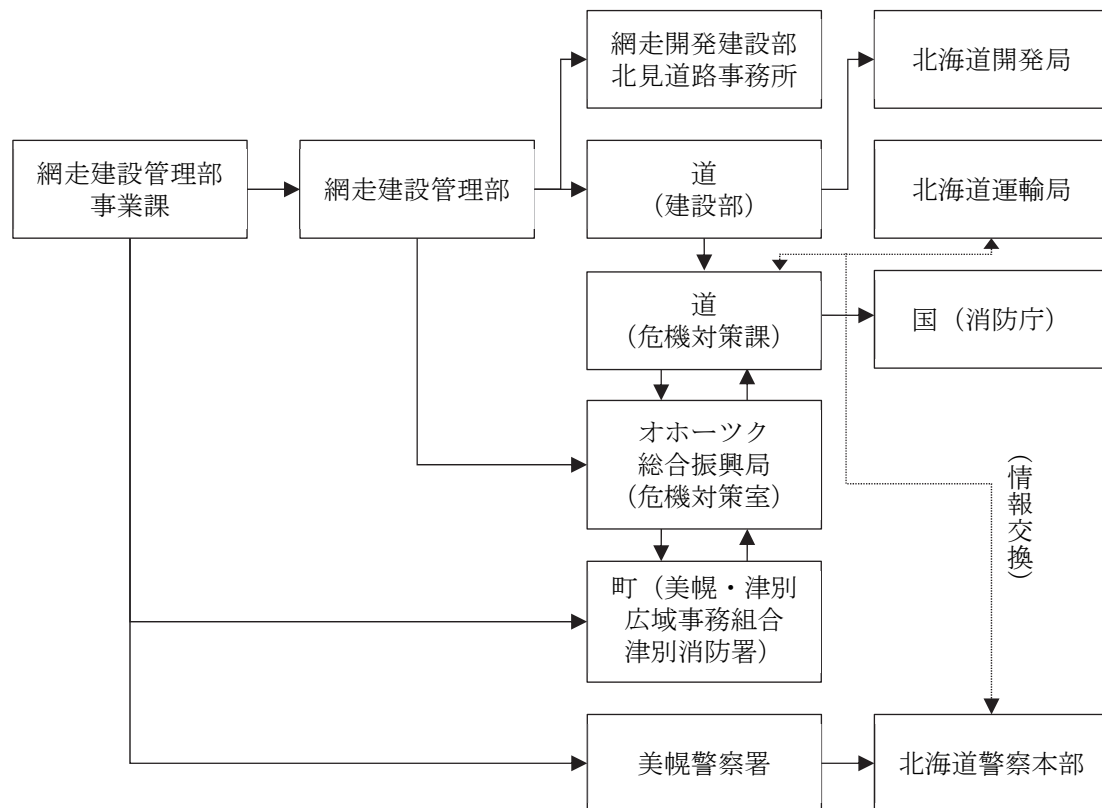
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

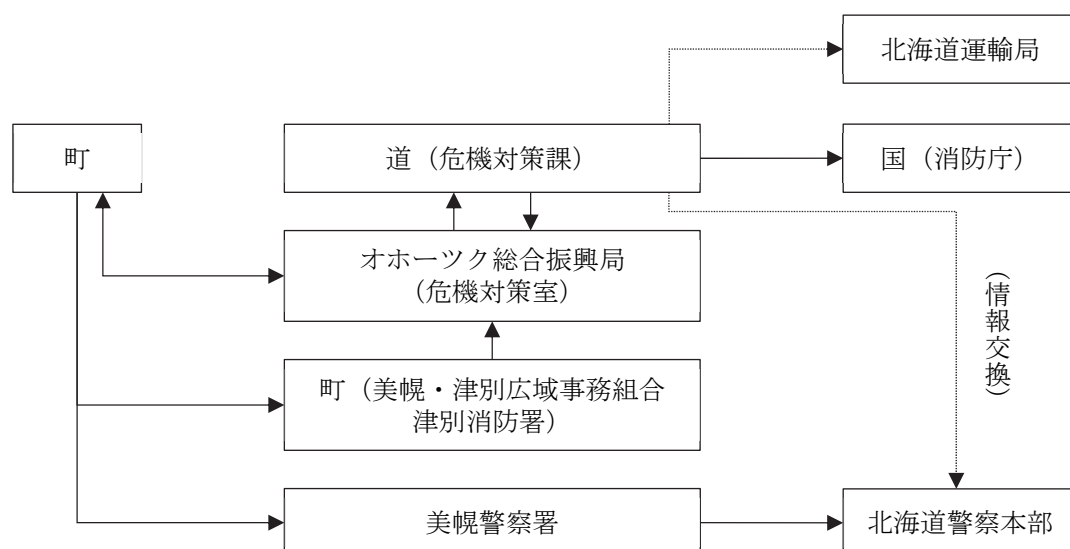
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町（美幌・津別広域事務組合津別消防署）、道、美幌警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施す

る。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があつた場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関（美幌・津別広域事務組合津別消防署）

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 美幌警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 ヘリコプターの要請

道路災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、町長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

13 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

（1）事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の

除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 美幌警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

資料24 危険物事故用資機材 (P. 315)

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 美幌警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、運搬経路、運搬方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、

保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 美幌警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 美幌警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 美幌・津別広域事務組合津別消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 美幌警察署

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

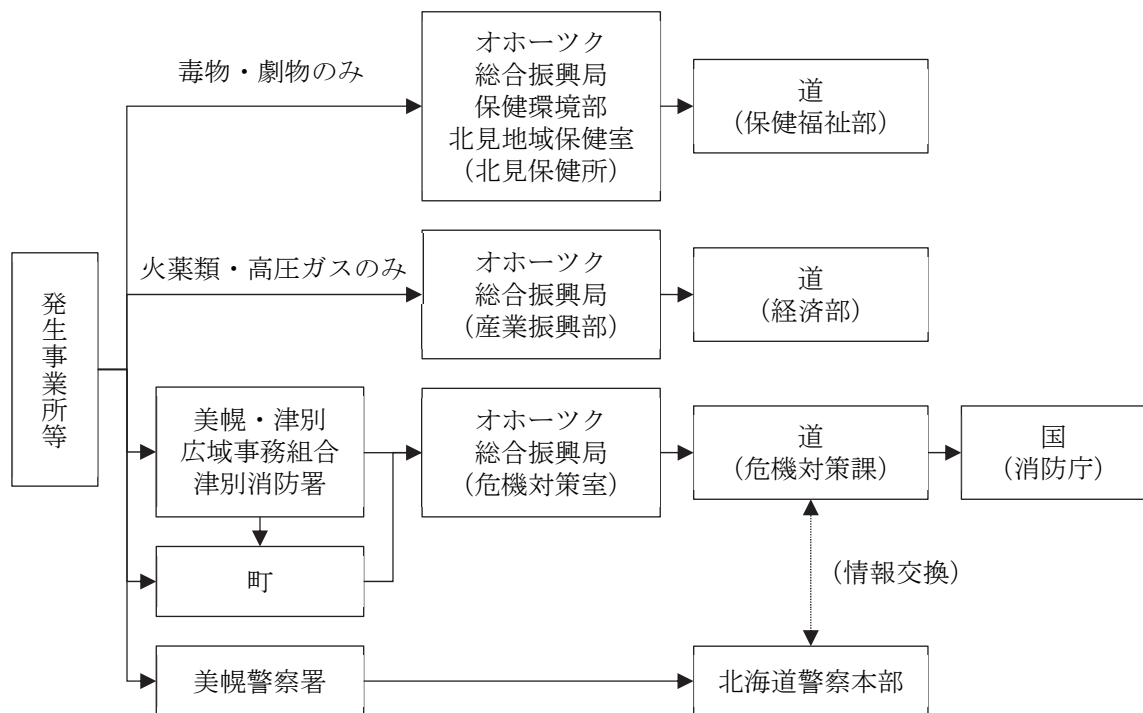
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。

9 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。

(2) 美幌・津別広域事務組合津別消防署及び美幌警察署等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小

限に抑える措置を講ずる。

10 ヘリコプターの要請

危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

12 広域応援

町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、美幌・津別広域事務組合津別消防署

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化等、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた以下の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

火災警報発令条件

振興局名	火災警報発令条件
オホーツク総合振興局	実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき

(11) 情報通信手段の整備

ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

(12) 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

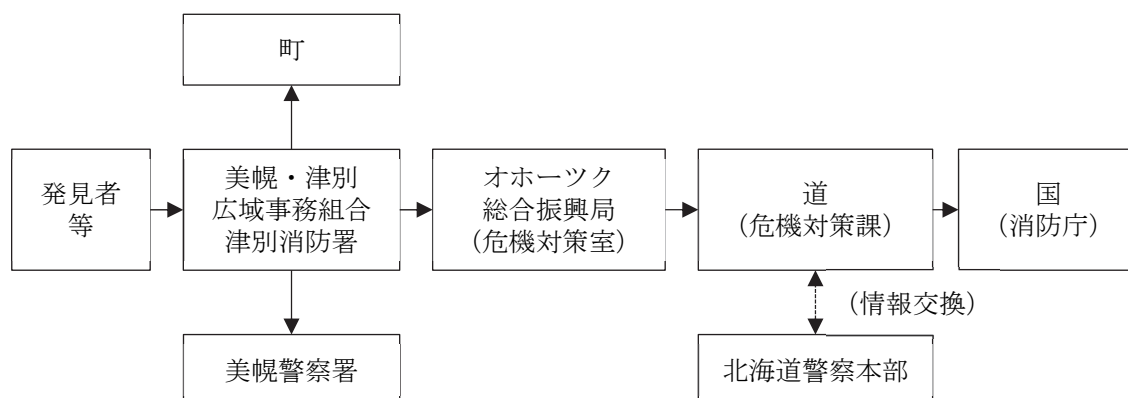
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制**(1) 町**

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・

迅速な応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。

8 ヘリコプターの要請

大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請するものとする。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第9章「災害復旧・被災者援護計画」を準用し、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、次により対策を講ずるものとする。

(1) 町、道（オホーツク総合振興局森林室）

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）対策

林野火災危険期間（おおむね4月～6月。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、林野火災危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

(5) バス等運送業者

バス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等によって路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

オホーツク総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関によって構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 町の組織

町の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された津別町林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次によって警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

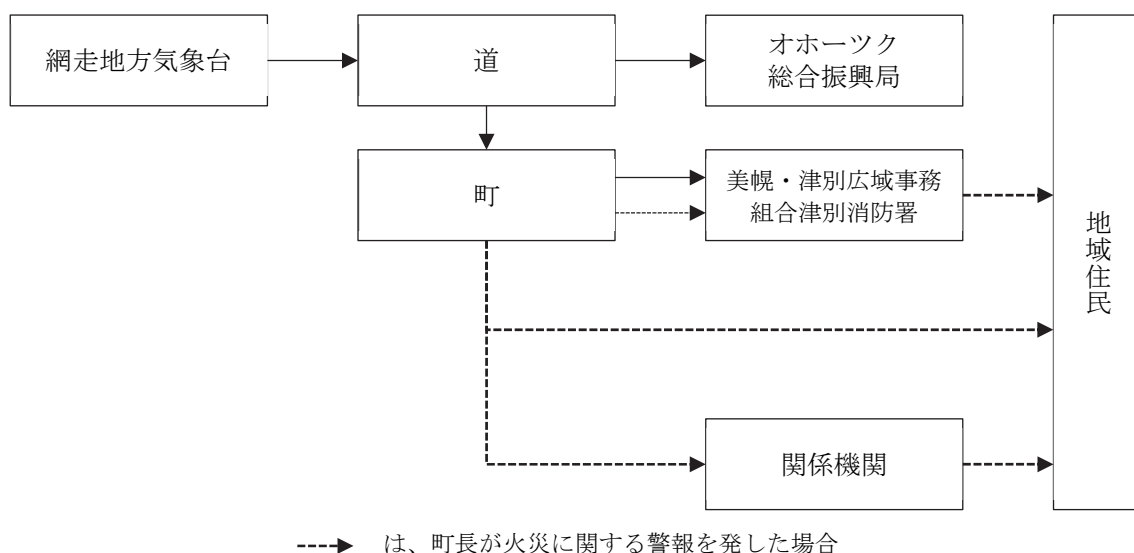
林野火災気象通報は、火災気象通報により網走地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。

火災気象通報の通報基準

発表官署	地域名（一時細分区域名）	通報基準
網走地方気象台	網走地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 道

通報を受けた道は、直ちにこれをオホーツク総合振興局及び町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、美幌・津別広域事務組合津別消防署へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、美幌・津別広域事務組合津別消防署、関係機関、地域住民等へ周知を図るものとする。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものと

する。

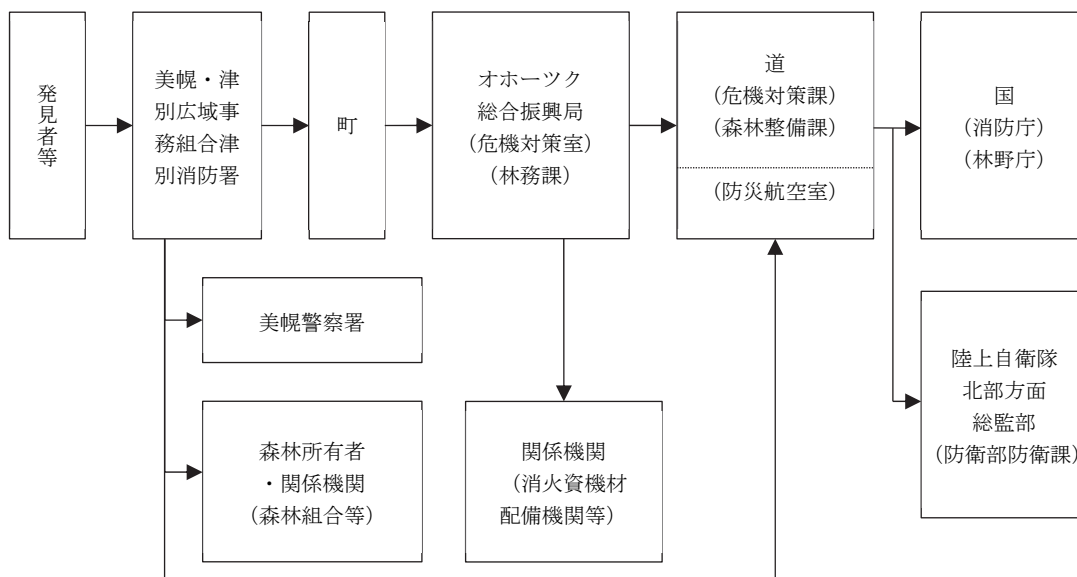
資料22 山火事用資機材 (P. 314)

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害

広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 消防活動

美幌・津別広域事務組合津別消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用し、実施する。

7 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用し、実施する。

8 交通規制

美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。

9 ヘリコプターの要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第6節 大規模停電対策計画

第1 基本方針

町域において、突発的に発生した停電により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「大規模停電災害」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、町、防災関係機関、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社がとる対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

1 実施事項

（1）北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
- イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

（2）防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

（3）病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

- （1）町、防災関係機関、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、大規模停電災害発生時に備え、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報収集、連絡体制の整備に努める。

- (2) 町及び防災関係機関は、大規模停電災害発生時の情報通信手段の確保に努めるとともに、連絡先のリストの整備に努める。

3 応急活動体制の整備

町及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のマニュアルを作成し、職員へ周知し、必要に応じ訓練等を実施する。

4 施設・資機材等の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、大規模停電災害発生時に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努める。
- (2) 町は、とくに厳冬期の避難場所の運営のために必要な暖房器具や非常電源及び燃料の確保に努める。
- (3) 町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努める。

5 北海道電力ネットワーク株式会社の措置

北海道電力及び北海道電力ネットワーク株式会社は、大規模停電災害の発生に備え、第5章第20節「電力施設災害応急計画」に定めるほか、大規模停電災害が発生した場合に、的確な応急活動を実施する。

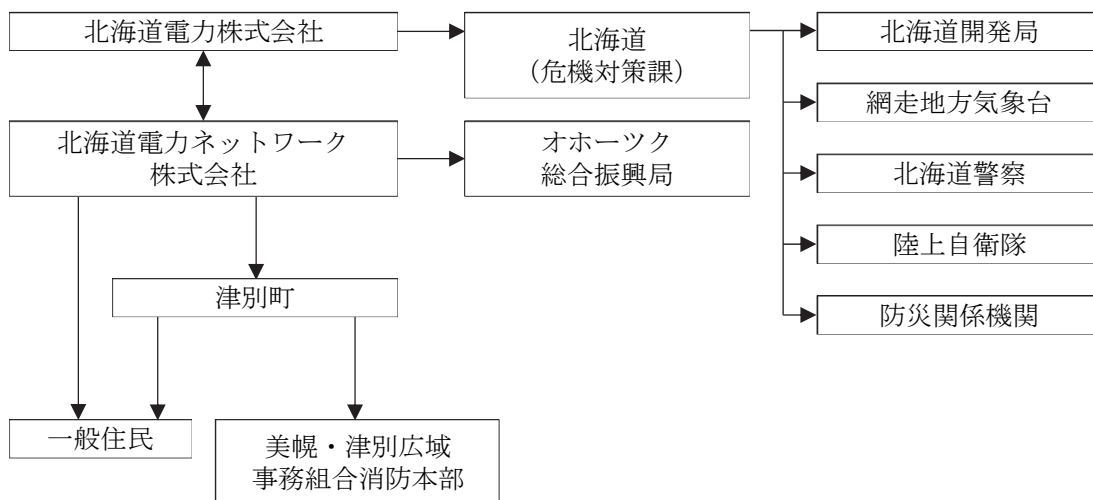
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



2 実施事項

(1) 町

町は、当該地域において大規模停電災害発生時は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。

(2) 北海道電力ネットワーク株式会社

大規模停電災害が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

(3) 防災関係機関

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町（美幌・津別広事務組合消防本部）、道、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

4 応急活動体制

町及び防災関係機関は、事前に大規模停電災害に関する情報提供を受けた場合、大規模停電災害に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努める。

(1) 町

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行う。

- ア 病院などの人命に直接関わる施設への優先復旧の準備
- イ 電源、暖房、毛布、食料などを整えた避難場所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保
- ウ 広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知
- エ 自治会等の協力を得ながら、高齢者などの避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ
- オ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回
- カ 非常用発電資材の調達

(2) 美幌・津別広域事務組合消防本部

- ア 消防車等を活用した警戒パトロール
- イ 停電地区での通電火災の注意喚起

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

5 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

6 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

7 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察北見方面本部

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

8 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

- ア 町は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必

要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

10 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域(高台や集合住宅)への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

11 石油類燃料の供給対策

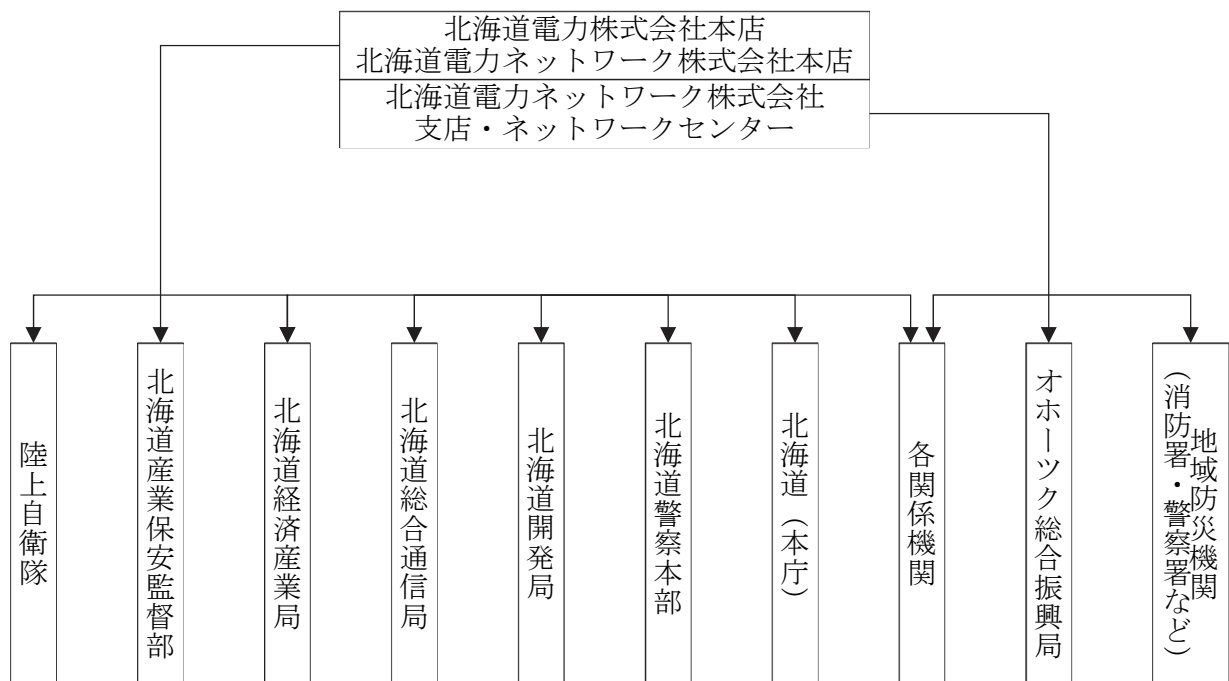
町、及び道は大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

町、道及び美幌・津別広域事務組合消防本部は、大規模停電災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

第4 災害復旧

北海道電力ネットワーク株式会社は、大規模停電災害の発生原因を考慮し、迅速かつ適切に被害の復旧に努める。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 林地荒廃防止施設
 - (3) 道路
 - (4) 下水道
 - (5) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画

- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 学校教育施設災害復旧事業計画
- 7 社会教育施設災害復旧事業計画
- 8 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね資料36のとおりである。

資料36 事業別国庫負担等一覧 (P. 334)

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 美幌・津別広域事務組合津別消防署

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

被災者台帳記載事項

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用さ

れるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、本節第2の1の(2)のスの個人番号を含めないものとする。

第3 融資・貸付け等による金融支援

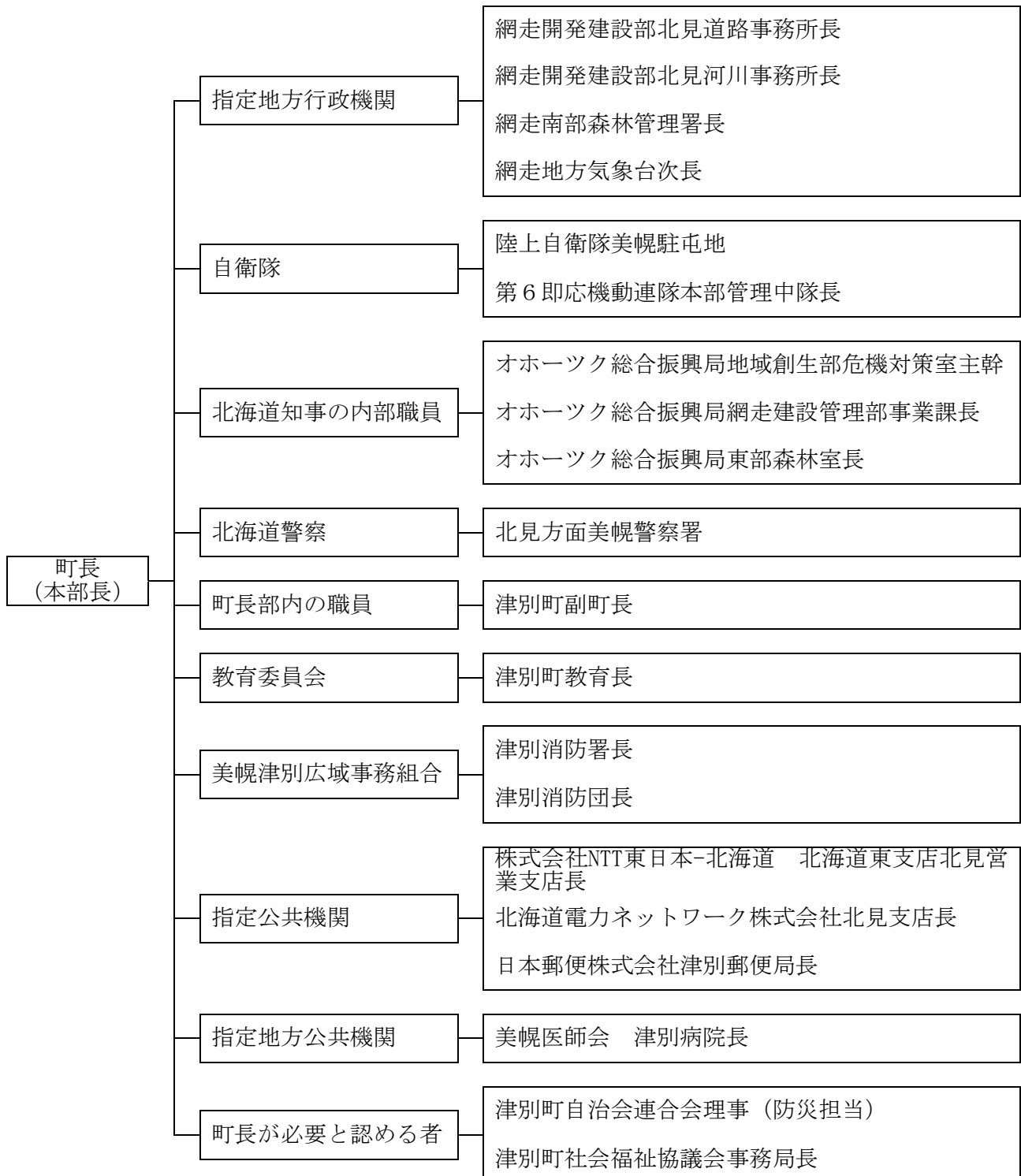
被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、融資・貸付け等の金融支援を行う。

資料37 応急金融の概要 (P. 338)

資料

[防災組織]

資料 1 津別町防災会議構成図



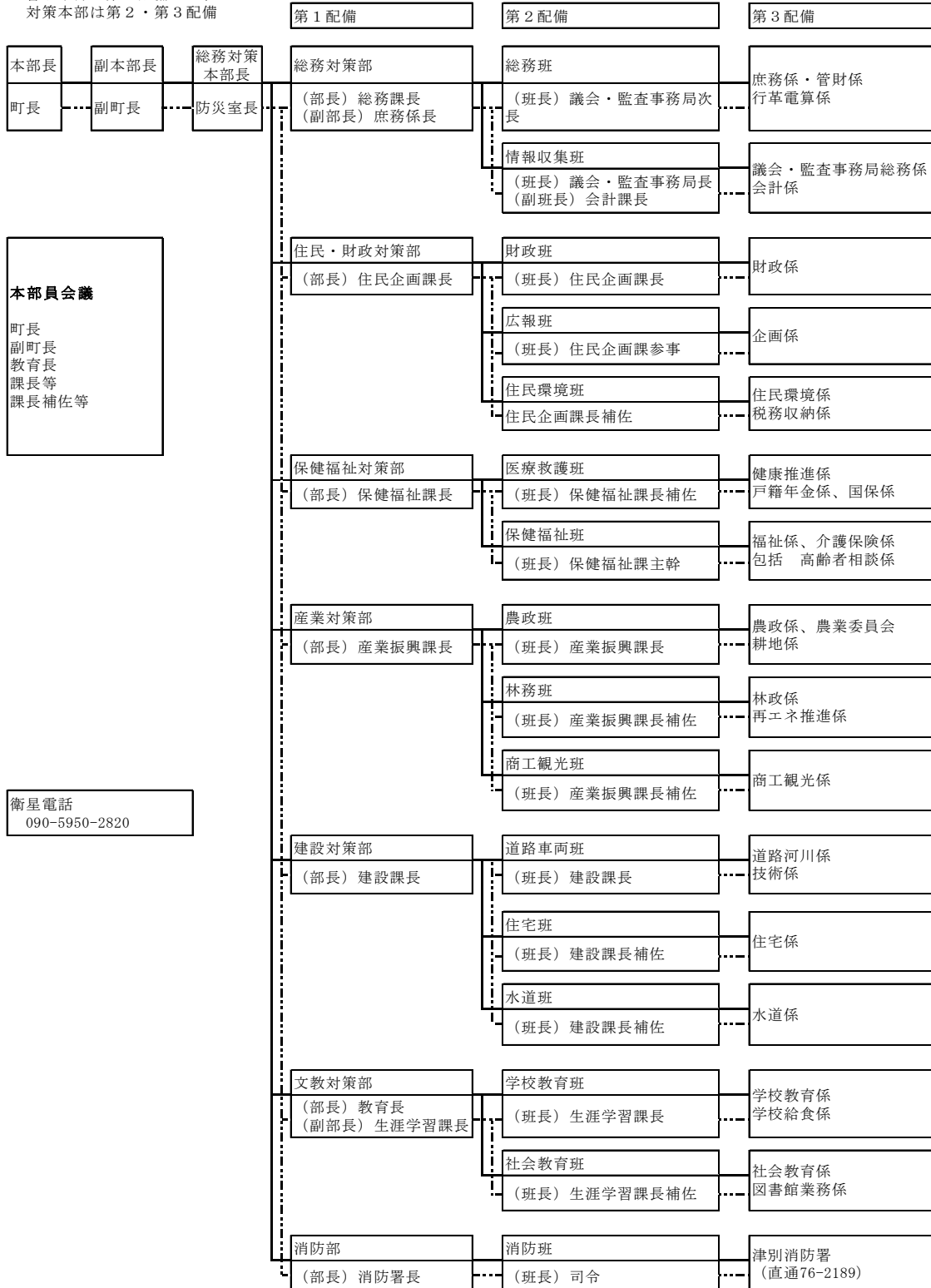
資料 2 災害対策本部

1 組織図

令和5年度災害対策（災害警戒）本部の構成

令和5年4月1日現在

※連絡網については、総務対策部長より各部長へ連絡。各部長は各班長へ連絡をお願いします。（点線表示のとおり）

※警戒本部は第1配備まで、
対策本部は第2・第3配備

※消防職員については、必要に応じ町の職員に併任発令を行う。

2 組織一覧

部	班（班長）	係等
総務対策部 （部長）総務課長 （副部長）庶務係長	総務班 （班長）議会・監査事務局次長	庶務係・管財係 行革電算係
	情報収集班 （班長）議会・監査事務局長 （副班長）会計課長	議会・監査事務局総務係 会計係
住民・財政対策部 （部長）住民企画課長	財政班 （班長）住民企画課長	財政係
	広報班 （班長）住民企画課参事	企画係
	住民環境班 （班長）住民企画課長補佐	住民環境係 税務収納係
保健福祉対策部 （部長）保健福祉課長	医療救護班 （班長）保健福祉課長補佐	健康推進係 戸籍年金係、国保係
	保健福祉班 （班長）保健福祉課主幹	福祉係、介護保険係 包括 高齢者相談係
産業対策部 （部長）産業振興課長	農政班 （班長）産業振興課長	農政係、農業委員会 耕地係
	林務班 （班長）産業振興課長補佐	林政係 再エネ推進係
	商工観光班 （班長）産業振興課長補佐	商工観光係
建設対策部 （部長）建設課長	道路車両班 （班長）建設課長	道路河川係 技術係
	住宅班 （班長）建設課長補佐	住宅係
	水道班 （班長）建設課長補佐	水道係
文教対策部 （部長）教育長 （副部長）生涯学習課長	学校教育班 （班長）生涯学習課長	学校教育係 学校給食係
	社会教育班 （班長）生涯学習課長補佐	社会教育係 図書館業務係
消防部 （部長）津別消防署長	消防班 （班長）司令	津別消防署

資料3 災害対策本部の業務分担

1 総務対策部

(1) 総務班

段階	種別	所掌業務
予防	防災関連計画の作成	防災に関連する計画及びマニュアルの作成に関する事。
	組織の整備	町防災会議に関する事。
		他市町村との災害時の相互応援体制の整備に関する事。
		道及び防災関係機関との相互応援体制の整備に関する事。
		災害応援対策に関わる協定の締結に関する事。
	行政データの管理	行政データの管理に関する事。
	庁舎の機能維持	電力設備の機能維持の整備に関する事。
		通信設備の整備に関する事。
	情報の収集・発信	避難指示等の情報伝達に必要な通信設備の整備に関する事。
	防災教育	職員等に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事。
		町民に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関する事。
		地域の防災活動におけるリーダーの育成に関する事。
	防災訓練	防災訓練に関する事。
	物資及び資材の備蓄	家庭における物資の備蓄の啓発に関する事。
		物資及び資材の購入に関する事。
		物資の備蓄に関する事。
		防災備蓄倉庫等の整備に関する事。
		備蓄された物資及び資機材の点検・管理に関する事。
	避難体制の整備	避難所の指定に関する事。
		避難所連絡員の派遣に関する事。
		居住者等に対する避難活用情報の周知に関する事。
		避難経路や避難所の誘導標識の設置に関する事。
		避難所の運営・開設の準備に関する事。
		避難所における生活環境の確保に関する事。
		寒冷対策の整備に関する事。
		災害が予想される災害危険区域の把握に関する事。
応急	活動体制の確保	本部設置及び運営に関する事。
		防災会議に関する事。
		災害対策の総括に関する事。
		職員の非常招集及び配置に関する事。

段階	種別	所掌業務
応急	活動体制の確保	職員参集状況及び安否状況（家族を含む）の把握に関する事。
		各部との連絡調整に関する事。
		庁内の非常配備体制に関する事。
		災害対策本部の設置（廃止）及び本部員会議に関する事。
		災害対策本部の運営（庶務）に関する事。
		災害関連機関との連絡調整に関する事。
		道、市町村間の応援要請に関する事。
		電力会社との連絡調整に関する事。
	行政データの保護	行政データの保護に関する事。
	庁舎の機能維持	電力設備の確保に関する事。
		通信設備の確保に関する事。
	情報の収集・発信	安否情報の収集・整理・照会に関する事。
		気象、予警報の収集、伝達に関する事。
		異常現象の通報の受理及び関係機関への通報に関する事。
		被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。
		災害情報等報告取扱要領に基づく道への報告に関する事。
		消防庁即報基準に基づく消防庁への報告に関する事。
		北海道総合通信局との連絡調整に関する事。
		報道機関からの取材対応に関する事。
		災害記録に関する事。
	避難対策	避難指示等の判断に対する国等の機関への助言の要求に関する事。
		関係機関との連絡調整に関する事。
		避難指示等の判断・解除に関する事。
		広域一時滞在に関する事。
	応援要請	隣接市町及び災害関連機関との連絡に関する事。
		災害関連機関との連絡調整に関する事。
		他市町村との連絡調整に関する事。
		自衛隊の派遣要請・撤収要請に関する事。
		知事等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関する事。
		国等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請に関する事。
		災害応援対策に関わる応援協定に基づく支援の要請に関する事。
	物資等の調達・供給	物資等の調達・供給の総括に関する事。
		石油類燃料等の確保に関する事。

段階	種別	所掌業務
応急	物資等の調達・供給	救援物資の受入れ・保管・配分に関する事。
	救助救出	災害救助法の適用手続きに関する事。
	応急措置	応急措置の実施にあたっての総合調整に関する事。
		警戒区域の設定に関する事。
		町有財産等の緊急使用に関する事。
		公共用地等の有効活用への配慮
		庁舎及び所管施設の応急対策に関する事。
	その他	その他・他の部・班に属さない事項
復旧	復旧	計画的復興への条件整備に関する事。
		庁舎及び所管施設の復旧対策に関する事。
	被災者生活再建	被災者台帳の作成及び提供に関する事。

(2) 情報収集提供班

段階	種別	所掌業務
応急	情報の収集・発信	災害情報の収集、連絡に関する事。
		被害状況調査に関する事。
		人的被害状況の収集・整理に関する事。
		国や道からの水象・気象・地象情報等の受理・監視・分析に関する事。
		被害情報及び応急対策の活動情報の分析・整理に関する事。
		町有（公有）財産の被害状況の集計に関する事。
		庁舎及び所管施設の被害状況の収集・整理に関する事。
		報道機関との連絡調整に関する事。
		報道機関及び放送事業者に対する広報の要求に関する事。
		被災者名簿の作成に関する事。

2 住民・財政対策部

(1) 財政班

段階	種別	所掌業務
応急	財政対策	災害関係予算及び決算に関する事。
		災害応急に要する資金計画に関する事。
		財政の総合調整に関する事。
		自衛隊派遣に係る経費に関する事。
		災害派遣職員の受入れに係る手当の支給に関する事。
復旧	財政対策	災害復旧予算措置に関する事。
		災害復旧に要する資金計画に関する事。

段階	種別	所掌業務
復旧	財政対策	激甚災害に係る財政援助措置に関すること。
		災害見舞金等の保管・管理に関すること。
		労務者の雇用に関すること。
	被災者援護	金融支援に関すること。
		災害義援金の配分に関すること。

(2) 広報班

段階	種別	所掌業務
応急	情報の収集・発信	所管施設の被害状況の収集・整理に関すること。
		通信設備の確保に関すること。
		避難指示等の情報伝達の実施に関すること。
		災害現場の写真撮影に関すること。
	広報	災害情報等の広報・広聴に関すること。
	応急措置	所管施設の応急対策に関すること。
復旧	復旧	所管施設の復旧対策に関すること。

(3) 住民環境班

段階	種別	所掌業務
予防	防災関連計画の作成	災害廃棄物処理計画の作成に関すること。
	避難体制の整備	避難所の環境衛生の整備に関すること。
	衛生・防疫	災害廃棄物対策の整備に関すること。
応急	活動体制の確保	各自治会の出動要請に関すること。
		自治会等との連絡調整に関すること。
		衛生関係機関との連絡調整に関すること。
	情報の収集・発信	所管施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	避難対策	避難所の開設・運営に関すること。
		被災者の避難誘導に関すること。
		避難所以外の場所に滞在する被災者の配慮に関すること。
		災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。
		避難所における生活環境の整備に必要な措置に関すること。
		家庭動物同行避難者の対応に関すること。
		住民避難の輸送に関すること。
	応急措置	所管施設の応急対策に関すること。
	衛生・防疫	逸走犬等の保護に関すること。
		災害時における塵芥、汚物の処理に関すること。
		被災者の環境衛生保持に関すること。

段階	種別	所掌業務
応急	衛星・防疫	仮設トイレ対策に関する事。
		清掃班の設置に関する事。
		清掃に関する事。
		防疫班の設置に関する事。
		災害時の防疫に関する事。
		消毒活動に関する事。
		防疫資機材の調達に関する事。
	救助救出	行方不明者の捜索に関する事。
		遺体の捜索及び処理、埋葬に関する事。
	財政対策	被災者の公的徴収金の減免に関する事。
		税務対策に必要な事項調査に関する事。
		被災納税者の減免措置に関する事。
	交通・防犯	災害時の交通安全対策に関する事。
		災害時の防犯活動に関する事。
復旧	復旧	所管施設の復旧対策に関する事。
	被災者生活再建	罹災証明書の交付に関する事。

3 保健福祉対策部

(1) 医療救護班

段階	種別	所掌業務
応急	活動体制の確保	道（保健所）及び医療機関等との連絡調整に関する事。
		医療班を編成し、被災地の医療救護に関する事。
		救護班の設置に関する事。
	情報の収集・整理	医療機関の被害状況の収集・整理に関する事。
		日赤・各病院に対する協力体制及び連絡に関する事。
		隔離病棟などへの収容及び処理、埋葬に関する事。
	応急措置	医療機関の応急対策に関する事。
	医療	災害時の医療及び助産等、医療救護活動の支援に関する事。
		医療救護活動に必要な医薬品等の確保に関する事。
	衛生・防疫	避難所の保健に関する事。
		感染症の予防に関する事。
復旧	復旧	医療機関の復旧対策に関する事。

(2) 保健福祉班

段階	種別	所掌業務
予防	組織の整備	避難行動要支援者（全体計画等）の作成に関すること。
		避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新に関すること。
		避難行動要支援者に対する避難支援等関係者の確保・育成に関すること。
		災害時におけるボランティア活動の環境整備に関すること。
		所管施設の組織体制の整備に関すること。
	避難体制の整備	福祉避難所の整備に関すること。 所管施設の防災設備の整備に関すること。
応急	情報の収集・発信	所管施設の被害状況の収集・整理に関すること。 福祉施設等の施設調査及び応急対策に関すること。
	応急措置	所管施設の応急対策に関すること。
	活動体制の確保	避難支援等関係者との連絡調整に関すること。
		ボランティアの受入れ・調整に関すること。
		社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
		保健所との災害関係の連絡に関すること。
		日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。
		災害時要援護者対策に関すること。
	救助・救出	被災者の救助に関すること。 救助物資の配布及び生活必需品の貸与に関すること。
	避難対策	所管施設の避難支援及び安否の確認に関すること。
		保育所児童等の避難誘導及び収容に関すること。
		避難行動要支援者の避難支援及び安否の確認に関すること。
		災害時の衣料品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。
	財政対策	被災者に対する生活保護に関すること。
復旧	復旧	所管施設の復旧対策に関すること。

4 産業対策部

(1) 農政班

段階	種別	所掌業務
予防	組織の整備	農業関係機関との協力体制の整備に関すること。
応急	活動体制の確保	農業関係機関との連絡調整に関すること。
	情報の収集・発信	農業関係施設等の災害調査及び応急対策に関すること。
		農作物及び営農施設の被害状況の収集・整理に関すること。
		農地及び農業用施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	応急措置	被災農家等の救援に関すること。

段階	種別	所掌業務
応急	応急措置	農作物及び営農施設の応急対策に関すること。
		農地及び農業用施設の応急対策に関すること。
		農業用水路、ため池等かんがい施設の警防及び応急対策に関すること。
		家畜の救護に関すること。
	衛生・防疫	被災地の家畜等の防疫に関すること。
		死亡獣畜の処理に関すること。
		被災地のへい死獣処理に関すること。
		被災農作物の防疫に関すること。
復旧	復旧対策	農地及び農業用施設の復旧対策に関すること。
		農作物種苗等育成資材の確保に関すること。
	被災者支援	農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。

(2) 林務班

段階	種別	所掌業務
予防	組織の整備	林業関係機関との協力体制の整備に関すること。
応急	活動体制の確保	林業関係機関との連絡調整に関すること。
	情報の収集・発信	林業関係施設等の災害調査及び応急対策に関すること。
		林地及び林業用施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	応急措置	林地及び林業用施設の応急対策に関すること。
		山火事予防及び消火に関すること。
復旧	復旧対策	林地及び林業用施設の復旧対策に関すること。
	被災者支援	林業関係被災者への応急融資に関すること。

(3) 商工観光班

段階	種別	所掌業務
予防	組織の整備	企業防災の促進に関すること。
		商工・観光施設関係者との協力体制の整備に関すること。
応急	活動体制の確保	商工、観光施設関係者との連絡調整に関すること。
	情報の発信・収集	商工業関係施設等の災害調査及び応急対策に関すること。
		商工、観光施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	応急措置	商工、観光施設の応急対策に関すること。
		災害時の消費物資の確保及び物価等の対策に関すること。
		労働相談に関すること。
		食料及び救助物資の調達・輸送に関すること。
復旧	復旧	商工、観光施設の復旧対策に関すること。

段階	種別	所掌業務
復旧	被災者支援	商工、観光施設関係者の援護、金融対策に関すること。
		商工業関係被災者への応急融資に関すること。
		生活関連物資等の価格安定供給に関すること。

5 建設対策部

(1) 道路車両班

段階	種別	所掌業務
予防	組織の整備	建設関係機関との協力体制の整備に関すること。
	物資及び資材の備蓄	防災資機材の整備に関すること。
応急	活動体制の確保 情報の収集・発信	建設関係機関との連絡調整に関すること。
		巡視活動の実施・報告・整理に関すること。
		応急土木施設等の被害状況の収集・整理に関すること。
		道路、橋梁、河川などの土木施設の被害調査及び応急対策災害復旧に関すること。
		被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。
		町有施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
		道や国からの水象情報等の受理に関すること。
		住民への広報活動に関すること。
	物資・資機材等の確保	応急復旧資機材及び水防資器材の確保及び輸送に関すること。
	応急措置	応急土木施設等の応急対策に関すること。
		道路、河川に障害をおよぼしているものの除去に関すること。
		水防に関すること。
	交通・移送	公用車両の運行管理に関すること。
		公用車両の燃料の確保に関すること。
		物資及び資機材の輸送に関すること。
		道路交通規制の把握に関すること。
		緊急通行車両の把握に関すること。
復旧	復旧対策	応急土木施設等の復旧対策に関すること。

(2) 住宅班

段階	種別	所掌業務
予防	耐震化	住宅・建築物の耐震化の促進に関すること。
応急	情報の収集・発信	住家被害状況の収集・整理に関すること。
	応急措置	町営住宅等の応急対策に関すること。
		災害時の建設相談及び指導に関すること。

段階	種別	所掌業務
応急	住宅対策	震災建築物の危険度判定に関すること。
		住宅の応急修理に関すること。
		公営住宅等のあっせんに関すること。
		災害時における応急仮設住宅の建設に関すること。
復旧	復旧対策	町営住宅等の復旧対策に関すること。

(3) 水道班

段階	種別	所掌業務
予防	防災関連計画の作成	下水道BCPの作成に関すること。
	組織の整備	上下水道工事業者との協力体制の整備に関すること。
	施設の整備	上下水道の耐震性の整備に関すること。
		応急給水資機材等の整備に関すること。
応急	情報の収集・発信	上下水道施設の被害状況の把握に関すること。
	応急措置	上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		応急給水及び飲料水の供給に関すること。
復旧	復旧	上下水道施設の復旧対策に関すること。

※建設班が水道事故の対応にあたる場合、産業班は、建設班所管の「応急対策・復旧対策資材の確保及び輸送に関すること」を、また、産業班が山火事消火の対応にあたる場合、建設班は、産業班所管の「食料及び救助物資の調達・輸送に関すること」をそれぞれの所管に代わって臨時対応することとする。

6 文教対策部

(1) 学校教育班

段階	種別	所掌業務
予防	防災関連計画の作成	学校防災マニュアルの作成に関すること。
	防災教育	学校教育機関における防災思想・知識の普及啓発及び防災教育に関すること。
	施設の整備	学校教育施設の点検及び補修に関すること。
	組織の整備	防災対策の組織の整備に関すること。
応急	活動体制の確保	学校等との連絡調整に関すること。
	情報の収集・発信	学校教育施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	避難対策	被災学校の児童生徒の避難誘導及び安否の確認に関すること。
		被災者に対する炊き出し、食事の供与に関すること。
	応急措置	学校教育施設の応急対策に関すること。
		災害時の学校経営指導に関すること。
		災害対策従事者の炊き出しに関すること。
	応急教育	応急教育の実施に関すること。

段階	種別	所掌業務
応急	応急教育	被災学校の医療、防疫及び給食に関すること。
		被災学校の児童生徒に対する学用品、教材、教科書用図書等の調達・供給に関すること。
		被災児童生徒等の応急教育対策に関すること。
		教職員の確保に関すること。
		被災児童・生徒の健康管理に関すること。
		学校教育施設の応急利用に関すること。
復旧	復旧対策	学校教育施設の復旧対策に関すること。

(2) 社会教育班

段階	種別	所掌業務
応急	情報の収集・発信	社会教育施設の被害状況の収集・整理に関すること。
	避難対策	中央公民館・児童館等の施設入場者の避難誘導に関すること。
	応急措置	社会教育施設の応急対策に関すること。
		文化財産等の保護及び応急対策に関すること。
復旧	復旧対策	社会教育施設の応急利用に関すること。
		社会教育施設の復旧対策に関すること。

7 消防部

(1) 消防班

段階	種別	所掌業務
予防	組織の整備	消防団員の確保・育成に関すること。
		消防団の施設・装備の整備に関すること。
		広域消防相互応援に関すること。
応急	活動体制の確保	消防団等の関係機関との連絡調整に関すること。
		町及び警察等との連絡調整に関すること。
	広報	災害情報等の広報に関すること。
		救助救出活動に関すること。
	捜索	重症患者の搬送に関すること。
		行方不明者の捜索に関すること。

〔消防等に関する資料〕

資料 4 消防団定員の区分

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
津別	1	2	1					4
女性部					1	2	7	10
第1分団			1	1	4	8	37	51
第2分団			1	1	2	4	17	25
第3分団			1	1	2	4	17	25
計	1	2	4	3	9	18	78	115

- 1 各分団定数区文中、団員の区分の定数以上に補充する場合は、正副分団長に諮り分団相互で調整補充することができる。
- 2 消防団員が、所属する分団区域を越えて業務に従事する場合で、当該地域で災害等が発生し当該分団長より要請があった場合に限り指揮下に入ることができる。
ただし、当該災害等に所属分団が出動した場合は、所属分団に復帰するものとする。
- 3 班長の任命については、団員定数内で班長の定数にかかわらず別に団長の定めによることができる。

資料 5 消防団管轄区域

分団名	所在地	管轄区域
第 1 分団	津別町字新町	津別町市街、最上、達美、高台、美都、上里、共和、恩根、栄、豊永
第 2 分団	津別町字活汲	活汲、東岡、岩富
第 3 分団	津別町字本岐	本岐、沼沢、木樋、二又、双葉、大昭、布川、相生

資料 6 消防設備状況

1 消防自動車等状況

(台)

区分	タンク車	水槽車	ポンプ車	梯子車	高規格救急車	救急車	指揮車	広報車	林野工作車	その他の車両	合計
津別	4	1	2		1			3	1	1	13

※ (1) 高圧ポンプ装備

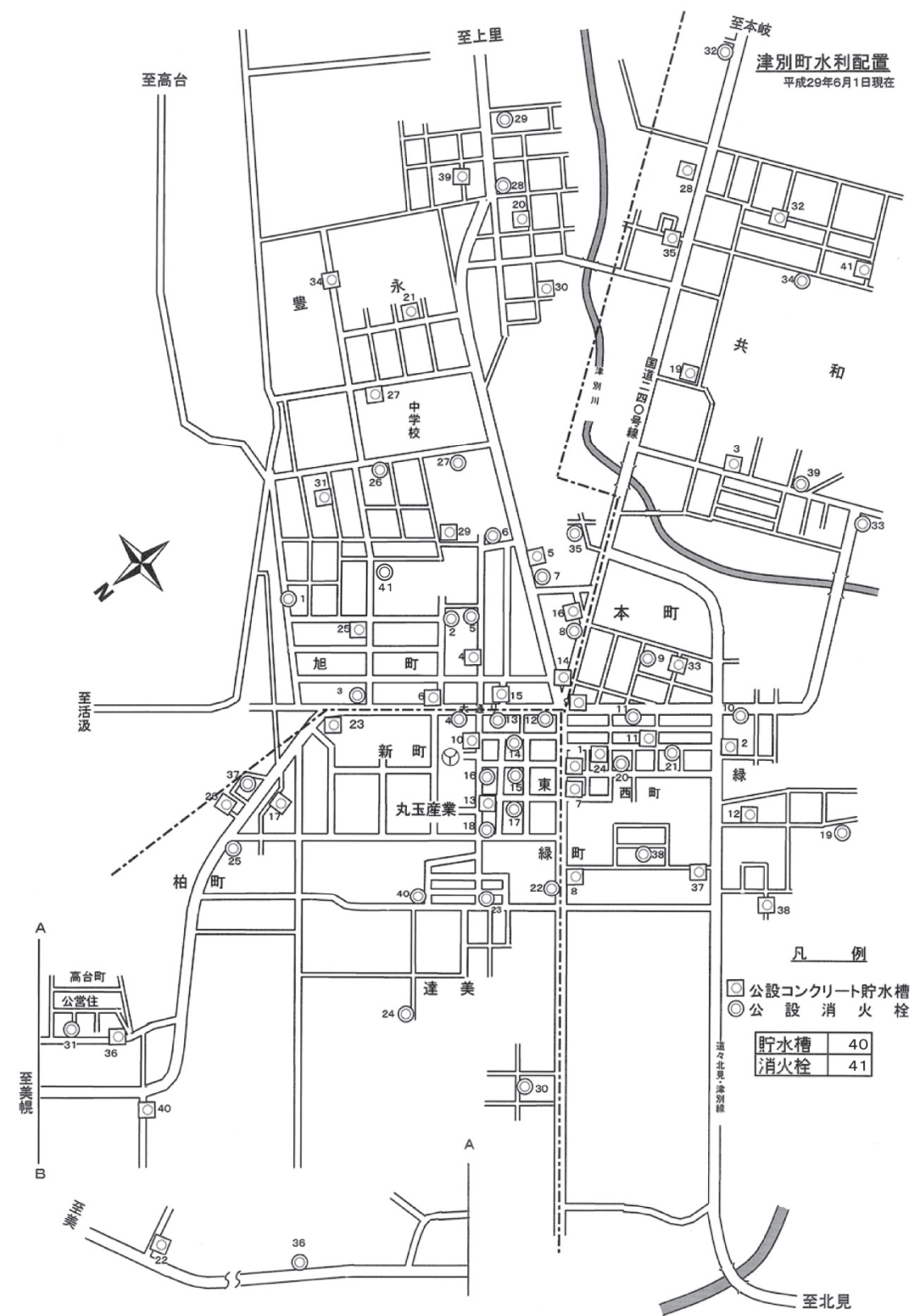
2 消防水利等状況

(基)

区分	防火水槽	消火栓	防火井戸
津別	51	61	

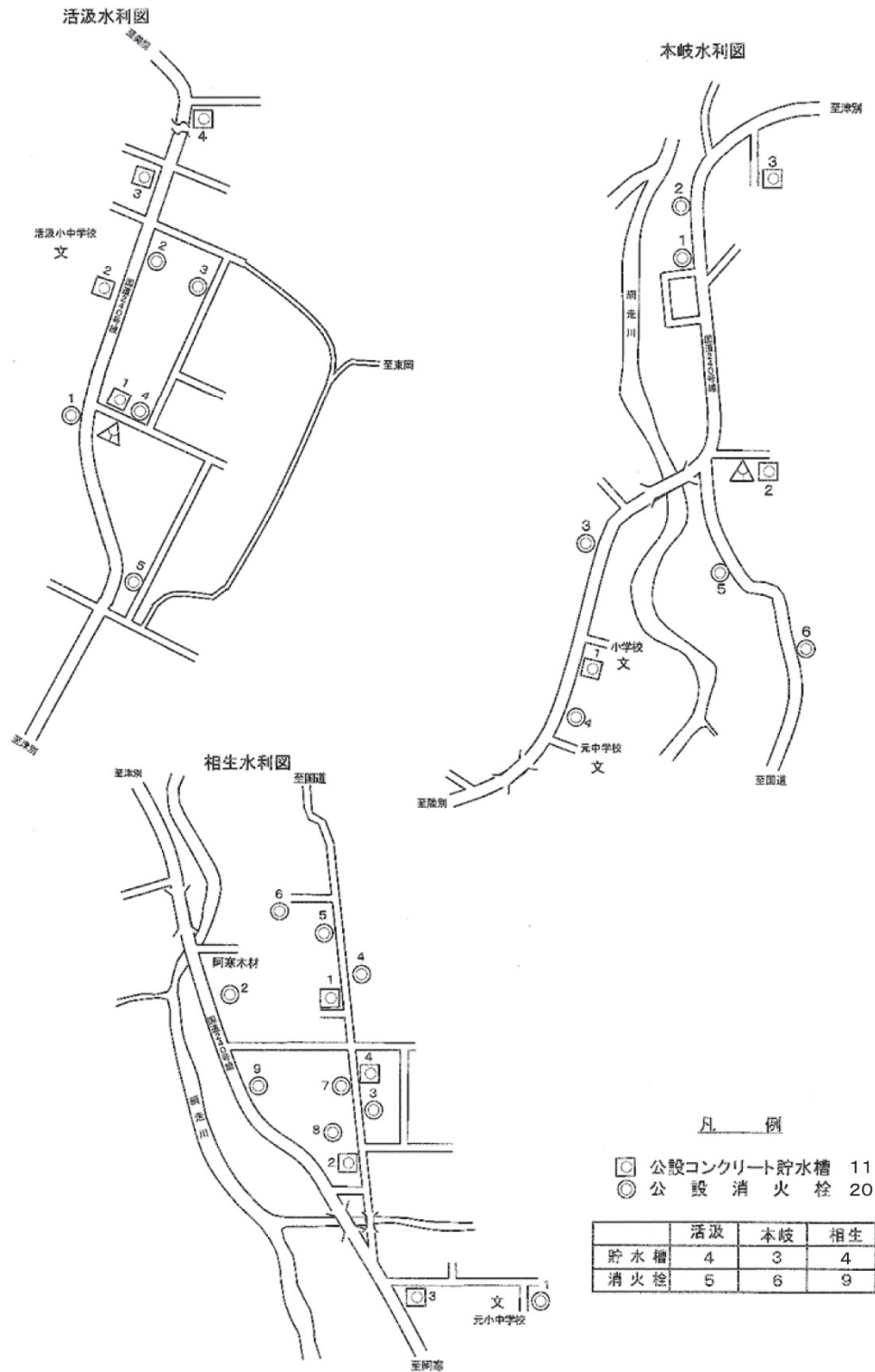
資料 7 水利配置図

1 市街地水利配置図



2 各分団市街水利図

各分団市街地水利図



[町の災害に関する資料等]

資料 8 過去の災害

地震・火山

発生年	内容
1933年（昭和8年）	三陸沖の地震（昭和三陸地震津波）。午前2時半頃、強いゆれあり。
1936年（ 〃 11年）	相生付近で局地的な地震が多発。震度は最大で2程度で、大部分は1程度であった。しばしば大砲のような地鳴りを伴った。
1952年（ 〃 27年）	十勝沖地震、二又小学校で避難のため児童が一斉に窓から飛び出していた。
1956年（ 〃 31年）	午前11時45分、雌阿寒岳爆発降灰あり。
1962年（ 〃 37年）	6月30日夜中、十勝岳大噴火＝翌朝6時ごろより青空を一面噴煙が被い秋の夕方ごときの暗さ、硫黄臭の中に降灰、朝10時に夜明けを告げる鶏声、夜鷹が鳴く状態、降灰1～2cm、11時ころ降灰も峠を越す、山野は鉄色の灰。
1976年（ 〃 51年）	1月4日から5日に、津別町域だけが感ずる局地的な地震が多発した。最大震度は3～4。多発する地震としては、昭和11年の相生付近の地震以来である。
1996年（平成8年）	11月21日夕方、雌阿寒岳で小噴火。降灰を確認。
2018年（平成30年）	9月6日未明に発生した胆振東部地震により、道内全域で大規模停電（ブラックアウト）となった。地震による町内の被害はなかったが、停電により町民生活や企業活動などに大きな影響や被害が出た。約40時間以上が経過した7日夜に町内全域が通電。

風雨災害

発生年	内容
1880年（明治13年）	豪雪で全道的に鹿の死多くアイヌの食料貧窮（網走郡200余頭）
1901年（ 〃 34年）	水害
1904年（ 〃 37年）	水害
1908年（ 〃 41年）	大雪一丈に達す
1911年（ 〃 44年）	大豪雨によりはん濫（豊永＝耕地流失）
1915年（大正4年）	大雪で衆議院議員選挙延期（3月25日から3月31日に変更し再選挙）
1919年（ 〃 8年）	網走川はん濫で津別橋流失、木樋＝河身変更で耕地廃滅
1920年（ 〃 9年）	網走川はん濫、二又＝洪水水害。
1922年（ 〃 11年）	網走川出水大水害（津別橋付近水位8尺3寸、流失家屋12棟、被害別69歩、橋梁損壊27箇所）、達美＝マッチ工場跡と跡地流失、木樋＝河身変更で耕地廃滅、豊永＝津別川はん濫。
1930年（昭和5年）	大風で黄塵万丈 — 低地は砂塵の吹き溜まりとなって埋まってしまった。
1935年（ 〃 10年）	大洪水。
1954年（ 〃 29年）	台風15号が猛威をふるい農作物及び山林の被害。

発生年	内容
1954年（＼ 34年）	集中豪雨により高台東部地域に洪水が発生し主婦1名が死亡。
1960年（＼ 35年）	河川融雪で増水し橋梁流失多し、タッコブ橋流失し市街との交通途絶。
1960年（＼ 35年）	午後、津別市街を中心に集中豪雨（津別消防本部調28.1m）があり最上13番、南高台、共和開拓地の農地30haに被害、更に全町的に道路決壊破損を生じた。
1973年（昭和48年）	風（最大瞬間風速19m/s、平均11.5m/s）が津別町を襲い、市街地ではゴミや木片が乱舞し、農村地帯では高台地のビート40haが全滅、活汲方面ではビニールハウス39棟が吹き飛ばされ、被害は560万円。
1974年（＼ 49年）	1月24日から26日まで荒れ狂った猛吹雪は、津別消防署の観測で積雪65cm程度、最大瞬間風速20m/sに達した。また、随所に2～4mの吹き溜まりができ、風向きによっては戸口が埋没した家も少なくなく、仕事を休む人も多かった。まさに戦後最大の暴風雪で、開発建設部、土木現業所の除雪機動車はフル回転で、28日夕方に道路全線の開通にこぎ着けた。
1975年（＼ 50年）	5月17日から18日に津別を襲った豪雨は、実に開町以来最多の71.8mmを記録し、網走川水系がはん濫した。さらに20日には降雨、21日には降雪も続き、融雪の遅れも合わせて農作業は1か月の遅延、そして随所に深い傷痕を残した。
1982年（＼ 57年）	午後1時半ころ津別町一帯を集中豪雨と降雹が襲い、降雹は双葉、恩根、豊永に集中し、被害は52戸＝241ha（ビート、豆、野菜）に達した。
1983年（＼ 58年）	豪雨が津別町を襲い、昭和50年以来の洪水となったが、相生の観測所によれば1時間に24mmの最多降雨量を記録しており、この年の冷害に追い討ちをかける形となった。河川はん濫箇所15箇所、道路決壊流出21箇所、農作物被害面積56.8ha、被害総額1億5千万円余。
1992年（平成4年）	9月9日から12日までにかけて174mmを記録（局地激甚災害指定）し、農地311ha、河川52箇所、道路21箇所、橋梁2箇所、床下床上浸水10戸、半壊1戸の被害に達した。
1998年（＼ 10年）	8月27日から29日までの大雨は125mmを記録し、農地116.19ha、河川22箇所、道路21箇所、林道7箇所、床下浸水1戸の被害に達した。
2001年（＼ 13年）	9月16日から17日までの大雨は85mmを記録し、農地48ha、河川2箇所、道路23箇所、林道2箇所、床下浸水1戸の被害に達した。
2003年（＼ 15年）	8月9日から10日までの台風10号による大雨は128mmを記録し、冠水等農作物8.3ha、町道31箇所、河川2箇所等が被害を受けた。
2004年（＼ 16年）	1月13日から16日にかけて豪雪に見舞われ、最深積雪で165cmを記録するなど、国道・道道・町道のほとんどが数日間通行止めとなり、特に農業関係において施設損壊等36件・交通遮断による生乳廃棄等で大きな被害が発生したほか、公共施設等においても屋根損壊等の被害があった。
2006年（＼ 18年）	10月7日から9日までの大雨で冠水等農作物81.1ha、農業用施設29箇所、町道11箇所、河川7箇所、林道3箇所、公園1箇所、学校1箇所等が被害を受け、3世帯5人が自主避難した。

発生年	内容
2016年（平成28年）	8月15日から23日未明にかけて前線と台風7号と11号の影響により大雨警報や洪水警報が相次いで発表され1週間の降水量は260mmに達した。21日には津別川の氾濫危険水位を超えたため津別川沿いの33世帯55人に避難勧告を発令、中央公民館を避難所として開設したが避難者なし。多くの被害が出た中でも道道屈斜路津別線で崖崩れにより平成30年5月末まで弟子屈側が通行止めとなった。
2018年（平成30年）	3月9日の降雨と気温上昇に伴い本岐市街地区の国道にかかる小桜橋付近で、氷の塊が川をせき止め国道に水が流れ出し通行止めとなった。農地や河川、道路の越水が発生したが大きな被害はなかった。

地すべり

発生年	内容
1953年（昭和28年）	本岐（木樋）地すべり＝道道津別陸別線を本岐市街から陸別に向かって8kmほどの北側の山地で、午前2時ころ地すべりが発生し、土崩が土石流となって押し出し、下方300mにあった造材飯場をつぶし、16名もの人命が奪われた。その時に流出した土石の量は3,600m ³ と推定されている。
1961年（昭和36年）	最上地すべり＝道道北見津別線の津別市街から約10kmのところ、道路の切り替え工事のために、地すべりの舌部に相当する付近の切割を行った後に引き起こされている。移動量としては150cm程度と非常に小さいが、規模としては幅40m×延長180mにわたっていた。
1962年（昭和37年）	達美地すべり＝津別市街の西方1,500mほどのタッコブ川左岸で発生したもので、移動量は約20m ³ ほど、幸い下方に人家がなかったため、大きな被害にはならなかった。この地すべりの場合は、同年4月22日に発生した地震の際に割目を生じ、それが原因になって滑動している。
1963年（昭和38年）	山崩れ（西田宅付近）のため西田、佐藤氏避難。
1969年（昭和44年）	最上地区のポンタッコブ川右岸に発生し土量は3,000m ³ 以上。

火災

発生年	場所	火元	焼失面積（m ² ）	被害額（千円）	焼死者
1918年（大正7年）	市街		21戸		
1929年（昭和4年）		小学校	全焼		
1939年（昭和14年）			店舗・民家3戸		
1949年（昭和24年）	東町	工場	257		
1950年（昭和25年）	相生	工場	567		
1950年（昭和25年）	相生	工場	340		
1950年（昭和25年）	新町	工場	366		
1951年（昭和26年）	緑町	工場	449		
1953年（昭和28年）	大通	店舗	250		

発生年	場所	火元	焼失面積 (㎡)	被害額 (千円)	焼死者
1954年 (昭和29年)	大通	店舗	175		
1956年 (" 31年)	西2条	店舗	288		
1956年 (" 31年)	本町	店舗	213		
1957年 (" 32年)	本岐	工場	389		
1960年 (" 35年)	一条通	店舗	1,208	17,444	
1962年 (" 37年)	新町	住宅	16	2,500	
1964年 (" 39年)	達美209	校舎	3,496	38,834	
1964年 (" 39年)	旭町10	工場	1,151	7,000	
1965年 (" 40年)	相生	工場	318	3,000	
1966年 (" 41年)	本町	工場	99	3,967	
1967年 (" 42年)	相生	工場	449	5,500	
1968年 (" 43年)	緑町	工場	92	4,130	
1970年 (" 45年)	相生	工場	861	21,500	
1971年 (" 46年)	共和	学校	988	20,450	
1972年 (" 47年)	本岐	民家	300	1,370	
1972年 (" 47年)	相生	工場	266	6,230	
1972年 (" 47年)	新町	工場	2,178	39,660	
1973年 (" 48年)	緑町	工場	1,102	8,200	
1973年 (" 48年)	活汲	ゴミ捨場			
1974年 (" 49年)	恩根	民家	199	1,940	
1974年 (" 49年)	最上	民家	152	5,110	
1974年 (" 49年)	新町	民家	82	4,470	
1975年 (" 50年)	達美	工場	51	60	
1975年 (" 50年)	本町	住宅	51	812	1名
1976年 (" 51年)	緑町	工場	380	13,280	
1976年 (" 51年)	上里	民家	122	3,160	
1978年 (" 53年)	達美	民家	80	2,300	
1978年 (" 53年)	活汲	民家	75	1,450	
1980年 (" 55年)	達美	工場	397	7,870	
1982年 (" 57年)	相生	民家	98	1,590	
1982年 (" 57年)	緑町	民家	44	2,400	
1983年 (" 58年)	東岡	民家	203	10,260	
1983年 (" 58年)	本町	物置	53	4,950	1名
1984年 (" 59年)	達美87	風呂場 (住宅)	103	8,676	7名
1984年 (" 59年)	本町	住宅	180	3,128	
1985年 (" 60年)	共和44	住宅	64	5,766	

発生年	場所	火元	焼失面積 (㎡)	被害額 (千円)	焼死者
1985年 (昭和60年)	二又24	住宅	97	5,059	
1986年 (" 61年)	緑町9	住宅	36	4,113	1名
1986年 (" 61年)	相生	住宅	68	5,848	
1987年 (" 62年)	二又111	住宅	100	2,614	
1988年 (" 63年)	東3条	住宅	63	37,154	1名
1988年 (" 63年)	相生507	倉庫	200	6,160	
1988年 (" 63年)	豊永316	牛舎	283	1,437	
1989年 (平成元年)	豊永	店舗	36	5,260	
1990年 (" 2年)	高台町48	住宅	94	11,254	
1990年 (" 2年)	相生	店舗兼住宅	103	3,954	
1990年 (" 2年)	共和419	加工場	359	26,127	
1991年 (" 3年)	新町1の2	工場	266	1,114	
1991年 (" 3年)	旭町73	工場兼住宅	23	4,937	
1992年 (" 4年)	活汲527	倉庫兼作業場	457	44,906	
1992年 (" 4年)	豊永52	住宅	65	2,605	1名
1994年 (" 6年)	活汲252	乾草舎	454	24,460	
1994年 (" 6年)	豊永10	住宅	40	4,064	
1995年 (" 7年)	西3条33	住宅	131	8,960	
1995年 (" 7年)	活汲521	倉庫	389	46,845	
1996年 (" 8年)	新町1	工場	2,249	36,616	
1996年 (" 8年)	新町1	工場	機械のみ	2,922	
1997年 (" 9年)	本岐47	住宅	66	1,523	
1997年 (" 9年)	緑町14	工場	110	6,157	
1998年 (" 10年)	二又191	牛舎	211	1,591	
1998年 (" 10年)	双葉66	倉庫	233	9,313	
1998年 (" 10年)	活汲524	乾草舎	350	3,728	
1998年 (" 10年)	1条通18	共同店舗			2名
1999年 (" 11年)	東岡168	牛舎	536	8,394	
1999年 (" 11年)	相生97	工場	1,649	60,492	
1999年 (" 11年)	新町21	工場	15	1,427	
2000年 (" 12年)	緑町14	工場	52	5,449	
2000年 (" 12年)	東2条	空き家	102	1,488	
2002年 (" 14年)	達美	住宅	83	5,113	
2003年 (" 15年)	新町7	工場	212	1,780	
2004年 (" 16年)	新町7	工場	744	13,424	
2004年 (" 16年)	豊永20	住宅	20	1,402	

発生年	場所	火元	焼失面積 (㎡)	被害額 (千円)	焼死者
2004年 (平成16年)	豊永47	作業場	193	2,119	
2005年 (" 17年)	共和550	管理棟	28	6,434	
2006年 (" 18年)	高台191	倉庫	156	1,486	
2007年 (" 19年)	共和15	物置	96	1,335	
2008年 (" 20年)	緑町11	工場	68	1,281	
2008年 (" 20年)	相生194	住宅	139	4,494	
2009年 (" 21年)	高台51	住宅	19	1,090	
2009年 (" 21年)	旭町73	作業場	31	2,325	
2010年 (" 22年)	豊永25	住宅	56	473	1名
2010年 (" 22年)	相生188	作業場	294	55,727	
2011年 (" 23年)	新町26	工場	60	34,603	
2012年 (" 24年)	共和	倉庫	46	2,394	
2012年 (" 24年)	幸町	住宅	55	3,265	
2013年 (" 25年)	東4条	旅館	58	7,290	
2013年 (" 25年)	沼沢	倉庫	423	1,448	
2014年 (" 26年)	相生	ボイラー室	44	1,421	
2015年 (" 27年)	達美	工場	42	2,744	
2016年 (" 28年)	幸町	住宅	55	3,265	
2017年 (" 29年)	相生	工場	491	12,841	
2017年 (" 29年)	共和	堆肥製造施設	14	1,203	
2018年 (" 30年)	達美	物置	153	1,013	
2019年 (令和元年)	相生	住宅	13,276	2,465	
2019年 (" 元年)	共和	工場	166	13,705	
2019年 (" 元年)	共和		8	196	
2019年 (" 元年)	二又	車両		40,889	
2020年 (" 2年)	相生	住宅	33	3,275	
2021年 (" 3年)	共和	工場		2,698	
2021年 (" 3年)	一条通	事務所	8	53	
2022年 (" 4年)	岩富	車両		2,347	

林野火災

発生年	場所	原因	所有区分	被害面積 (ha)
1905年 (明治38年)	活汲原野			
1906年 (" 39年)	ボンカックミ川上流		道有林	山林500町
1946年 (昭和21年)	沼沢	ゴミ焼き残り火	道有林	200～400
1956年 (" 31年)	共和	火入れの火の粉	民有林	10.0

発生年	場所	原因	所有区分	被害面積 (ha)
1956年 (昭和31年)	美都	火入れの火の粉	国道町有林	32.3
1957年 (" 32年)	共和	火入れの火の粉	道有林	42.0
1957年 (" 32年)	双葉	火入れの火の粉	民有林	42.0
1959年 (" 34年)	活汲	火入れの火の粉	民有林	32.0
1978年 (" 53年)	恩根	ブルドーザーの排ガス	国有林	6.98
1979年 (" 54年)	最上8番沢	入山者 (山菜取) のたばこの火	道有林	16.48
1987年 (" 62年)	最上293	アスパラのから焼きの飛び火	民有林	0.48
1988年 (" 63年)	沼沢205	不明	道有林	0.48
1989年 (平成元年)	最上85	落雷	道有林	8.0
1992年 (" 4年)	最上237	ゴミ焼きの不始末	民有林	0.032
2020年 (令和2年)	最上	ゴミ焼きの不始末	私有地	0.14

資料 9 雌阿寒岳の火山活動年表

活動年（年号）	現象	記事
1927年（昭和2年）4月から5月	鳴動	
1938年（昭和13年）5月29日	鳴動	
1951年（昭和26年）7月から 1952年（昭和27年）1月	有感地震・鳴動	
1952年（昭和27年）3月	鳴動	3月4日の十勝沖地震の直後活発化
1954年（昭和29年）1月から3月	有感地震・鳴動	4月に中マチネシリ大噴で小爆発
1955年（昭和30年）11月19日	小噴火	ポンマチネシリ火口：降灰
1956年（昭和31年）3月18日	小噴火	ポンマチネシリ火口：降灰
1956年（昭和31年）5月から7月、 10月	小噴火	ポンマチネシリ火口：降灰
1957年（昭和32年）2月、5月	小噴火	ポンマチネシリ火口：有色噴煙
1957年（昭和32年）8月から9月	小噴火	中マチネシリ火口：大噴が活動
1957年（昭和32年）9月から10月	鳴動、有感地震	
1958年（昭和33年）2月23日	小噴火	ポンマチネシリ火口：降灰
1959年（昭和34年）5月中旬、 7月下旬	小噴火	中マチネシリ火口：大噴周辺に降灰
1959年（昭和34年）8月、10月	小噴火	中マチネシリ火口：降灰
1960年（昭和35年）9月	小噴火	中マチネシリ火口：大噴が活動
1962年（昭和37年）4月28日	小噴火	中マチネシリ火口：大噴周辺降灰
1964年（昭和39年）6月20日から 27日	小噴火	中マチネシリ火口：新火口形成
1965年（昭和40年）5月中旬	小噴火	中マチネシリ火口：新火口形成
1966年（昭和41年）6月4日から 13日	小噴火	中マチネシリ火口：新火口周辺降灰
1973年（昭和48年）3月から6月	地震増加	
1975年（昭和50年）3月21日から 24日、4月15日	地震増加	
1976年（昭和51年）7月7日	有感地震	震源は雌阿寒岳の北（詳細不明）。阿寒湖畔で 震度3、相生・雌阿寒温泉で震度2～3。
1979年（昭和54年）7月	地震増加	1979年（昭和54年）7月
1980年（昭和55年）3月28日	有感地震	雌阿寒岳の北東10kmで地震M2.5、最大震度は 雄阿寒ホテル3～4。
1982年（昭和57年）3月19日から 4月上旬	地震増加	3月21日の浦河沖地震以後急増、4月初めまで続 く。
1983年（昭和58年）5月	噴煙増加	ポンマチネシリ第1火口の噴煙活動活発化。釧路

活動年（年号）	現象	記事
		地方气象台から見えるようになる。
1984年（昭和59年） 5 月	微動	噴煙活動活発、火口周辺に降灰跡
1985年（昭和60年） 6 月から 7 月	地震増加	
1987年（昭和62年） 8 月	温度上昇	ポンマチネシリ第1火口の噴気温度395℃（赤外放射温度計）
1987年（昭和62年）10月		ポンマチネシリ第1火口噴気温度510℃（赤外放射温度計）
1987年（昭和62年）12月	地震増加	
1988年（昭和63年） 1 月	小噴火	4 日夕方から火山性微動発現、5 日夜から 6 日朝の間にポンマチネシリ火口降灰
1 月 8 日	小噴火	ポンマチネシリ火口：降灰
2 月 7 日から 8 日、18 日	小噴火	ポンマチネシリ火口：周辺降灰
1 月から 4 月、7 月から 8 月	地震増加	
9 月	温度上昇	ポンマチネシリ第1火口の噴気温度306℃
10 月から 11 月	地震増加、火山性微動	10月27日に約 2 分間、11月14日に約 5 分間の微動が発生。
1989年（平成元年） 9 月から 11 月	地震増加	
1990年（平成 2 年） 1 月から 12 月	地震増加	
1991年（平成 3 年） 1 月から 2 月	地震増加	
1992年（平成 4 年） 9 月から 11 月	地震増加	
1993年（平成 5 年） 4 月から 6 月	地震増加	
1995年（平成 7 年） 8 月から 11 月	地震増加	
9 月、11 月	火山性微動発生	
1996年（平成 8 年） 8 月から 10 月	地震増加	
1996年（平成 8 年） 11 月 21 日	小噴火	ポンマチネシリ火口：17時55分頃の大きな地震に引き続き約 8 分間の火山性微動発生。噴火直後の噴煙高度は火口上1,000mに達した。北側約50kmの範囲に微量の降灰。96-1から 3 火口を形成。総噴出物量は約12,000トン。
1997年（平成 9 年） 5 月 22 日	有感地震	震源は雌阿寒岳付近、M2.0。山ろくの雌阿寒温泉で震度 1 程度。
1998年（平成10年） 4 月 4 日から 5 日	小噴火	震源は徹別（てしべつ）岳周近
1998年（平成10年） 11 月 9 日	小噴火	ポンマチネシリ火口：約 4 分間の火山性微動を観

活動年（年号）	現象	記事
		測。噴煙高度は雲のため不明。東側約15kmの範囲で微量の降灰。噴火地点は96-1火口。総噴出物量は1,000トン以下。マグマ水蒸気爆発の可能性あり（北大）。
1999年（平成11年）5月12日		高感度カメラにより、ポンマチネシリ96-1河口付近が夜間明るくなる現象を観測。その後も6月まで時々観測された。
1999年（平成11年）6月4日から6日	温度上昇	96-1火口の最高温度は651℃（赤外放射温度計による）。10月まで600℃以上の高温状態継続。
1999年（平成11年）7月7日	温度上昇	96-1火口の最高温度は671℃（赤外放射温度計による）。北東山ろくの渋川泥火山で噴気活動再開（9年ぶり）。
1999年（平成11年）10月25日から11月1日	地震増加	
2000年（平成12年）1月24日から25日	有感地震	雌阿寒岳の北方約11km付近を震源とする浅い地震がややまとまって発生した（2日間で5回）。最大地震はM2.3。聞き取りの結果、阿寒湖畔で最大震度2程度の揺れ。
2000年（平成12年）2月13日	地震増加	震源は徹別岳付近
2000年（平成12年）4月4日から30日	地震増加	震源は徹別岳付近
2002年（平成14年）1月から2月	地震増加	震源は徹別岳付近
2002年（平成14年）3月29日	火山性微動、 地震増加	約3分間の微動を観測。その直後から地震増加。29日139回、30日19回。噴煙等には異常なし。
2006年（平成18年）2月18日から20日	火山性微動、 地震増加	18日に2回、19日に2回、20日に1回発生。この間地震急増。噴煙等には異常なし。
2006年（平成18年）3月7日	有感地震	雌阿寒岳の東南東約18km付近を震源とする地震、M3.0。鶴居村鶴居東で最大震度1観測。
2006年（平成18年）3月11日から12日	地震増加	
2006年（平成18年）3月19日	火山性微動	1回発生。噴煙等には異常なし。
2006年（平成18年）3月21日	小噴火	赤沼火口・北西斜面噴気孔列、約4時間の火山性微動を観測。赤沼06火口群及び北西斜面06噴気孔を形成。ごく小規模な泥流発生。

活動年（年号）	現象	記事
2006年（平成18年）5月9日から10日	火山性微動、地震増加	9日に1回発生。その直後から地震増加。噴煙等には異常なし。
2006年（平成18年）7月5日	有感地震	雌阿寒岳の北約12km付近を震源とする地震、M3.0。釧路市阿寒町阿寒湖温泉で最大震度3を記録。
2008年（平成18年）11月18日、28日から29日	小噴火	ごく小規模な水蒸気噴火。ポンマチネシリ96-1火口及び第4火口
2009年（平成21年）1月～4月、7月、9月	地震増加	
2010年（平成22年）12月	火山性微動、地震増加	12月17日火山性微動が4回発生。12月17～19日にかけて地震増加。
2011年（平成23年）7月、10月、11月	火山性微動、地震増加	7、11月火山性微動発生。10月地震増加。
2014年（平成26年）2月～3月	地震増加	2月～3月に地震増加。2月515回、3月679回。
2015年（平成27年）3月～10月	火山性微動、地震増加	3月9日、7月3日、10月12日火山性微動発生。4月、5月、7月、8月に地震増加。4月603回（日最大205回：16日）、5月332回、7月1,633回（日最大199回：16日）8月589回（日最大123回：14日）。
2016(平成28)年	地殻変動	10月以降、雌阿寒岳の北東側に膨張源が推定される地殻変動
2018(平成30)年	火山性微動、地震増加	10月火山性微動。11月ポンマチネシリ火口付近の浅い所で地震増加。
2019(平成31・令和元)年	地震増加	2月、7月～8月中マチネシリ火口付近の浅い所で地震増加。
2020(令和2)年	噴気、火山性微動、地殻変動	7月22日火山性微動と赤沼火口方向が上下する傾斜変動を観測、その直後に一時的な地震増加。7月下旬以降、赤沼火口及び北西斜面06噴気孔列で噴気量増大。

資料10 想定する災害

種類	主な災害の履歴	想定する災害
1 地震	1936年（昭和11年）5月 相生付近で局地的な地震が多発 最大震度2～3 1952年（昭和27年）3月4日 「十勝沖地震」 1976年（昭和51年）1月4日から5日 恩根左沢国有林内を震源とする地震多発、最大震度3～4	震度3.7～5.6 全道の地震被害想定調査結果による （平成30年2月北海道防災会議公表）
2 火山	1962年（昭和37年）6月30日 十勝岳噴火、降灰1～2cm 約200年前 雌阿寒岳、比較的大きな爆発、降灰	十勝岳の噴火による降灰 雌阿寒岳（ポンマチネシリ火口）の噴火による10cmの降灰、降下軽石による被害
3 水害	1922年（大正11年）8月24日から25日 網走川出水大水害、流失家屋12棟、橋梁損壊27箇所	雨量70mm程度の集中豪雨による河川決壊、橋梁流失損壊、道路損壊、田畑流失、冠水等の被害
4 大雨	1992年（平成4年）9月11日 台風17号により9日降り始めから12日までで174mmを記録し、田畑、農作物土木被害等があり被害総額11,088,637千円であった。（自衛隊災害派遣191名）（農地311ha、河川52箇所、道路21箇所、橋梁2箇所、床下床上浸水10戸、半壊1戸）	
5 雪害	1974年（昭和49年）1月24日から26日 猛吹雪、積雪65cm、最大瞬間風速20m/s 2004年（平成16年）1月13日から16日 豪雪、最深積雪165cm	1974年（昭和49年）程度の猛吹雪 2004年（平成16年）程度の豪雪
6 風害	1973年（昭和48年）5月8日 最大瞬間風速19m/s、ビニールハウス39棟倒壊	最大瞬間風速40～50m/s級の台風による建築物、樹木、農業施設、農作物等の被害
7 地盤災害	1953年（昭和28年）5月31日 本岐（木樋）で地すべり — 土石流。死者16人、地すべり土量3,603m ³	台風・集中豪雨、融雪等による地すべり

種類	主な災害の履歴	想定する災害
8 危険物等	1992年（平成4年）1月17日 布川でタンクローリー路外転落し、危険物の流出事故発生 ガソリン2,000㊦ 灯油 2,000㊦、 6,000㊦ 軽油 2,000㊦	火災・地震等に伴う危険物施設高圧ガス施設の二次災害
9 火災	1964年（昭和39年）3月7日 達美、津別中学校全焼、焼失面積3,496m² 1972年（昭和47年）11月7日 新町、工場全焼、焼失面積2,178m²	年間5件程度の火災
10 重大突発事故	特になし	航空機事故等

資料11 地震の想定

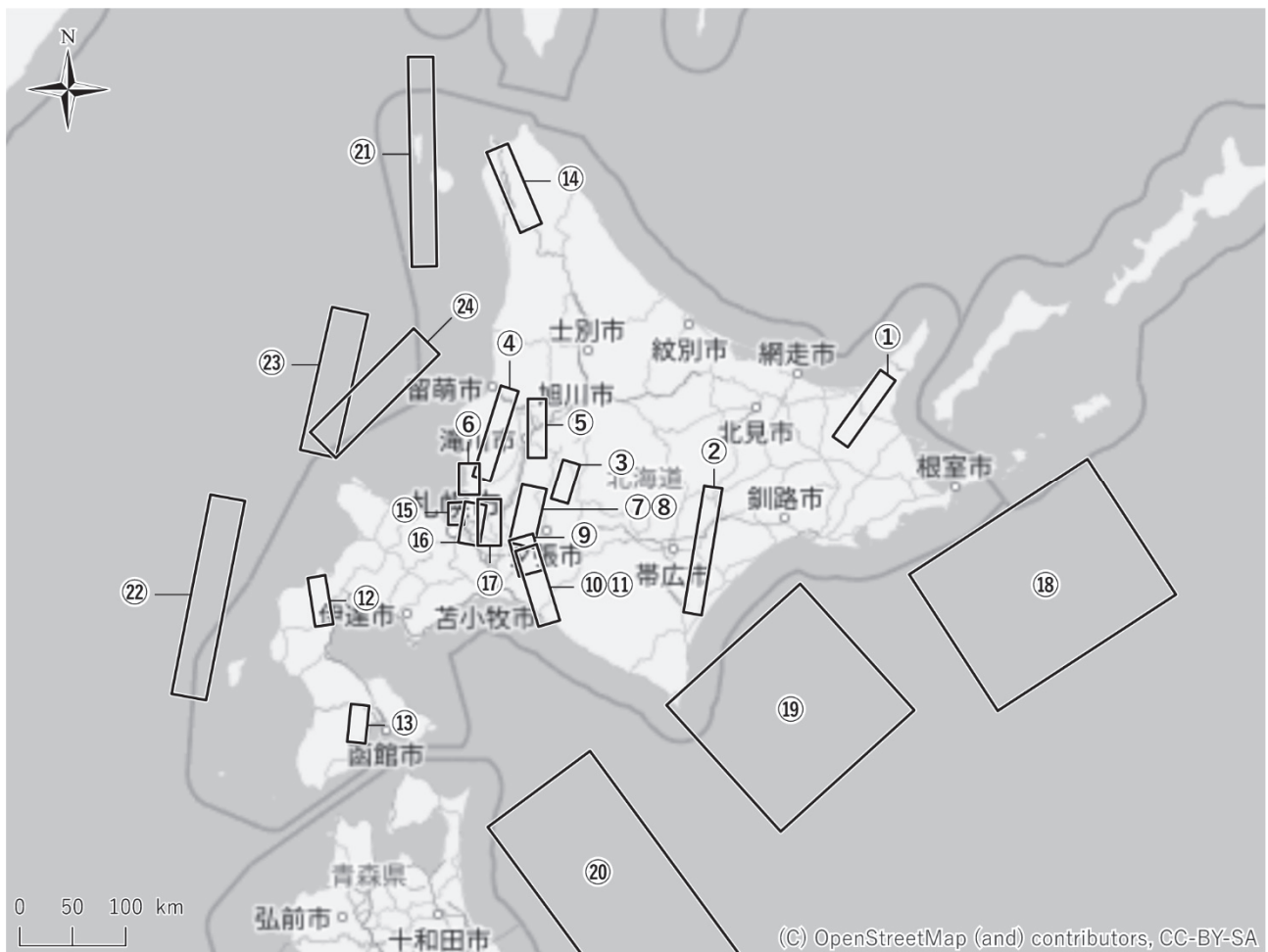
被害想定の対象地震

番号	地震名	断層モデル
①	標津断層帯※ ¹	30_1※ ² 45_5※ ²
②	十勝平野断層帯主部※ ¹	30_3※ ² 45_2 45_5※ ²
③	富良野断層帯西部※ ¹	30_2 30_5 45_3
④	増毛山地東縁断層帯※ ¹	30_2 45_1 45_2 45_3 45_4 45_5
⑤	沼田－砂川付近の断層帯※ ¹	30_3 30_4 45_1 45_2 45_3 45_4
⑥	当別断層帯	30_2 30_5
⑦	石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 7 km）※ ¹	30_1 30_5 45_1
⑧	石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 3 km）※ ¹	30_2 45_2 45_3 45_5
⑨	石狩低地東縁断層帯主部（南）（深さ 3 km）	45_2 45_5
⑩	石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7 km）	30_5
⑪	石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3 km）	30_2 30_3 30_5
⑫	黒松内低地断層帯	30_5 45_3 45_4
⑬	函館平野西縁断層帯	45_2 45_3
⑭	サロベツ断層帯（断層延長）※ ¹	30_2 30_3 30_5
⑮	西札幌背斜に関連する断層	—
⑯	月寒背斜に関連する断層	—
⑰	野幌丘陵断層帯	45_1
⑱	根室沖・釧路沖の地震※ ¹	—※ ²
⑲	十勝沖の地震※ ¹	—※ ²
⑳	三陸沖北部の地震	—
㉑	北海道北西沖の地震※ ¹	No. 2※ ² No. 5
㉒	北海道南西沖の地震	No. 2
㉓	北海道留萌沖（走向N193°E）の地震※ ¹	No. 1
㉔	北海道留萌沖（走向N225°E）の地震※ ¹	No. 2

※¹ 津別町において想定される地震

※² 津別町において建物被害や火災被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害のいずれかが少なくとも 1 以上想定される地震

（北海道総務部危機対策局危機対策課：全道の地震被害想定調査結果（平成30年 2 月公表）を参考に作成）



被害想定対象地震位置図

(北海道総務部危機対策局危機対策課：全道の地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）を参考に作成)

津別町の地震被害想定結果			1. 標津断層帯（モデル30_1）の地震		
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.4	5.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
		崩壊危険度 B（箇所）	2箇所	2箇所	2箇所
		崩壊危険度 C（箇所）	4箇所	4箇所	4箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟	1棟未満	1棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟	1棟未満	1棟
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	5人	5人	5人
避難所外避難者数		3人	3人	3人	
避難者数計		8人	8人	8人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	11世帯	11世帯	11世帯
		※断水人口（直後）	26人	26人	26人
		断水世帯数(1日後)	14世帯	14世帯	14世帯
		※断水人口（1日後）	32人	32人	32人
		断水世帯数(2日後)	13世帯	13世帯	13世帯
		※断水人口（2日後）	29人	29人	29人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0.7km	0.7km	0.7km
		機能支障世帯数	33世帯	33世帯	33世帯
		※機能支障人口	78人	78人	78人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	20箇所	20箇所	20箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位での計算のため、市町村単位の数値はない					

※表中 (3) ～ (8) において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

津別町の地震被害想定結果			2. 標津断層帯（モデル45_5）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）		1箇所	1箇所	
		崩壊危険度B（箇所）		4箇所	4箇所	
		崩壊危険度C（箇所）		2箇所	2箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		揺れによる半壊棟数	3棟	2棟	3棟	
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	3棟	2棟	3棟		
(5)火災被害		全出火件数		1件未満	1件未満	
		炎上出火件数		1件未満	1件未満	
		焼失棟数		1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数	避難所生活者数	33人	32人	33人	
		避難所外避難者数	18人	17人	18人	
		避難者数計	50人	49人	50人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	
		断水世帯数(直後)	104世帯	104世帯	104世帯	
		※断水人口（直後）	243人	243人	243人	
		断水世帯数(1日後)	83世帯	83世帯	83世帯	
		※断水人口（1日後）	195人	195人	195人	
		断水世帯数(2日後)	77世帯	77世帯	77世帯	
		※断水人口（2日後）	181人	181人	181人	
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－	
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km	
		機能支障世帯数	39世帯	39世帯	39世帯	
		※機能支障人口	92人	92人	92人	
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－	
			復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	
	その他の道路の被害	被害箇所数	24箇所	24箇所	24箇所	
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

※表中 (3) ～ (8) において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

津別町の地震被害想定結果	3. 十勝平野断層帯主部（モデル30_3）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.3	5.3	5.3
(3) 急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)		0箇所	0箇所
		崩壊危険度 B (箇所)		3箇所	3箇所
		崩壊危険度 C (箇所)		4箇所	4箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害		全出火件数		1件未満	1件未満
		炎上出火件数		1件未満	1件未満
		焼失棟数		1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	2人	2人	2人
避難所外避難者数		1人	1人	1人	
避難者数計		4人	4人	4人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	2世帯	2世帯	2世帯
		※断水人口(直後)	4人	4人	4人
		断水世帯数(1日後)	4世帯	4世帯	4世帯
		※断水人口(1日後)	8人	8人	8人
		断水世帯数(2日後)	3世帯	3世帯	3世帯
		※断水人口(2日後)	7人	7人	7人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	22世帯	22世帯	22世帯
		※機能支障人口	53人	53人	53人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	22箇所	22箇所	22箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

※表中 (3) ～ (8) において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

津別町の地震被害想定結果		5. 十勝平野断層帯主部 (モデル45_5) の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)

(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）		1箇所	1箇所	
		崩壊危険度B（箇所）		4箇所	4箇所	
		崩壊危険度C（箇所）		2箇所	2箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		揺れによる半壊棟数	4棟	2棟	4棟	
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害		半壊棟数	4棟	2棟	4棟	
		全出火件数		1件未満	1件未満	
		炎上出火件数		1件未満	1件未満	
(6)人的被害		焼失棟数		1棟未満	1棟未満	
		揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
			揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
			揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
			急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
			急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
			火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
			火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
			重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
			軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数		避難所生活者数	48人	47人	48人	
		避難所外避難者数	26人	25人	26人	
		避難者数計	74人	73人	74人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
		断水世帯数(直後)	116世帯	116世帯	116世帯	
		※断水人口（直後）	273人	273人	273人	
		断水世帯数(1日後)	90世帯	90世帯	90世帯	
		※断水人口（1日後）	211人	211人	211人	
		断水世帯数(2日後)	84世帯	84世帯	84世帯	
		※断水人口（2日後）	196人	196人	196人	
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－	
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km	
		機能支障世帯数	39世帯	39世帯	39世帯	
		※機能支障人口	92人	92人	92人	
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－	
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	
	その他の道路の被害	被害箇所数	25箇所	25箇所	25箇所	
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある						
※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

※表中 (3) ～ (8) において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

津別町の地震被害想定結果		47. 根室沖・釧路沖の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.9	4.9	4.9
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度 A (箇所)		0箇所	0箇所

		崩壊危険度 B（箇所）		1箇所	1箇所
		崩壊危険度 C（箇所）		6箇所	6箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害		全出火件数		0件	0件
		炎上出火件数		0件	0件
		焼失棟数		0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	17世帯	17世帯	17世帯
		※機能支障人口	40人	40人	40人
		復旧日数(人員1/2)	－	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－	－
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	12箇所	12箇所	12箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

※表中（3）～（8）において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

津別町の地震被害想定結果		48. 十勝沖の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.3	5.3	5.3
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）		0箇所	0箇所
	崩壊危険度B（箇所）		3箇所	3箇所
	崩壊危険度C（箇所）		4箇所	4箇所

(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数		1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5) 火災被害		全出火件数		1件未満	1件未満
		炎上出火件数		1件未満	1件未満
		焼失棟数		1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人	1人	1人
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		2人	2人	2人	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯	1世帯	1世帯
		※断水人口(直後)	3人	3人	3人
		断水世帯数(1日後)	3世帯	3世帯	3世帯
		※断水人口(1日後)	8人	8人	8人
		断水世帯数(2日後)	3世帯	3世帯	3世帯
		※断水人口(2日後)	7人	7人	7人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km	0.5km
		機能支障世帯数	22世帯	22世帯	22世帯
		※機能支障人口	53人	53人	53人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

※表中 (3) ～ (8) において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

津別町の地震被害想定結果		50. 北海道北西沖 (モデルNo.2) の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.5	4.5	4.5
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)		0箇所	0箇所
	崩壊危険度B (箇所)		0箇所	0箇所
	崩壊危険度C (箇所)		7箇所	7箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟

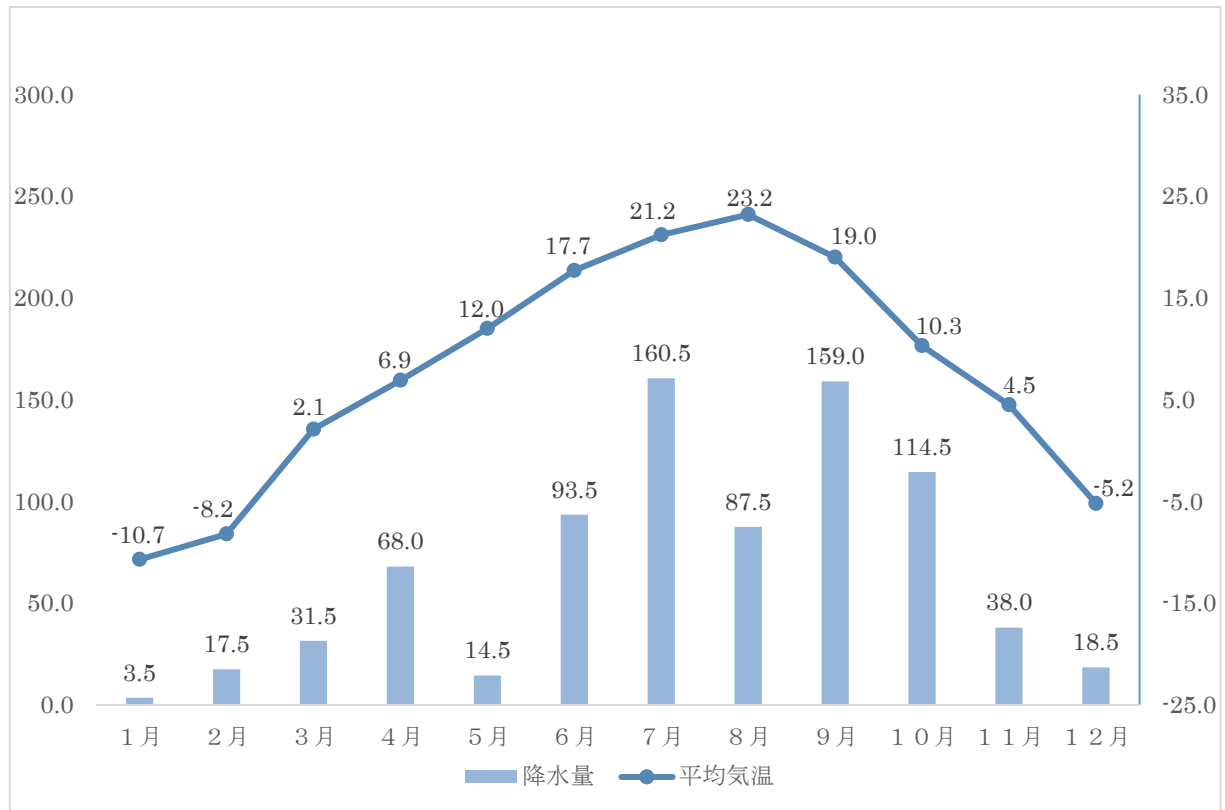
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟	0棟
(5)火災被害		全出火件数		0件	0件
		炎上出火件数		0件	0件
		焼失棟数		0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
		避難者数計	0人	0人	0人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

※表中 (3) ～ (8) において被害が想定されている地震のみを抜粋して記載

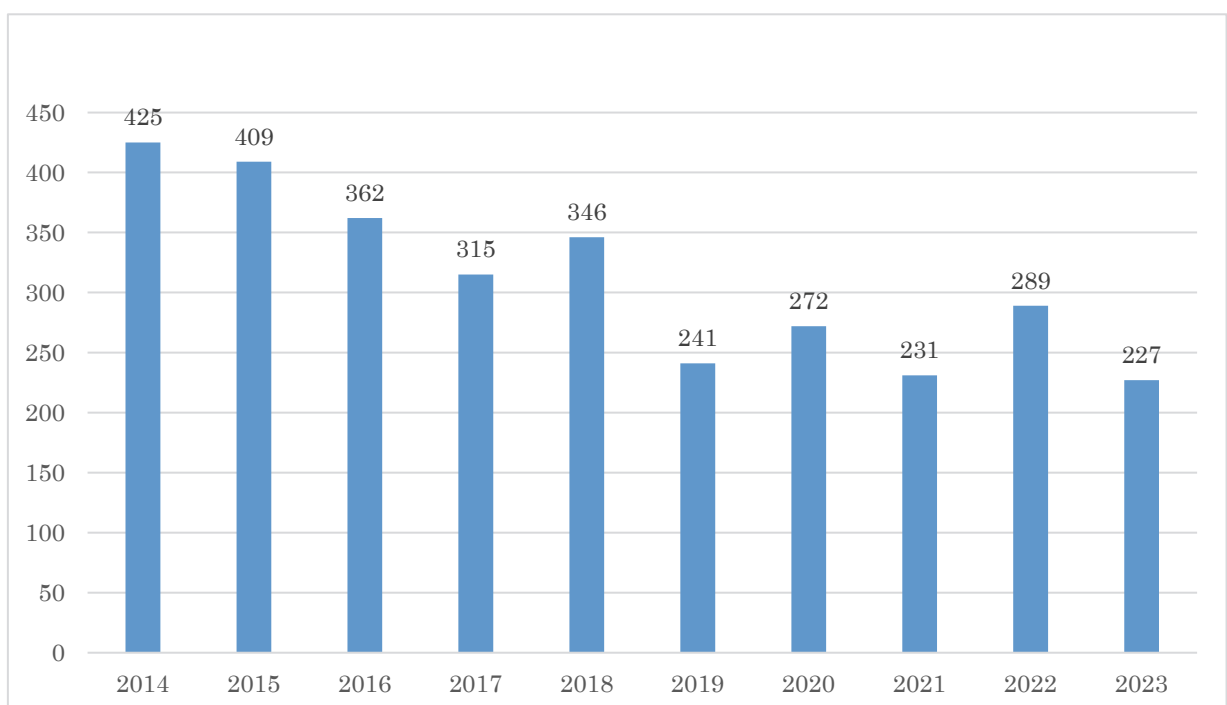
[気象等に関する資料]

資料12 津別町における気温・降水量等

1 月別平均気温と降水量（令和5年）



2 年間降雪量の推移



3 月別降雪量の推移（気象庁参照）

(cm)

#	1月			2月			3月			4月			5月			6月		
	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪
	合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大	
2014年	73	25	57	76	25	87	137	35	107	55)	35)	65	0	0	0	0	0	0
2015年	118	39	99	123)	25)	112)	76	19	117	0	0	37	0	0	0	0	0	0
2016年	138	50	105	67	18	87	31	9	92	34	15	30	0	0	0	0	0	0
2017年	87	22	76	42	7	62	37	5	57	2	1	27	0	0	0	0	0	0
2018年	91	17	54	92	30	83	53	35	95	1	1	1	0	0	0	0	0	0
2019年	88	31	64	30	7	53	47	9	44	2	2	5	0	0	0	0	0	0
2020年	83	27	54	60	17	68	78)	35)	95	19	10	11	0	0	0	0	0	0
2021年	109	34	60	31	10	57	59	25	66	9	6	6	0	0	0	0	0	0
2022年	102	33	74	51	17	64	86	22	75	8	8	19	0	0	0	0	0	0
2023年	57	11	60	70	24	82	17	9	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
#	7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪	降雪の深さ		最深積雪
	合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大		合計	日合計の最大	
2014年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	66	56
2015年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	26	39	38	7	27
2016年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	11	12	120	27	62
2017年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5)	5)	5	19	7	6	85	21	35
2018年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	20	37
2019年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0)	0)	0)	0	0	0	32	13	17
2020年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0)	0)	0)	0)	23	12	13
2021年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0)	0)	0)	3	2	2	39	16	22
2022年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	31	62
2023年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	15	25

資料13 警報基準・注意報基準

1 警報基準

令和5年6月8日現在
発表官署 網走地方気象台

府県予報区	網走・北見・紋別地方		
一次細分区域	網走地方		
市町村等をまとめた地域	網走南部		
大雨	(浸水害)	雨量基準	8
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	125
洪水		流域雨量指数基準	網走川流域＝18.8，津別川流域＝17.8
		複合基準※ ¹	網走川流域＝（5，16.9）
		指定河川洪水予報による基準	網走川 [津別]
暴風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
波浪		有義波高	
高潮		潮位	

※1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

2 注意報基準

令和5年6月8日現在
発表官署 網走地方気象台

府県予報区	網走・北見・紋別地方	
一次細分区域	網走地方	
市町村等をまとめた地域	網走南部	
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	85
洪水	流域雨量指数基準	網走川流域＝15 津別川流域＝14.2
	複合基準※ ¹	網走川流域＝（5，15） 津別川流域＝（5，14）
	指定河川洪水予報による基準	網走川 [津別]
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
なだれ	（1）24時間降雪の深さ30cm以上 （2）積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温	5月～10月：（平均気温）平年より4℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
霜	最低気温3℃以下	
着氷		
着雪	気温が0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm

※1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

〔災害危険区域等に関する資料〕

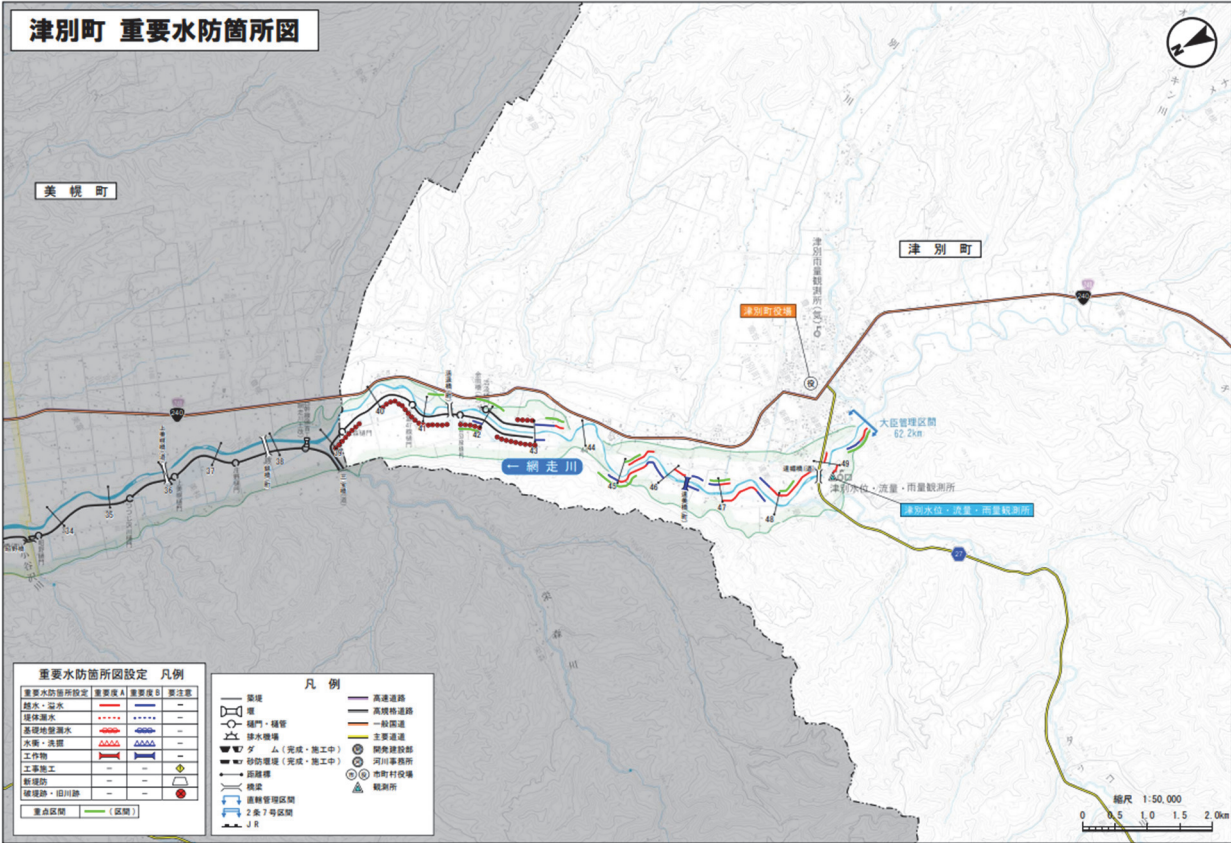
資料14 災害危険区域

新河川番号	電算番号	水系	河川名	河川名(仮)	その他	図面番号	告示年月日	專用河川	上流端	下流端	延長(km)	区分	告示年月日	上流端	下流端	2-7 区間 の長 (km)	備考
260	81 0110 0001 4046	110 網走川	網走川	アヘンガリ	(継続 を含む)	72-1 72-2	S44.3.20 政令31		山越の沢川の合流点 (法河川区間上流端) 【北海道管理区間の上流端】	海 (法河川区間下流端)	90.6	区間 区間	S44.3.20 通告646	北海道網走郡津別町 字緑町269番地先 【直轄区間上流端・北 海道管理区間の下流端 (津別川合流点)】	海 (法河川区間下流端)	62.2	【通】 S9.11.1/通告502, 503 (64.2+6.8) 網走川 【通】 S9.11.1/通告502(21.5) (注) S40.4.1/通告1184 (30.5+6.8)
277	81 0110 0024 4046	110 網走川	小沼沢川	コヌサガリ		72-2	H8.5.11 通告1315		左岸 北海道網走郡津別町 字走込109番1地先 右岸 同町同字108番3地先	網走川への合流点	0.3					0.3	[2・7] H8.5.11(0.3) H24.4.1
278	81 0110 0025 4046	110 網走川	シカバネ川	シカバネガリ		72-2	H8.5.11 通告1315		左岸 北海道網走郡津別町 字走込255番1地先 右岸 同町同字255番3地先	網走川への合流点	0.4					0.4	[2・7] H25.4.1/廃止(0.4)
279	81 0110 0018 4046	110 網走川	タコブ川	タコブガリ		72-2	S44.3.20 政令31		左岸 北海道網走郡津別町 字上里85番27地先 右岸 同町同字85番275地先	網走川への合流点	16.0					16.0	【準】 S36.6.2/通告1075(16.0)
280	81 0110 0019 4046	110 網走川	津別川	アヘンガリ		72-2	S44.3.20 政令31		左岸 北海道網走郡津別町 字上里78番地先 右岸 同町同字79番地先	網走川への合流点	16.0					16.0	【準】 S9.11.1/通告505(16.0)
281	81 0110 0020 4046	110 網走川	わがや川	わがやガリ		72-2	S44.3.20 政令31		左の沢川の合流点	網走川への合流点	8.5					8.5	
282	81 0110 0021 4046	110 網走川	けつぎ川	けつぎガリ		72-2	S44.3.20 政令31		栄の沢川の合流点	わがや川への合流点	5.5					5.5	
283	81 0110 0022 4046	110 網走川	チンケア川	チンケアガリ		72-2	S44.3.20 政令31		わがや川の合流点	網走川への合流点	4.0					4.0	
284	81 0110 0023 4046	110 網走川	けつぎ川	けつぎガリ		72-2	S44.3.20 政令31		左岸 北海道網走郡津別町 字二又483番地先 右岸 同町同字472番地先	網走川への合流点	17.0					17.0	【準】 S38.3.27/通告576(17.0)

資料15 重要水防区域

1 北海道開発局

No.	河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
1	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	岩富	41.80～42.00		0.20	41.90	47.10	48.60	48.77		北見	津別町	
2	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	岩富	43.00～43.20		0.20	43.10	50.08	51.51	—		北見	津別町	
3	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	岩富	44.80～45.00		0.20	44.90	55.67	56.27	—		北見	津別町	
4	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	岩富	45.00～45.20		0.20	45.10	56.54	57.14	—		北見	津別町	
5	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	達美左岸	45.20～45.60		0.40	45.40	57.66	58.26	—		北見	津別町	
6	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	達美左岸	45.60～46.00		0.40	45.80	58.79	59.39	—		北見	津別町	
7	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	達美左岸	46.40～46.60		0.20	46.50	61.28	61.88	—		北見	津別町	
8	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	達美左岸	47.00～47.60		0.60	47.30	65.01	65.61	—		北見	津別町	
9	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	達美左岸	47.60～47.80		0.20	47.70	66.32	66.92	—		北見	津別町	
10	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	津別左岸	48.80～49.00		0.20	48.90	71.40	72.00	—		北見	津別町	
11	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	津別左岸	49.40～49.60		0.20	49.50	73.98	74.58	—		北見	津別町	
12	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	津別左岸	49.60～49.80		0.20	49.70	74.80	75.40	—		北見	津別町	
13	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	活汲	43.00～43.40		0.40	43.20	50.80	51.92	—		北見	津別町	
14	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	活汲	43.40～43.60		0.20	43.50	51.42	52.27	—		北見	津別町	
15	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	達美右岸	45.20～45.60		0.40	45.40	57.66	58.26	—		北見	津別町	
16	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	達美右岸	46.00～46.28		0.28	46.14	59.65	60.25	—		北見	津別町	
17	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	達美右岸	46.40～46.60		0.20	46.50	61.28	61.88	—		北見	津別町	
18	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	達美右岸	46.80～47.00		0.20	46.90	63.09	63.69	—		北見	津別町	
19	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	達美右岸	47.00～47.20		0.20	47.10	63.83	64.43	—		北見	津別町	
20	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	津別右岸	47.60～47.80		0.20	47.70	66.32	66.92	—		北見	津別町	
21	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	津別右岸	47.80～48.79		0.99	48.30	68.78	69.38	—		北見	津別町	
22	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	津別右岸	49.00～49.20		0.20	49.10	72.24	72.84	—		北見	津別町	
						重要度A	左岸 右岸 —	5箇所 6箇所 —	1.60km 2.27km km									
						重要度B	左岸 右岸 —	7箇所 4箇所 —	1.60km 1.00km km									
23	網走川	網走川	—	工作物		B	達美橋	46.28	1		46.28	60.97	61.39	62.13		北見	津別町	※現況築堤高＝桁下高
						重要度A	左岸 右岸 —	0箇所 0箇所 0箇所										
						重要度B	左岸 右岸 —	0箇所 0箇所 1箇所										
24	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	美和	38.80～39.00		0.20	38.90	38.10	39.60	—		北見	津別町	
25	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	39.00～39.60		0.60	39.30	39.27	40.77	41.22		北見	津別町	
26	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	40.00～41.40		1.40	40.70	43.72	45.22	45.63		北見	津別町	
27	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	41.60～42.00		0.40	41.80	47.10	48.60	48.77		北見	津別町	
28	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	42.20～43.00		0.80	42.60	49.09	50.59	51.17		北見	津別町	
29	網走川	網走川	右岸	旧川跡		要注意	活汲	42.60～43.00		0.40	42.80	49.46	50.96	51.63		北見	津別町	
						要注意区間	左岸 右岸 —	5箇所 1箇所 —	3.40km 0.40km km									
30	網走川	網走川	左岸	重点区間			岩富	41.60～42.00		0.40	41.80	47.10	48.60	48.77		北見	津別町	危険箇所（41.80）を含む
31	網走川	網走川	左岸	重点区間			岩富	44.60～45.40		0.80	45.00	56.54	57.14	—		北見	津別町	危険箇所（44.80）を含む
32	網走川	網走川	左岸	重点区間			津別左岸	49.40～49.80		0.40	49.60	73.98	74.58	—		北見	津別町	危険箇所（45.20、49.60）を含む
33	網走川	網走川	右岸	重点区間			活汲	41.00～41.40		0.40	41.20	45.25	46.75	—		北見	津別町	危険箇所（41.20）を含む
34	網走川	網走川	右岸	重点区間			活汲	41.80～42.20		0.40	42.00	47.77	49.27	49.72		北見	津別町	危険箇所（42.00）を含む
35	網走川	網走川	右岸	重点区間			活汲	43.20～43.60		0.40	43.40	51.42	52.27	—		北見	津別町	危険箇所（43.40）を含む
36	網走川	網走川	右岸	重点区間			達美右岸	45.00～45.40		0.40	45.20	56.71	57.31	—		北見	津別町	危険箇所（45.20）を含む
37	網走川	網走川	右岸	重点区間			達美右岸	46.80～47.20		0.40	47.00	63.83	64.43	—		北見	津別町	危険箇所（47.00）を含む
38	網走川	網走川	右岸	重点区間			津別右岸	48.00～48.40		0.40	48.20	68.78	69.38	—		北見	津別町	危険箇所（48.20）を含む
						重点区間	左岸 右岸 —	3箇所 6箇所 —	1.60km 2.40km km									



2 北海道

No.	水系名	河川名	左右岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤高有無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	綱走川	津別川	左岸	共和	(町) 緑栄橋から0.4km下流	0.00	共和	(国) 津別橋から0.4km上流	1.40	1.40	B	無	
2	綱走川	津別川	右岸	緑町	(町) 緑栄橋から0.4km下流	0.00	本町	(国) 津別橋から0.4km上流	1.40	1.40	B	無	

資料16 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害危険箇所一覧

(1) 土石流危険渓流

所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
津別町字沼沢	148の沢	Ⅱ-71-0720	令和2年12月15日	○	—
津別町字木樋	三十番の沢川	Ⅱ-71-0670	令和2年12月15日	○	○
津別町字上里	上里3の沢川	Ⅱ-71-0490	令和2年12月15日	○	—
津別町字上里	上里4の沢川	Ⅱ-71-0500	令和2年12月15日	○	—
津別町字上里	上里8の沢川	Ⅱ-71-0520	令和2年12月15日	○	—
津別町字上里	仙道歩道の沢川	Ⅱ-71-0510	令和2年12月15日	○	—
津別町字共和	共和の沢川	Ⅱ-71-0600	令和2年12月15日	○	—
津別町字共和	共和の沢川一 号川	Ⅱ-71-0590	令和2年12月15日	○	—
津別町字双葉	双葉の沢川	Ⅱ-71-0640	令和2年12月15日	○	○
津別町字沼沢	四季の沢川	Ⅱ-71-0730	令和2年12月15日	○	—
津別町字大昭	大昭沢川	Ⅱ-71-0660	令和2年12月15日	○	—
津別町字東岡	小沼沢川3の 沢川	Ⅱ-71-0460	令和2年12月15日	○	○
津別町字最上	山鳥の沢川	Ⅱ-71-0780	令和2年12月15日	○	—
津別町字恩根	恩根1の沢川	Ⅱ-71-0620	令和2年12月15日	○	—
津別町字恩根	恩根沢川	Ⅱ-71-0630	令和2年12月15日	○	○
津別町字最上	最上の沢川	Ⅱ-71-0810	令和2年12月15日	○	—
津別町字木樋	木樋上の沢川	Ⅱ-71-0690	令和2年12月15日	○	○
津別町字木樋	木樋下の沢川	Ⅱ-71-0700	令和2年12月15日	○	—
津別町字豊永	東美都沢川	Ⅱ-71-0480	令和2年12月15日	○	○
津別町字双葉	石川の沢川	Ⅱ-71-0740	令和2年12月15日	○	—
津別町字美都	美都1の沢川	Ⅱ-71-0540	令和2年12月15日	○	—
津別町字美都	美都1号沢川	Ⅱ-71-0560	令和2年12月15日	○	—
津別町字美都	美都2の沢川	Ⅱ-71-0530	令和2年12月15日	○	—
津別町字美都	美都2号沢川	I-71-0570	令和2年12月15日	○	—
津別町字美都	美都3号沢川	Ⅱ-71-0580	令和2年12月15日	○	—
津別町沼沢	雄鹿の沢川	Ⅱ-71-0710	令和2年12月15日	○	—
津別町字最上	カッコの沢 川	Ⅱ-71-0770	令和2年12月15日	○	—
津別町字最上	タッコブ左の 沢川	Ⅱ-71-0790	令和2年12月15日	○	—

所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
津別町字最上	ドードロマップ沢川	Ⅱ-71-0800	令和2年12月15日	○	—
津別町最上	倉石の沢川	Ⅱ-71-0820	平成31年3月22日	○	—
津別町最上	六番の沢川	Ⅱ-71-0840	平成31年3月22日	○	○
津別町最上	小橋の沢川	Ⅱ-71-0830	平成31年3月22日	○	○
津別町最上	最上沢川	Ⅱ-71-0850	平成31年3月22日	○	○
津別町最上	達眉沢川	Ⅱ-71-0750	平成31年3月22日	○	—

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
津別町字木樋	津別木樋1	I-7-57-2551	令和2年12月15日	○	○
津別町字二又	津別木樋2	Ⅱ-7-70-1917	令和2年12月15日	○	○
津別町字最上	津別本岐	Ⅱ-7-69-1916	令和2年12月15日	○	○
津別町字美都	津別美都	I-7-155-2633	令和2年12月15日	○	○
津別町本町、津別町幸町	津別本町	I-7-56-2550	平成31年3月22日	○	○
津別町高台	津別高台	I-7-53-2547	平成31年3月22日	○	○
津別町高台	津別高台2	I-7-54-2548	平成31年3月22日	○	○
津別町高台	津別高台3	I-7-55-2549	平成31年3月22日	○	○

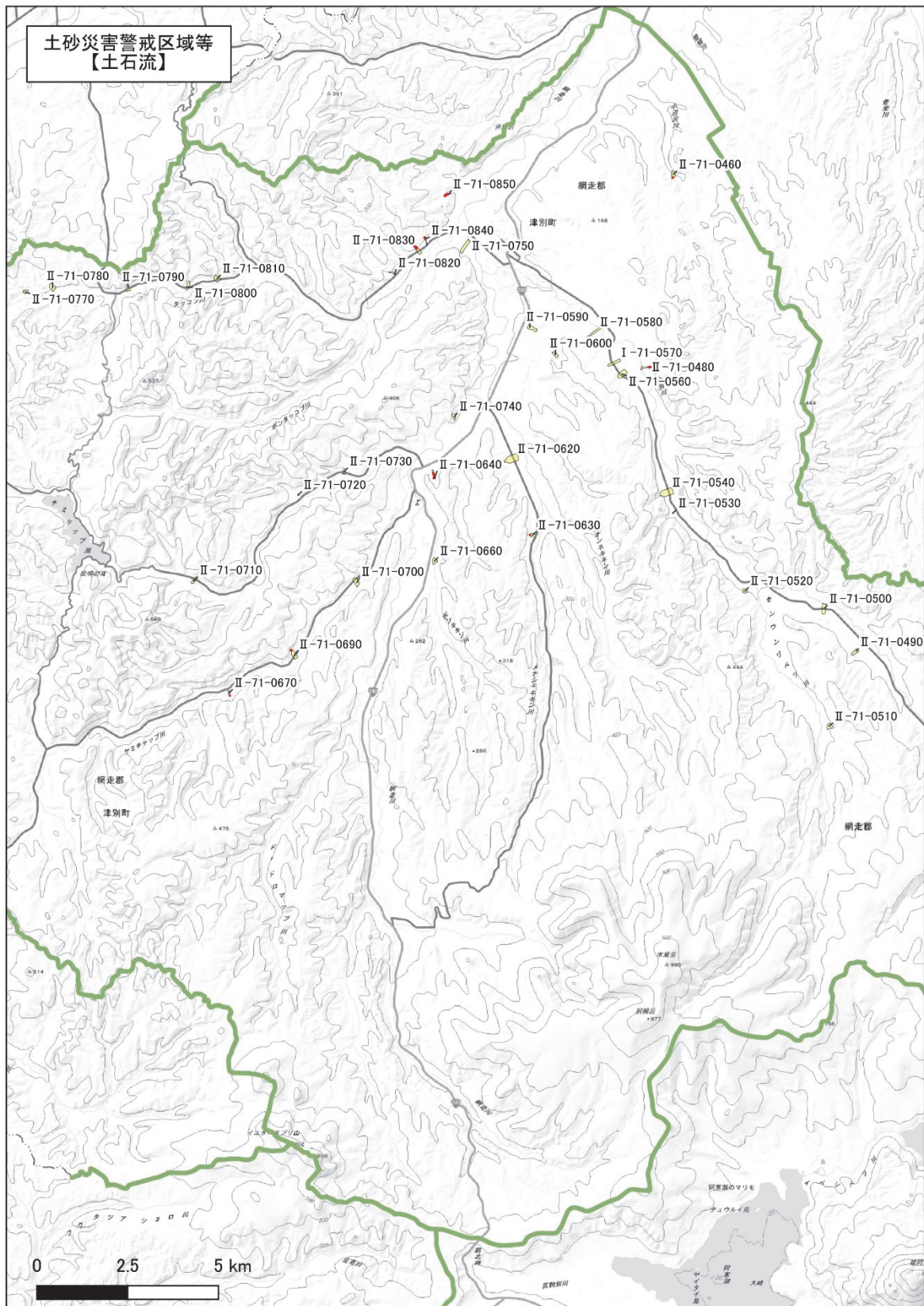
(3) 地すべり危険箇所

所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
津別町字最上	102の沢2	〈4〉-7-544-544-3002	令和2年12月15日	○	—
津別町字最上	141の沢	〈4〉-7-544-544-3012	令和2年12月15日	○	—
津別町字沼沢	147の沢	〈4〉-7-544-544-3014	令和2年12月15日	○	—
津別町字最上、字共和、字達美	共和(1)	7-5-383	令和2年12月15日	○	—
津別町字木樋、字二又	木樋(2)	7-9-387	令和2年12月15日	○	—
津別町字沼沢	本岐(1)	7-6-384	令和2年12月15日	○	—
津別町字本岐	本岐(2)	7-29-491	令和2年12月15日	○	—
津別町字沼沢	沼沢(1)	7-7-385	令和2年12月15日	○	—

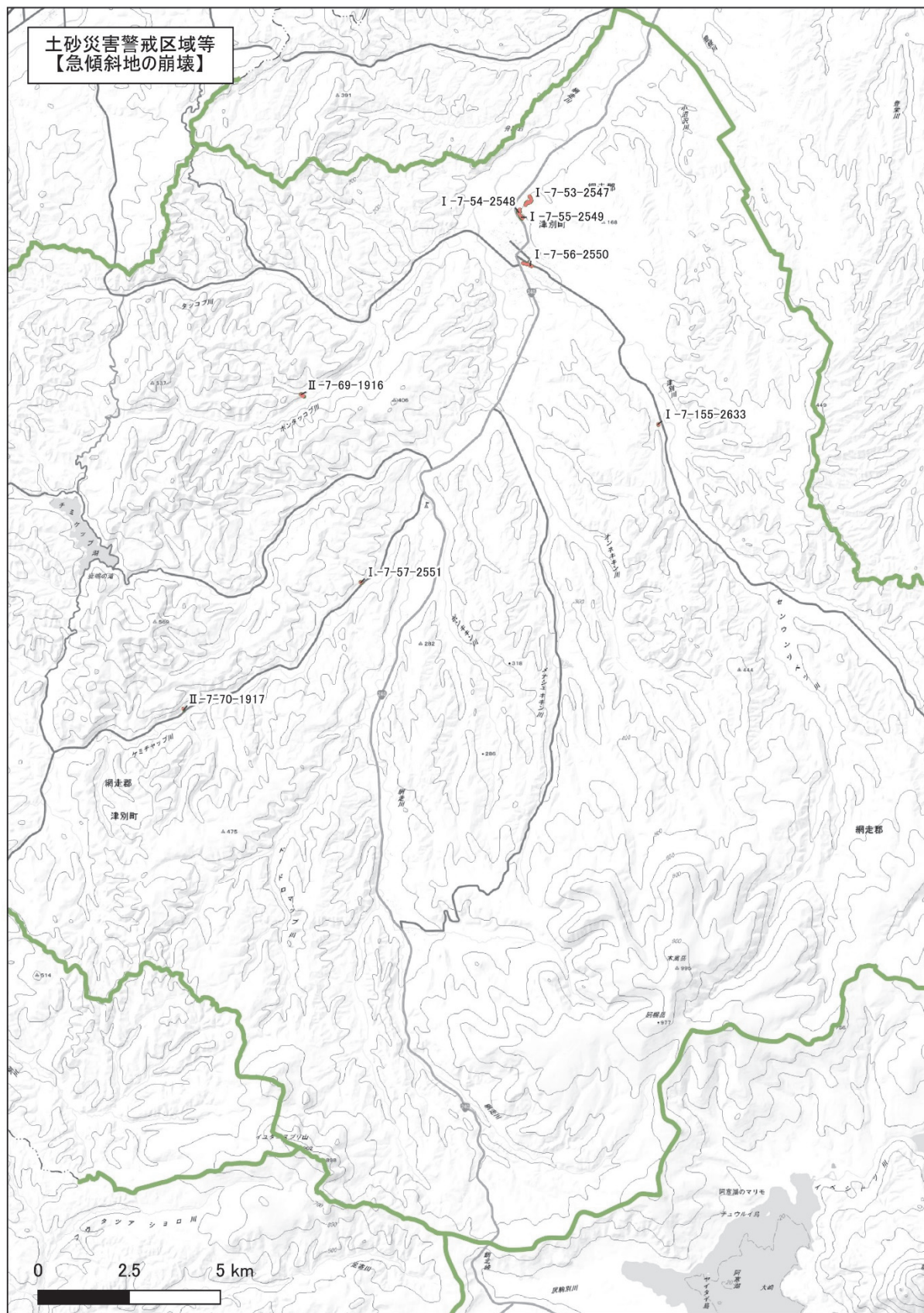
所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
津別町字沼沢	沼沢（２）	7-8-386	令和２年12月15日	○	—

2 土砂災害危険箇所位置図

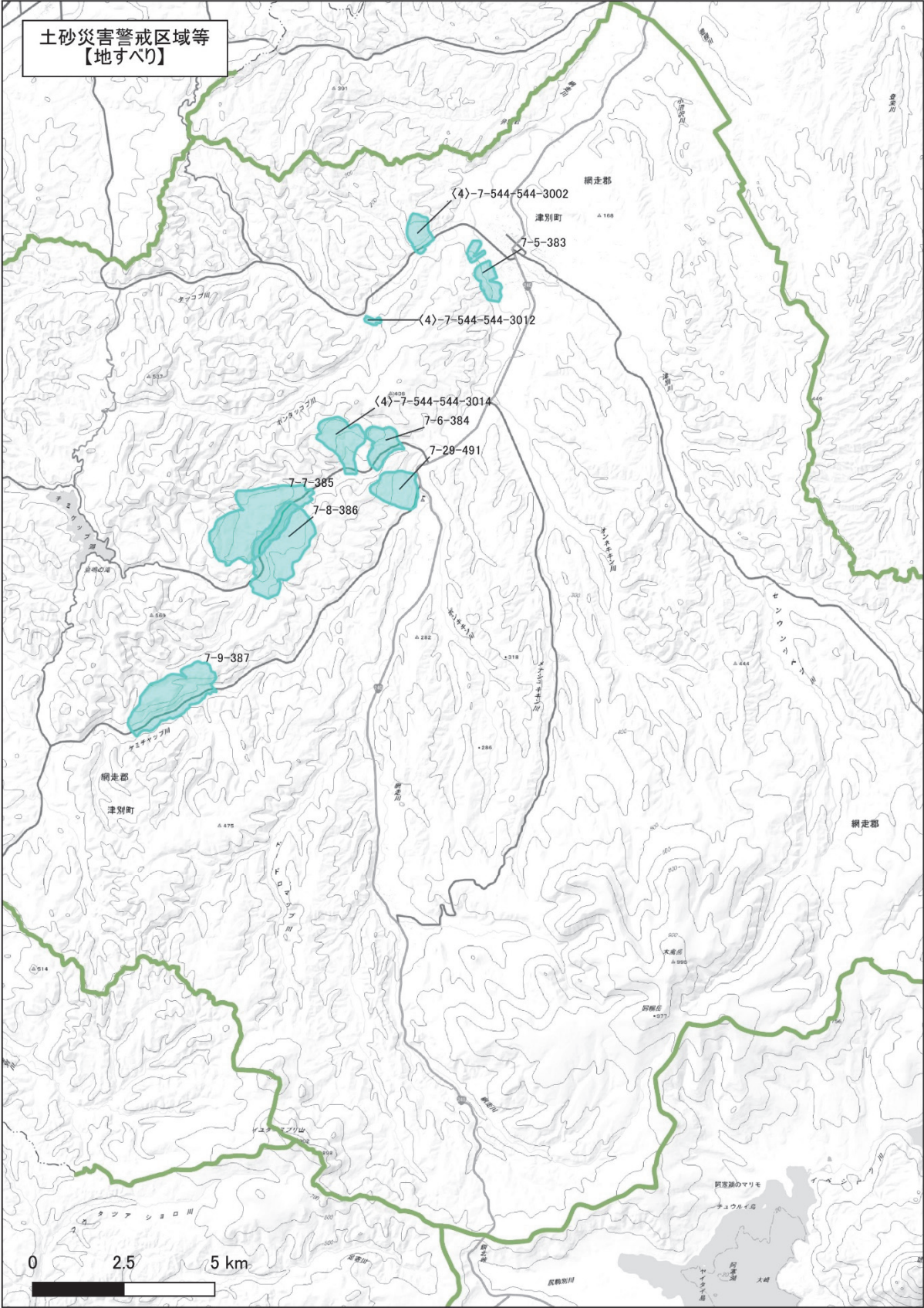
(1) 土石流危険渓流



(2) 急傾斜地崩壊危険箇所



(3) 地すべり危険箇所



[物資・資機材・医療等]

資料17 備蓄の品目

区分	項目	公共	各家庭
水	飲料水 飲料水袋	○	○
食料品	乾パン レトルト米 即席めん 缶詰 乳児用粉ミルク	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ △
食器類	ほ乳瓶 卓上コンロ		△ ○
生活用品	生理用品 紙おむつ(大人、子ども) トイレットペーパー ポータブルトイレ 毛布 衣料品	○ ○ ○ ○ ○	△ △ ○ △ ○
医薬品	医薬品セット マスク	○ ○	○ ○
その他	発電機 投光器 ストーブ 携行缶(燃料入り) IP無線(拠点避難所) 間仕切りテント 簡易ベッド	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○

○は備蓄するもの

△は現在使用している家庭で備蓄しておくもの

資料18 主な避難所用備蓄品等

資機材	数量
パン類	620
アルファ米	250
毛布	1,400
ダンボール間仕切り	25
アルミマット	60
トイレ用パーソナルテント	10
簡易トイレ	10
簡易トイレ処理セット	3,000
ジェットヒーター	6
ストーブ	57
発電機	30
投光器	11
LEDランタン	40
拡声器	7
大人用おむつ	50
生理用品	25
乳児用おむつ	10
幼児用紙パンツ	80
哺乳瓶	20
マスク	10,000
救急箱	7
大型扇風機	10
防護服マット	90

資料19 医療機関等一覧

1 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
津別病院	幸町61番地	76-2121	内科・外科・歯科
白木歯科	大通り21番地	76-1355	歯科

2 薬局

名称	所在地	電話番号	備考
土田薬局	大通り25番地	76-2075	
加藤信陽堂（有）	幸町5番地	76-2615	

資料20 米穀小売販売業者

名称	所在地	電話	備考
谷本商事	本町 6	76-2022	
グリーンマート	大通り 33	76-1611	

資料21 給水資機材

所有者	品名・能力	数量	保管場所
津別町	給水タンク 1.5 t	1 台	緑町倉庫
	給水袋 10ℓ	1,000枚	防災倉庫
消防団	水槽車 10.0 t	1 台	第1分団

資料22 山火事用資機材

資機材	数量
ジェットシューター	23
鎌	80
大鎌	5
スコップ	65
小型ポンプ	5
鍬	15
なた	5
鋸	5
軽可搬消防ポンプ	2
RU-50	2
ウォーターチャージャー	1
水槽（組み立て式）	4

資料23 水防用資機材

資機材	数量
土のう	1, 500
大型土のう	50
吸水パック	1, 700
ブルーシート	20
スコップ	50
大ハンマー	1
かけや	7
水中ポンプ	7
ツルハシ	4
救命胴衣	28
救命浮環	2
胴長	10

資料24 危険物事故用資機材

資機材	数量
ラインプロポーションナー	1
ピックアップノズル	1
オイルフェンス	2
泡消化剤（リットル）	280
油処理剤（リットル）	58
耐熱服	2
吸着マット（枚）	700

資料25 衣料品店

名称	所在地	電話番号	備考
石橋商事（有）	新町15番地29	76-2646	

〔避難場所等〕

資料26 避難場所一覧

1 1次避難所（指定緊急避難場所）

○は適所、×は不適所

自治会名	避難場所	所在地	災害別区分				
			洪水	土砂災害等	地震	大規模な火事	火山現象
幸町、本町、西町、東町、新町、旭町第1、旭町第2、旭町第3、柏町、高台町、達美町、緑町第1、緑町第2、緑町第3、共和第2、共和第3、共和第4、豊永第2、豊永第3、豊永第4	津別小学校グラウンド	幸町68－1	○	○	○	○	○
	津別中学校グラウンド	豊永9－3	○	○	○	○	○
	津別高校グラウンド	共和32－2	○	○	○	○	○
	中央公民館駐車場及び前庭	豊永6－1 他	○	○	○	○	○
	達美野球場	達美212－1	○	○	○	○	○
	津別神社境内	西2条31	○	○	○	○	○
	旧津別保育所広場	新町1－3	○	○	○	○	○
	豊美寿の家広場	豊永20－1	×	○	○	○	○
	高栄団地集会所広場	高台42	×	×	○	○	○
活汲中央	旧活汲小学校グラウンド	活汲258	○	○	○	○	○
本岐市街	旧本岐小学校グラウンド	本岐105	×	○	○	○	○
	本岐地区多目的公園	本岐209－1 他	×	×	○	○	○
相生中央	相生公民館広場	相生74－9	○	○	○	○	○
	旧相生小学校グラウンド	相生176	×	○	○	○	○
	相生総合交流ターミナル施設前	相生83－1	○	○	○	○	○
東岡、活汲第1、活汲第3、岩富、東達美、達美、西達美、下最上、上最上、高台第1、高台第2、豊永第1、下美都、上美都、上里、共和第1、恩根第1、恩根中央、双葉、沼沢、本岐第2、木樋、二又、大昭、市川、相生第2	自宅周辺等の安全な場所						

2 2次避難所・拠点避難所（指定避難所）

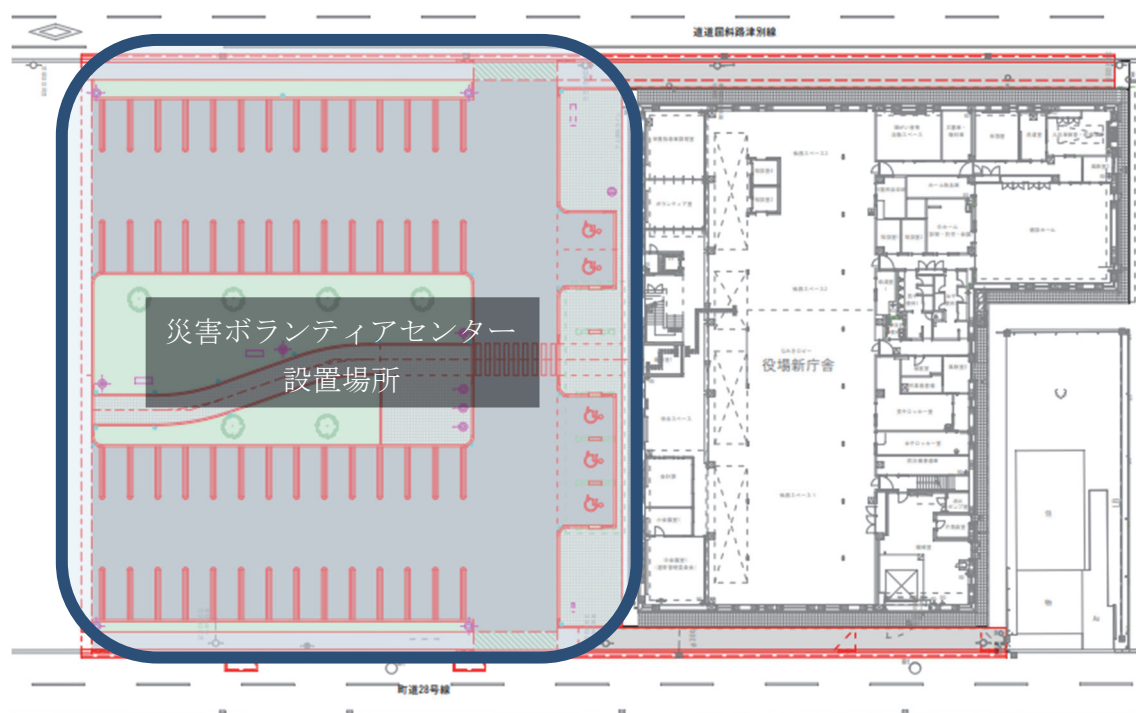
○は適所、×は不適所

自治会名	2次避難所	所在地	2次避難所の災害別区分				拠点避難所 (指定避難所)
			洪水	土砂 災害等	地震	火山 現象	
幸町、西町、東町、 新町、東達美、達 美、下最上、上最上	津別小学校	幸町69－1	○	○	○	○	津別小学校
本町	地域振興センター	本町83－1	○	○	×	○	
旭町第1、旭町第 2、旭町第3	中央公民館	豊永5－1	○	○	×	○	
柏町、達美町	農業者トレーニングセンター	豊永6－1	○	○	○	○	農業者トレーニ ングセンター
高台町	高栄団地集会所	高台42	×	×	×	○	
緑町第1	町民会館	幸町65－1	○	○	×	○	津別中学校
緑町第2、緑町第3	西町寿の家	緑町10－1	○	○	×	○	
共和第2、共和第 3、共和第4	津別高校	共和32－2他	○	○	○	○	津別高校
豊永第1、豊永第 2、豊永第4、高台 第1、高台第2、下 美都、上美都	津別中学校	豊永6－2	○	○	○	○	津別中学校
豊永第3	豊美寿の家	豊永20－1	×	○	×	○	
東岡、活汲中央、活 汲第1、活汲第3、 岩富	活汲地域 農業研修センター	活汲265－1	○	○	×	○	活汲地域農業研 修センター
西達美	西達美農作業管理休養施設	最上46－15	×	×	×	○	津別中学校
上里	上里農作業管理休養施設	上里156	○	○	×	○	
共和第1	共和地区集会施設	共和17－6	×	○	×	○	津別高校
恩根第1	恩根第1農作業管理休養施設	恩根152－1	○	×	×	○	
恩根中央	恩根寿の家	恩根162－1	×	○	×	○	
双葉	双葉地区集落センター	双葉51－1	×	○	×	○	本岐体育館
沼沢、木樋、二又、 本岐市街、本岐第2	本岐体育館	本岐105	×	○	○	○	
大昭	大昭公民館	大昭125	×	○	×	○	
布川	布川会館	布川89－1	×	○	×	○	本岐体育館
相生中央、相生第2	旧相生小学校	相生176	○	○	○	○	津別高校

3 福祉避難所

福祉避難所名	所在地
津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」	共和25－1
津別町デイサービスセンター	共和25－1
ケアハウスつべつ	達美213－8
認定こども園 こどもの杜	新町15－9

災害ボランティアセンター設置場所



〔通信・交通・インフラ等に関する資料〕

資料27 専用通信施設

専用通信施設	所轄機関名	所在地	担当者	備考
IP無線	津別町役場	津別町字幸町41	防災危機管理室	IP無線機29台
北海道総合行政情報ネットワーク	北海道	津別町字幸町41	総務課長	受令台 1基
消防業務無線	津別消防署	津別町字新町	警防司令	基地局 2基 固定局 4基 移動局 22基 内車載型 13基 内携帯型 7基 内可搬型 2基

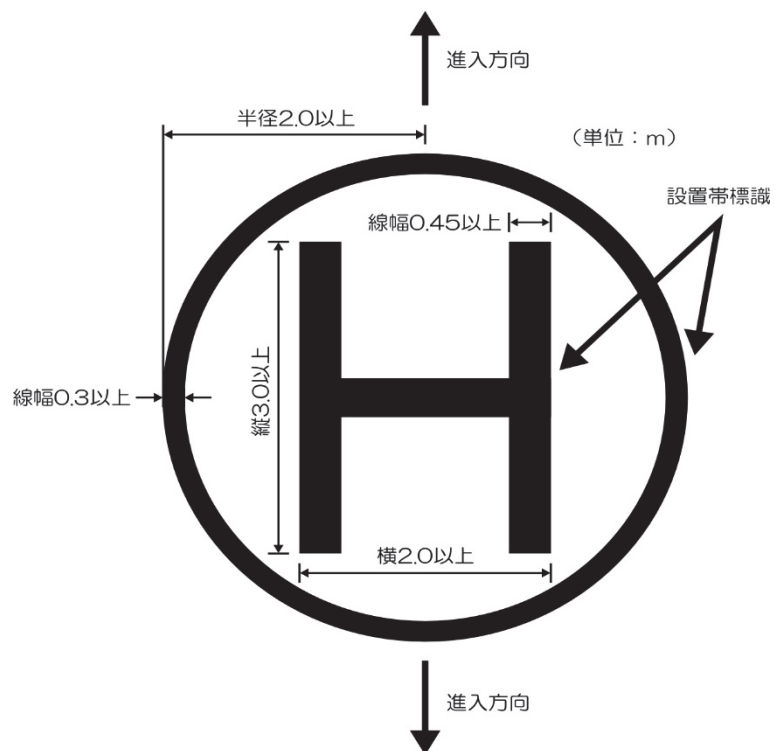
専用通信施設名	所轄機関名	所在地	備考
警察業務専用電話	津別交番	津別町字旭町	
	本岐駐在所	〃 字本岐	

資料28 ヘリコプター離着陸可能地

1 離着陸可能地

場所	所在地
津別小学校グラウンド	津別町字幸町
津別中学校グラウンド	〃 豊永
本岐小学校グラウンド	〃 本岐
道の駅あいおい駐車場	〃 字相生
さくら公園	〃 豊永
達美野球場	〃 達美

2 Hマーク（陸上ヘリポートの場合）

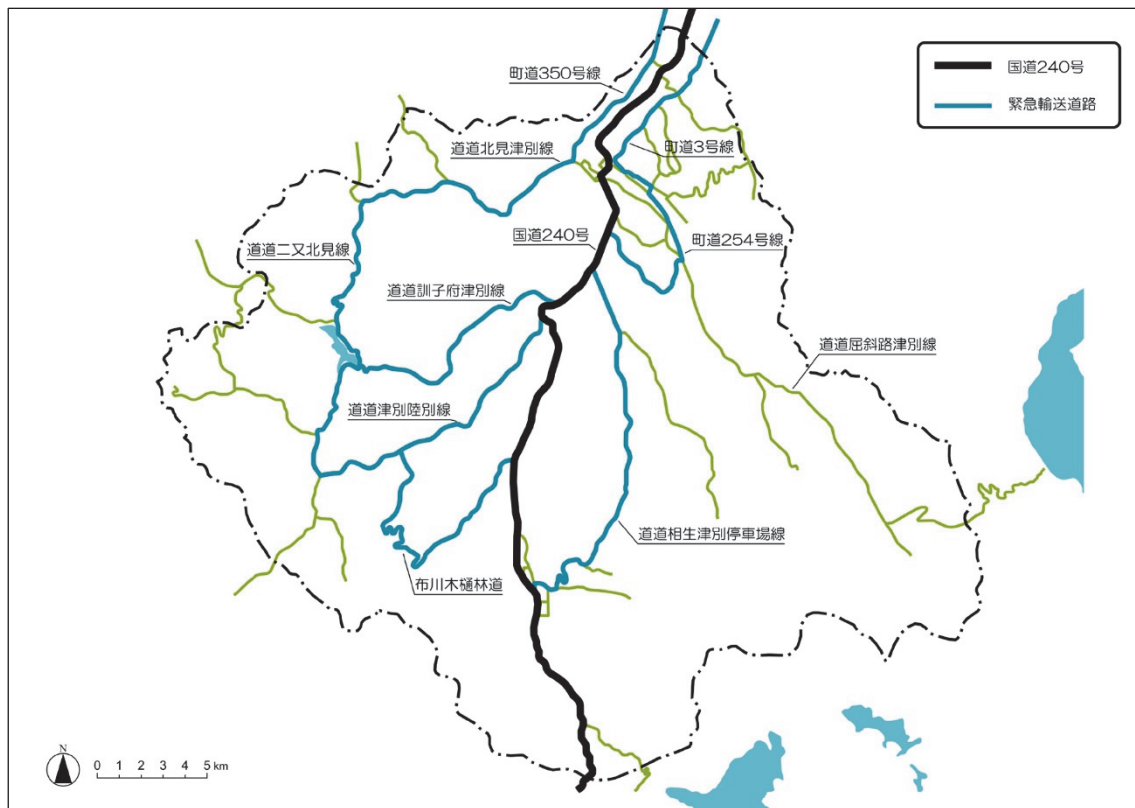


資料29 標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

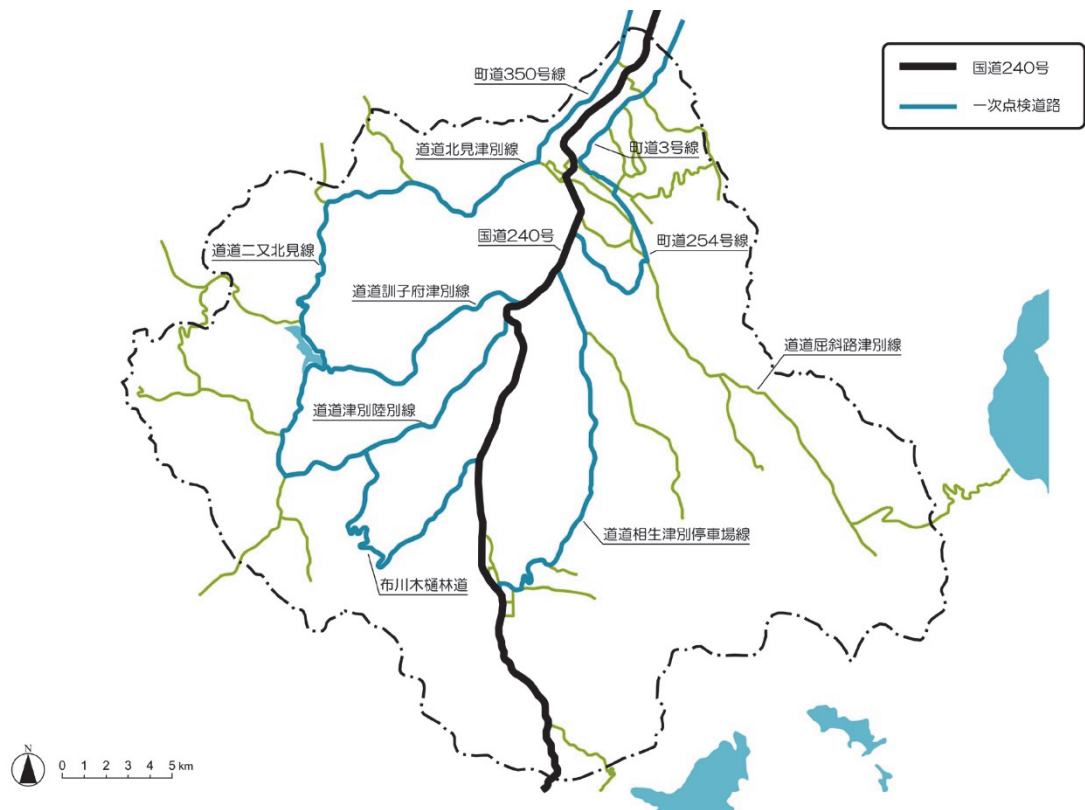
資料30 緊急輸送道路



不通箇所	迂回路
国道240号（活汲方面）	町道350号線
	町道3号線
国道240号（本岐・相生方面）	道道屈斜路津別線 → 町道254号線 → 道道相生津別停車場線
道道津別陸別線（木樋・二又方面）	道道北見津別線 → 道道二又北見線
	道道訓子府津別線 → 道道二又北見線
	国道240号 → 布川木樋林道
道道訓子府津別線（沼沢方面）	道道北見津別線 → 道道二又北見線
	国道240号 → 道道陸別津別線 → 道道二又北見線
道道北見津別線（最上方面）	国道240号 → 道道訓子府津別線 → 道道二又北見線
道道屈斜路津別線（豊永・美都方面）	国道240号 → 町道254号線

町資料による。

資料31 道路点検の優先順位



1 次点検道路	国道240号
	道道北見津別線
	道道津別陸別線
	道道屈斜路津別線
	道道相生津別停車場線
	道道訓子府津別線
	道道二又北見線
	町道254号線
	布川木樋林道
2 次点検道路	1 次点検以外の町道

町資料による。

資料32 町有車両

令和5年4月1日現在

車両名	登録番号	拡声器	購入年月日	能力等	主管課	備考
交通安全指導車	北見300 た4155	○	H22. 5		住民企画課	
	北見33 ち3065	○	H10. 11		〃	
ミニホイルローダー	津別町 0638		H21. 10		産業振興課	(株)相生振興公社
森の健康館送迎バス	北見200 は 37		H13. 10		〃	
福祉バス	北見200 は 73		H16. 8		保健福祉課	
包括支援センター車	北見580 き 939		H26. 6		〃	
	北見580 け2386		H30. 6			
福祉移送サービス車	北見83 さ 305		H25. 12		〃	
資源物収集車	北見100 す 370		H28. 10		住民企画課	
貨物車	北見400 す3806		H23. 6		〃	バネット
畜産防疫車	北見88 そ1577		H 7. 5	水槽 2,000ℓ	産業振興課	
業務作業車	北見100 す 1483	○	H30. 9		〃	ランクル
業務連絡車	北見100 さ1963		H14. 5		〃	ハイラックス
堆肥散布車	北見800 は 162		H13. 9		〃	
町有牧野維持管理者	北見100 す1981		R 1. 9			ハイネース
ダンプ	北見100 は1202		H18. 11		建設課	
	北見100 は1320		H19. 11		〃	
	北見100 は2271		H29. 1		〃	
ショベルローダー	北見000 る2535		H25. 12		〃	
	北見000 る3425		H29. 11		〃	
グレーダー	北見000 る1719		H20. 12		〃	
歩道除雪車	北見900 ね 905		H21. 10		〃	
道路維持作業車	北見100 さ2398		H15. 1	ユニック付 ダンプ	〃	
散水車	北 88 は 764		H 9. 4	6,000ℓ	〃	
道路パトロール車	北見800 さ4374	○	H30. 8		〃	
町道維持管理業務連絡車	北見400 す9420		H29. 7		〃	プロボックス
小型道路維持作業車	北見480 う2665		H30. 5	軽トラ	〃	
水道施設巡回車	北見400 す7627	○	H27. 8		〃	サクシード

車両名	登録番号	拡声器	購入年月日	能力等	主管課	備考
下水道維持車	北見400 す5067		H24. 11	2tダンプ	〃	
下水道発電機運搬車	北見100 す2226		R 2. 2	2tユニック付		
緊急災害用ワゴン車	北見300 ち5352	○	H25. 10	定員 8 人	生涯学習課	
防災用軽トラック	北見480 い6968		H26. 6		〃	
スクールバス	北見200 は 221		R 1. 5		〃	
	北見300 た3324		H22. 3		〃	
	北見200 さ 620		R 2. 8		〃	
	北見200 さ 639		R 3. 9		〃	
	北見200 さ 436		H25. 11		〃	
	北見200 さ 524		H28. 9		〃	
	北見300 さ3115		H25. 2		〃	
	北見200 は 195		H27. 12		〃	
巡回バス	北見200 さ 645		R 3. 10		建設課	花バス
業務連絡車	北見56 も6295		H14. 4		生涯学習課	給食センター
	北見500 に2209		H30. 5		〃	ヴィッツ
業務作業車	北見40 き9797		H11. 6	軽トラ	〃	
語学指導助手業務車	北見500 な9988		H29. 10		〃	
給食運搬車	北見400 す2262		H21. 7		〃	
リサイクルセンター フォークリフト	構内用		H11. 3	2.5 t	住民 企画課	
総務管理車	北見300 て6219		R 1. 8		総務課	プリウス
集中管理車	北見33 そ5422		H 8. 6	定員10人	建設課	ハイエース
	北見300 つ8311		H29. 7		〃	プリウス α
	北見500 め1576		R 3. 8		〃	ルーミー
	北見500 に8653		R 2. 7		〃	〃
	北見400 す3986		H23. 8		〃	サクシード
	北見480 あ8400		H21. 5	軽貨物	〃	ミニキャブ
	北見500 に5310		R 1. 6		〃	ヴィッツ
	北見300 ち4651		H25. 7		〃	プリウス α
	北見500 と9561	○	H26. 8		〃	フィールダー
	北見500 つ7983		H29. 6	定員10人	〃	ハイエース

資料33 除雪機械現有数

(町建設課所有)

種別	台数
除雪トラック	3
除雪ドーザー	2
ロータリー装置 (除雪ドーザー脱着型)	(1)
除雪グレーダー	1
小型ロータリー車	1
歩道除雪機 (歩行型、歩道専用)	4

(町建設業者委託除雪機械)

種別	台数
除雪トラック	4
除雪ドーザー	8
ロータリー除雪車	1
除雪トラクター (小型ショベル含む)	9

資料34 障害物除去のための町有車両

車両名	台数	所管	保管場所
ダンプ	3	建設課	津別町字豊永18番地 1 除雪センター
グレーダー	1	〃	〃
ショベルローダー	2	〃	〃
ミニパワーショベル	2	〃	〃

[応急・復旧]

資料35 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町の調査と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。

被害区分		判断基準
住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判断基準
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は住家に準ずる。
	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
農業被害	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
被害 農業	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）

被害区分		判断基準
		等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
衛生被害	病院	病院等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
設被害	公立文教施設	公立の小、中、高校等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
設被害	社会教育施設	公民館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
施設等被害	社会福祉施設	老人福祉施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	水道 (戸数)	簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀等又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のものにて特に報告を要すると思われるもの。

※津別町に関係する基準を抜粋して記載

資料36 災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等		国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等		〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等		国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）		道施行 1 カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等		国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等		〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等		国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等		国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設		国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路		道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等		〃	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）		1 施設 120万円以上	8/10
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地		1 カ所 40万円以上	5/10（通常）、 8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設		1 カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、 10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道		1 カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着底基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理の属する外郭施設、係留施設、水域施設）		1 カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、 10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他		一般災害：1 カ所 40万円以上 激甚災害（告示地域に限る。）：1 カ所 13万円以上	2/10（一般災害）、 3/10、4/10、5/10、9/10
土地改良法	農業用施設	国	施設 事業 地区 実	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1 地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4

					残事業費の100分の1を超えるもの。	項及び第6項の規定に基づき算定する。	
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超		
				事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区		1カ所 75万円超
					基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区		・1カ所 おおむね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以上または、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は一市町村全住宅の1割	建設又は買取り2/3 (激甚災害の場合3/4) 借上げ2/5		
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3 (激甚災害の場合、当初5年間は3/4)		
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2 (激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。)		
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円 (市町村の場合は190万円)			
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2		
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体での合計額が290万円 (市町村の場合は190万円)			
生活保護法	保護施設	市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2		
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 または 1/3		
障害者総合支援法	障害者支援施設	市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2		

売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議会1件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上）	1/2又は1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 （離島4/5）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 （離島4/5）
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法	1）下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
都市局所管降灰除去事	2）都市排水路		都市排水路内の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し、及び処分する事業とする		1/2

業費補助金 交付要綱	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び 処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるも のを含む)に堆積した降灰で、市町村長が 指定した場所に集積されたものを運搬し 及び処分する事業とする		〃

資料37 応急金融の概要

(令和4年度)

融資の 名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヶ月以内（生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内）		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的な使途は別表参照）	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6ヶ月以内	20年以内 (ただし、使途目的に応じ別表を参照)	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6ヶ月以内	20年以内（貸付額に期限の上限有り）	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金		要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後 3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の 名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	<福祉資金福祉費別表>			
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6 か月以内 1,300,000円 ・ 1 年以内 2,200,000円 ・ 2 年以内 4,000,000円 ・ 3 年以内 5,800,000円	8 年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7 年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8 年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8 年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5 年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5 年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7 年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3 年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3 年以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3 年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3 年以内

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団 体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文 具販売、菓子小売業等、母子・ 父子福祉団体においては政令 で定める事業）を開始するのに 必要な設備費、什器、機械等の 購入資金	3,030,000 団体 4,560,000		1年	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団 体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父 子福祉団体については政令で 定める事業）を継続するために 必要な商品、材料等を購入する 運転資金	1,520,000 団体 1,520,000		6ヶ月	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	修学 資金	母子家庭の母が扶養 する児童 父子家庭の父が扶養 する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校 （専門課程） 大学 大学院 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1, 2, 3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（4, 5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程132,000 博士課程183,000 専修学校（一般家庭） 51,000	就学期間中	当該学 校卒業 後6ヶ 月	20年 以内（専 修学校 （一般課 程は5年 以内））	無利子 ※親に 貸付け る場合 児童を 連帯借 主とす る（連 帯保証 人は不 要）。 児童に 貸付け る場合 親等を 連帯保 証人と する。
	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等 に就職するために必要な知 識、技能を習得するために必 要な資金（例 洋裁、タイプ、 栄養士等）	月額 68,000 （特1回 816,000） 運転免許 460,000	知識、技能を 習得する期間 中5年をこえ ない範囲内	知識 技能 習得後 1年	20年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	修業 資金	母子家庭の母が扶養 する児童 父子家庭の父が扶養 する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するた めに必要な知識、技能を習得す るために必要な資金	月額 68,000 （特1回 460,000） （注）修業施設で知識、技 能習得中の児童が18歳 に達したことにより児 童扶養手当等の給付を 受けることができなく なった場合上記額に児 童扶養手当額を加算	知識、技能を 習得する期間 中5年をこえ ない範囲内	知識 技能 習得後 1年	6年 以内	修学 資金と 同様

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等 に就職するために必要な知識、 技能を習得するために必要な 資金（訪問介護員、ワープロ、 パソコン、栄養士等）	（一般）月額 68,000 （特別）一括 816,000 （12月分相当） 運転免許 460,000	知識技能を習 得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技 能習得 1年	20年 以内	保証人 有：無利 子 保証人 無：年 1.0%
	就業 資金	母子家庭の母又は 児童 父子家庭の父又は 児童 父母のない児童 寡婦	事業を開始又は就職するた めに必要な知識、技能を習得す るために必要な資金	（一般）月額 68,000 運転免許 460,000 （注）就業施設で知 識、技能習得中の児童 が18歳に達したことによ り児童扶養手当等の 給付を受けることがで きなくなった場合、上 記の額に児童扶養手当 額を加算	知識技能を習 得する期間中 5年をこえない範囲内	知識技 能習得 1年	20年 以内	無利子
	就職 支度 資金	母子家庭の母又は 児童 父子家庭の父又は 児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣 服、履物及び通動用自動車等 を購入する資金	一般 100,000 特別 330,000		1年	6年 以内	親に係 る貸付 けの 場合 保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0% 児童に 係る貸 付けの 場合 就学資 金と同 じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母又は 児童（介護の場合 は児童を除く） 父子家庭の父又は 児童（介護の場合 は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受け る期間が1年以内の場合に限 る）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 特別 480,000 【介護】 500,000		医療介 護を受け る期間満 了から6 ヶ月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を修得している間の 生活資金 医療若しくは介護を受けてい る間の生活資金 母子家庭又は父子家庭になっ て間もない（7年未満）者の 生活を安定・継続する間に必 要な生活資金 失業中の生活を安定・継続す るのに必要な生活資金	月額 141,000 月額 105,000 月額 105,000 一括 1,260,000 月額 105,000	知識技能を修 得する期間中 5年以内 医療介護を受 けている期間 中1年以内 252万円を限度 離職した日の 翌日から1年 以内	知識 技能 習得後 6ヶ月 医療若 しくは 介護終 了後6 ヵ月 貸付 期間 満了後 6ヶ月	20年 以内 5年 以内 8年 以内 5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%

	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6ヶ月	6年以内 特別は 7年以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転居するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,500 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,500 大学・短大等 公立(自宅) 410,500 (自宅外) 420,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者(自宅) 150,000 (自宅外) 160,00 ※高等学校卒業 者(自宅) 272,000 (自宅外) 51,000		6ヶ月	20年以内 専修学校(一般家庭)、就業施設 修業5年以内	修学資金と同様
	結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6ヶ月	5年以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等								
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者								
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法				
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で条例 が定める率 〔措置期間 は無利子〕	3年 〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年 〔措置期間 を含む〕	半年賦 年賦 月賦				
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円								
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円								
	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円								

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資
の
名称

内容・資格・条件等

1 融資対象者

・次の（１）から（４）の全てにあてはまる方

(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方

(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方

(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2 融資条件

	区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース（中古）住宅購入	補修
融資 対 策	住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
	築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又はすでに人が住んだことがある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引当移転資金 450万円
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円	
返済 期 間	耐火 準耐火 木造 (高耐久) 木造 (一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内
	据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%			
	補修の場合	年0.45%			
	(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間	り災日から2年間				

災害復興住宅融資

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル0120-086-353 又は048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた物 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること ○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化などに取り組むものとして市町村が認める者。ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しない者とする。
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	10年以内（うち措置期間3年以内）ただし、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者にあつては、償還期限15年以内とする（令和3年12月31日までの間に貸付けの申し込みを受けた者に限る。）
	貸付利率	年0.30～0.55%（R5.7.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。

	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内 ③20年(うち据置3年)以内
	貸付利率	年0.30～0.70%(R5.7.20現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(水産施設、災害復旧))	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.20～0.60%(R3.8.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策	株式会社日本政	

金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.55%（R4.9.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.60%（R4.9.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。

資金	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	貸付期間	6ヶ月
	貸付利率	年利率3%

融資の名称	内容・資格・条件等		
中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件		
	融 資 対 象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
	資 金 使 途	設備資金	運転資金
	融 資 金 額	8,000万円	5,000万円
	融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）	
	融 資 利 率	〔固定金利〕 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	〔変動金利〕 年1.0% （融資期間が3年超の場合選択可）
	担保・償還方 法	取扱金融機関の定めるところによる	
	信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協定の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方）		・2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者） ・前年の総所得が600万円以下の方 ・前年の総収入が150万円以上の方	・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120万円以内			100万円以内
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	担保・償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																					
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																					
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置） (2) 支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																					
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 (支給対象世帯①に該当)</td><td>解体 (支給対象世帯②に該当)</td><td>長期避難 (支給対象世帯③に該当)</td><td>大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	(1) 申請時の添付書面 ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2) 申請期間 ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

〔廃棄物処理・埋火葬等〕

資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設

1 ごみ処理施設

種別	施設名	所在地	処理能力・敷地面積
可燃物	北見市クリーンライフセンター	北見市大和298番地12	55 t / 24 h × 3 炉
不燃物	一般廃棄物最終処分場	津別町字共和546番地 1 他	14, 100m ³

2 し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力
津別町下水道管理センター	津別町字達美186番地13	3, 480m ³ / 1 日最大

資料39 火葬場・墓地

1 火葬場

施設名	所在地	電話	備考
活汲望岳苑斎場	津別町字活汲128番地 2	76-4000	

2 墓地

名称	所在地
津別共同墓地	津別町字豊永43番地 1
活汲 //	// 活汲158番地 1
本岐 //	// 本岐116番地
相生 //	// 相生69番地 1
最上 //	// 最上85番地825
上里 //	// 上里231番地
恩根 //	// 恩根150番地 1
二又 //	// 二又365番地
布川 //	// 布川225番地

〔条例・要綱・要領・協定等〕

資料40 津別町防災会議条例

昭和39年3月19日

条例第36号

改正 昭和47年6月26日条例第18号 平成12年3月9日条例第2号
 昭和62年3月12日条例第3号 平成14年5月29日条例第15号
 昭和63年2月2日条例第4号 平成14年12月24日条例第32号
 平成5年10月1日条例第14号 平成15年5月28日条例第24号
 平成10年6月26日条例第22号 平成20年3月13日条例第14号
 平成11年9月30日条例第21号 平成24年9月27日条例第19号
 令和5年6月23日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき津別町
 防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の掲げる事務をつかさどる。

- (1) 津別町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により津別町水防計画を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (2) 陸上自衛隊美幌駐屯部隊の自衛官のうちから町長が当該所属長の同意を得て任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が北海道知事の同意を得て任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が当該所属長の同意を得て任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 津別町教育委員会の教育長
 - (7) 美幌・津別広域事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 美幌・津別広域事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が当該機関の長の同意を得て任命する者

(10) その他町長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係指定地方行政機関の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、陸上自衛隊美幌駐屯部隊の自衛官及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月12日条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の委員の定数に関する規定は、現委員の任期満了後選任する委員から適用する。

附 則(昭和63年2月2日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年10月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月9日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成14年12月24日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月13日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成24年 9 月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月23日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（津別町水防協議会条例の廃止）

2 津別町水防協議会条例（昭和63年条例第 2 号）は、廃止する。

資料41 津別町防災会議運営規程

(昭和39年4月16日規則第56号)
改正 平成18年12月21日規則第37号

(趣旨)

第1条 津別町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び津別町防災会議条例（昭和39年条例第36号）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

[津別町防災会議条例（昭和39年条例第36号）]

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である津別町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(委員の異動報告)

第5条 災害対策基本法第2条第4号、第5号以外の委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員は、その異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年3月25日から適用する。

附 則（平成18年12月21日規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料42 津別町災害対策本部条例

昭和39年3月19日

条例第37号

改正 平成12年3月9日条例第20号 平成14年12月24日条例第32号

平成24年9月27日条例第19号

（目的）

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき津別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料43 津別町災害対策本部運営規程

昭和39年4月16日

訓令第3号

改正 平成18年3月30日訓令第5号

平成18年12月21日訓令第21号

(趣旨)

第1条 津別町災害対策本部の運営等について、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）及び津別町災害対策本部条例（昭和39年津別町条例第37号）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

[津別町災害対策本部条例（昭和39年津別町条例第37号）]

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は副町長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、津別町教育委員教育長及び津別町事務執行規程（平成2年訓令第6号）第4条に規定する課長等及び津別町議会の事務局長をもって充てる。

[津別町事務執行規程（平成2年訓令第6号）第4条]

(対策班)

第4条 災害対策本部（以下「本部」という。）には次の対策班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策班を設置しないことができる。

- (1) 総務班
- (2) 建設班
- (3) 救護班
- (4) 民生班
- (5) 産業班
- (6) 教育班
- (7) 活動班

2 班長は各課の課長及び教育長並びに消防署長をもって充てる。

(本部員（班長）会議)

第5条 本部員会議は災害対策に関し、災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進に当たる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年3月25日から適用する。

附 則（平成18年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日訓令第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

資料44 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時 13時 17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係りのある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台／日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台／日以上 1,000台／日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標

示を行う等の措置を講ずるものとする。

（１）北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

（２）北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

（３）北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

（１）雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

（２）河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

（１）北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

（２）雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

（１）北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

（２）雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

（３）雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関

係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、地域住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び洪水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料45 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘

導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料46 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であってもオホーツク総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった場合

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、災害情報（様式1）により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（様式2）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（様式2）により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（様式2）により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料35のとおりとする。

資料47 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、

事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の自己を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等につい

ては、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」または「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合は、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定め

る個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- （ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- （イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- （ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- （イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- （ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- （ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- （ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- （イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（３）社会的影響基準

- （１）一般基準、（２）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１ 火災等即報

（１）交通機関の火災

第２の１の（２）のアの（ウ）に同じ。

（２）石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の（２）のイの（ア）、（イ）に同じ。

（３）危険物等に係る事故（（２）の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第２の１の（２）のウの（ア）、（イ）に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死 者 の 生 じ た 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 程度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ば や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ a
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 消 防 団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○株式会社○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（11）その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等 特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()		
施設の概要	危険施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況		出場機関	
		事 自営防災組織	
		業 協働防災組織	
		所 その他	
		消防本部(署)	
		消 防 団	
		消防防災ヘリコプター	
		海上保安庁	
		自 衛 隊	
災害対策本部 等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分 そ の 他		
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>**3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）****（１）事故災害種別**

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（２）事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

（３）死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

（４）救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

（５）要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

（６）消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

（７）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（８）その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数（見込）		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、

避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時	月 日 時 分						
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者		人	重 傷		人	住 家	全 壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害 関連死		人		半 壊			棟	床下浸水		棟			
		不 明		人		軽 傷			人	一 部 損 壊		棟	未 分 類		棟
		119番通報の件数													
	応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)					(市町村)						
消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※1 被書額は省略することができる。
※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件・30件・50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料48 避難指示等の判断基準

1 避難指示等の発令区分

避難指示等の発令区分は次のとおりとする。

区分	根拠法令	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係ある公私の団体に対し、予想される災害事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できる

	かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	とは限らない。

2 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、防災気象情報及び巡視活動並びに異常現象の通報等を勘案し、総合的に判断する。

(1) 水害

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

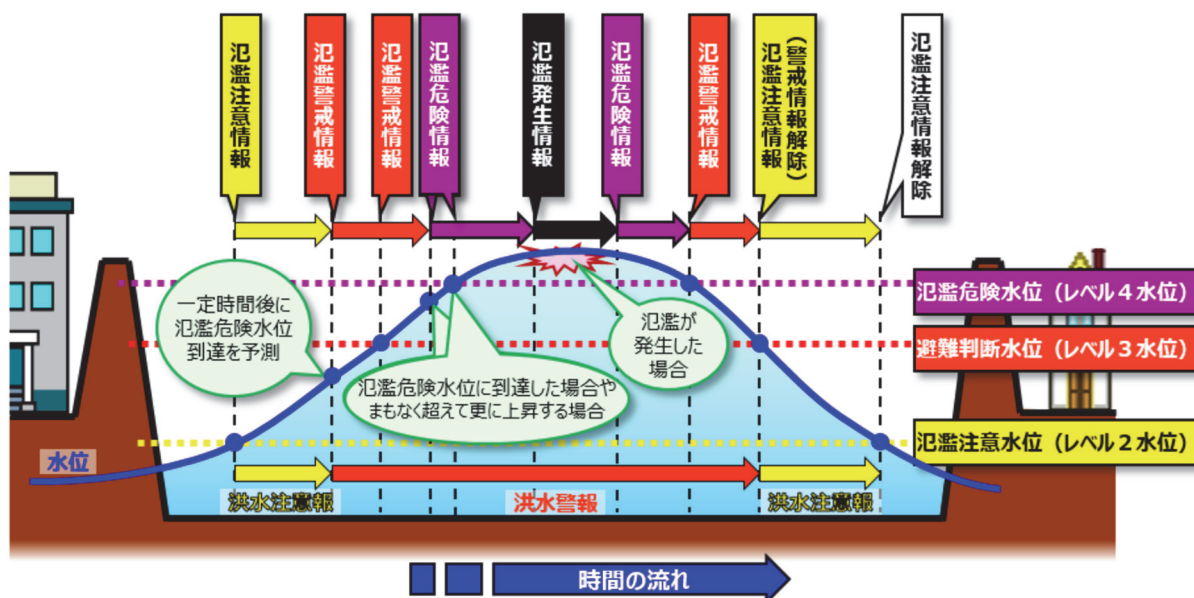
項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意しておおむね市町村単位で発表	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ http://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID・パスワード必要)
大雨警報 (浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告しておおむね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	
大雨特別警報 (浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報（浸水害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報（浸水害）が発表された場合、既に避難指示が発令済みであること、或いは、避難指示は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難指示の判断に際し、大雨特別警報（浸水害）の発表を待つべきではない。	

項目	提供元	説明	主な提供システム等
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意しておおむね市町村単位で発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告しておおむね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
指定河川洪水予報 (洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生じる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html (ID・パスワード必要)
水位到達情報 (水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	≪市町村向け川の防災情報≫
流域雨量指数の予測値	気象庁	河川の上流域に降った雨により下流地域の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標	≪防災情報提供システム≫
大雨警報 (浸水害) ・洪水警報の危険度分布	気象庁	大雨警報(浸水害)・洪水警報を補足する情報	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、網走地方気象台から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫

(イ) 洪水予報

洪水予報は、河川名と次の危険度のレベルに応じた情報名と組み合わせて発表される。

a 洪水予報のイメージ



b 洪水予報の種類

洪水予報の種類	レベル	水位の名称	発表基準	町が住民に求める行動
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	レベル 5		氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める。
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	レベル 4	氾濫危険水位	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める。
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	レベル 3	避難判断水位	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める。
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	レベル 2	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める。
(発表なし)	レベル 1	水防団待機水位		水防団に水防活動の準備を求める。

(ウ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
網走地方気象台	0152-43-4348	・ 気象、水象に関すること
網走開発建設部治水課 北見河川事務所	0152-44-6468 0157-23-6118	・ 国管理河川施設に関すること ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること
オホーツク総合振興局 網走建設管理部事業課	0152-41-0738	・ 道管理河川施設に関すること ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41-0620	・ 災害情報及び被害情報に関すること ・ 避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

(ア) 網走川（洪水予報区間）

a 判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、網走川の水位観測所（津別）の水位が避難判断水位（レベル3水位）である70.50mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 河川洪水予報により、網走川の水位観測所（津別）の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。

【警戒レベル4】避難指示	1 指定河川洪水予報により、網走川の水位観測所（津別）の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である70.70mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 網走川の水位観測所（津別）の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である70.70mに到達していないものの、網走川の水位観測所（津別）の水位が氾濫開始相当水位である●●mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
【警戒レベル5】緊急安全確保	（災害が切迫） 1 網走川の水位観測所（津別）の水位が、氾濫開始相当水位である●●mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。

b 水位観測所と水位

観測所名	河川名	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
津別 （津別町最上60-83）	網走川	68.90	69.80	70.50	70.70

(イ) その他の河川等

a 判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 水位観測所の水位が一定の水位（「b 水位観測所と水位」参照）等に到達し、引き続き次の①～③のいずれかに より、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が上昇している場合 ②町内の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③町周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 洪水警報の危険度分布において、今後の予測値が「警戒」に到達するとき 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	降雨の今後の見通しや巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 水位観測所の水位が氾濫注意水位（「b 水位観測所と水位」参照）等に到達し、引き続き水位が上昇し、次の①～③のいずれかに より、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が上昇している場合 ②町内の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③町周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合（ 2 洪水警報の危険度分布において、今後の予測値が「非常に危険」に到達するとき 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること。 ※発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や消防団からの報告等を活用して発令する。	降雨の今後の見通しや巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。

【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 町内の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

b 水位観測所と水位

観測所名	河川名	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
本岐 （津別町字本岐40番1）	網走川	119.44	120.08	—	120.78
津別川 （津別町字豊栄135番地3）	津別川	95.79	96.32	—	96.91

(ウ) 内水氾濫

発令区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	巡視活動や地域住民等の通報から、床上浸水や道路冠水等の被害の切迫性があり、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性があるとして判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル4】 避難指示	巡視活動や地域住民等の通報から、床上浸水や道路冠水が発生し、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性があるとして判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	巡視活動や地域住民等の通報から、床上浸水や道路冠水が発生したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。

(2) 土砂災害

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨特別警報（土砂災害）
土砂災害危険箇所等の有無	・土砂災害危険箇所
土砂災害の危険度	・土砂災害警戒判定メッシュ情報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・前兆現象の発生
雨量	・雨量 ・累加雨量（降り始めからの雨量を合計した値）
砂防施設管理者等からの情報	・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見
網走地方気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

(イ) 土砂災害の前兆現象

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山 斜面 がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする		

(ウ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 観測予報現業室	0152-43- 4348	・気象、地象、水象に関すること
オホーツク総合振興局 網走建設管理部事業課	0152-41- 0738	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41- 0620	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

(ア) 判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
【警戒 レベル 3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒 レベル 4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

	4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	（災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合（災害発生を確認） 3 土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む）

- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
 - ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
 - ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

（３）地震

ア 避難指示等を判断する情報

（ア）参考にする情報

種類	参考にする情報等
巡視活動から得た情報 地域住民等からの通報	・火災の発生 ・家屋の倒壊
網走地方気象台からの情報	・余震に関すること

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
網走地方気象台	0152-43-4348	・今後の余震の見通し
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41-0620	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル4】 避難指示	1 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき 2 地震により家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難なとき 3 余震による被害拡大のおそれがあるとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが切迫しているとき 2 地震により家屋の損壊や倒壊が発生するとともに、ライフライン、道路の被災によって、その地域が孤立し、復旧に時間を要することが見込まれる地域に発令するもの	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。

(4) 暴風

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

a 参考にする情報等

種類	参考にする情報等
気象情報	・台風情報 ・府県気象情報 ・強風注意報 ・暴風警報 ・暴風特別警報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・建物の倒壊 ・停電の発生
網走地方気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

b 町の基準値

	基準値 (平均風速)

警報	20m/s
注意報	12m/s

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
網走地方気象台	0152-43-4348	・ 気象に関すること。
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41-0620	・ 災害情報及び被害情報に関すること ・ 避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 暴風警報が発表されている状況であり、台風や温帯低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風による被害が予想されるとき 2 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 暴風特別警報が発表されたとき (暴風により避難が困難となる前に発令する) 2 台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の24時間程度前から特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき 3 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 暴風警報又は暴風特別警報 が発表され、かつ、暴風による被害が発生したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。

(5) 暴風雪

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

a 参考にする情報等

種類	参考にする情報等
気象情報	・ 府県気象情報 ・ 風雪注意報 ・ 暴風雪警報 ・ 暴風雪特別警報

巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・ 建物の倒壊 ・ 交通障害 ・ 停電の発生
網走地方気象台からの情報	・ 気象の状況、今後の見通し

b 町の基準値

	基準値（平均風速）
警報	18m/s雪による視程障害を伴う
注意報	12m/s雪による視程障害を伴う

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先（TEL）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台	0152-43-4348	・ 気象に関すること。
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41-0620	・ 災害情報及び被害情報に関すること ・ 避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 暴風雪警報が発表されている状況であり、急速に発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風雪による被害が予想されるとき 2 巡視活動から、暴風雪による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 暴風雪特別警報が発表されたとき （暴風雪により避難が困難となる前に発令する） 2 急速に発達する低気圧が接近、又は上陸の24時間程度前から特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき 3 巡視活動から、暴風雪による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 暴風雪警報又は暴風雪特別警報 が発表され、かつ、暴風による被害が発生したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。

(6) 大雪

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

a 参考にする情報等

種類	参考にする情報等
気象情報	・ 府県気象情報 ・ 大雪注意報 ・ 大雪雪警報 ・ 大雪特別警報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・ 建物の倒壊 ・ 交通障害 ・ 停電の発生
網走地方気象台からの情報	・ 気象の状況、今後の見通し

b 町の基準値

	基準値
警報	12時間降雪の深さ40cm
注意報	12時間降雪の深さ25cm

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
網走地方気象台	0152-43-4348	・ 気象に関すること
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41-0620	・ 災害情報及び被害情報に関すること ・ 避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雪警報が発表されている状況であり、発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し大雪による被害が予想されるとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 大雪特別警報が発表されたとき（大雪で避難でなくなる前に発令する） 2 巡視活動から、大雪による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 大雪特別警報が発表され、かつ、大雪による被害が発生したとき	巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。

(7) 火山噴火

ア 避難指示等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者への対応	想定される現象等 (カッコ内は、過去に 発生した年代・事例等)
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	大噴火が発生し、火砕流が居住地域に到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積。あるいは、大噴火の発生が切迫している。(約1万3千年前)
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される。(観測事例なし)
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿って数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下。(約6千年前、約9千年前) ・小噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積。(約400年前、約700年前) ・ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1～2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹～山麓に降下。(1959年8月、1956年5月～6月) ・地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される。(観測事例なし)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等 (カッコ内は、過去に発生した年代・事例等)
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	・ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散。 (2006年3月21日、1998年11月、1996年11月、1988年1月～2月等、20世紀中に発生したごく小さな噴火の大半) ・地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される。(2006年2月18日～20日、3月11日～12日：微小地震多発、微動発生、1999年：ポンマチネシリ96-1火口で急激な温度上昇、1996年8月～9月：微小地震多発、1987年12月：地震増加)
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

(イ) 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 (地域火山監視・警報センター)	011-611-2421	・火山に関すること
網走地方気象台	0152-43-4348	・火山に関すること
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	0152-41-0620	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難指示等の判断基準

発令区分	判断基準	対象地域
事前避難	雌阿寒温泉 噴火警戒レベルが3に上がり、かつ警戒範囲が2kmをこえる場合 阿寒湖温泉、茂足寄・上螺湾 噴火警戒レベルが5に上がった場合	状況を勘案し総合的に判断する。

	(積雪期) 上足寄・螺湾・上足寄本町・螺湾本町・中足寄本町 噴火警戒レベルが5に上がった場合 また、中噴火による融雪型泥流の可能性が考えられる場合には、その想定される危険区域で噴火警戒レベルが3に上がった時点で避難を指示する。	
緊急避難	突発的な噴火により、災害発生危険が目前に切迫している場合、又は噴火による災害が発生し始めた場合	状況を勘案し総合的に判断する。
収容避難	事前避難又は緊急避難した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ避難しなければならない場合	状況を勘案し総合的に判断する。

資料49 避難所運営マニュアル

担当	主な業務
避難所運営委員会委員長	災害対策本部との協議、各担当の調整・指示
避難所運営委員会副委員長	避難者の相談、避難生活全般
総務班	避難場所運営委員会の事務局、避難所の管理
情報広報班	避難場所の呼び出し業務、各種情報の収集及び提供
救護班	災害時要援護者への支援、傷病者への救護と応急手当
環境衛生班	避難場所衛生環境の管理、家庭動物の飼育・管理
物資管理配分班	物資の管理及び配給、不足物資の把握と要請
給食給水班	食料及び水の配給、不足食料の把握と要請
名簿総括班	名簿の作成及び管理
その他	必要に応じ

資料50 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成17年1月19日

改正 令和4年8月1日 危対第1021号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊、札幌市消防局NBC災害即応部隊、函館市消防本部NBC災害即応部隊、旭川市消防本部NBC災害即応部隊、北海道士砂・風水害機動支援部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

(道内地区)

第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区の代表消防機関代行は、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- (3) 北海道から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、代表消防機関代行を経由して行う。
- (4) 各消防本部から北海道に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関代行、代表消防機関を経由して行う。
- (5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（LASCOM）等を活用するものとする。

(大隊等の編成)

第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、「北海道大隊」と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「北海道統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から大隊長が指定するものとする。
- 10 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 11 NBC災害即応部隊は、別表第9のとおり編成し、「札幌市消防局NBC災害即応部隊」、「函館市消防本部NBC災害即応部隊」、「旭川市消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、札幌市消防局の職員を、函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、函館市消防本部の職員を、旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、旭川市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 12 土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「北海道士砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、土砂・風水害機動支援部隊長は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。

- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 札幌市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 函館市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 旭川市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 中隊長は、大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

- 第7 要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第11のとおりとする。

(大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

- 第8 別表第11に定める地震等が発生し、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、北海道に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 北海道は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構

成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 10）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前 2 項の場合のほか、消防庁から大隊（NBC 災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊 航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 北海道は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 消防庁からエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 北海道は、事前に計画された隊（別表第 8）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第 8）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

5 北海道は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

（集結場所）

第 9 集結場所は、別表第 12 のとおりとする。

（大隊及び統合機動部隊の出動）

第 10 知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 又は同様式 3-4 により大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 又は別表第 6 に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を

経由して各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（１）統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね１時間以内に出動するものとする。

（２）各地区の陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。

（３）代表消防機関代行は、別表第12に基づき属する地区の陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、地区構成消防本部、北海道及び代表消防機関に対して連絡するものとする。

（４）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

第11 知事は、長官から要請要綱別記様式３－１によりエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

2 札幌市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により札幌市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

3 函館市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により函館市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

4 旭川市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により旭川市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、北海道に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁に

対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第３項に定める出動を行うほか、別表第５に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第５に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。
- 6 アクションプランが適用された場合には、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、大隊とともに出動させるものとする。

（大隊等の出動隊数の報告）

第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、代表消防機関を通じて北海道に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。

- 2 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、別紙第２により代表消防機関代行を経由して北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。
 - （１）出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - （２）出動隊数、車両及び資機材
 - （３）集結場所到着予定時刻
 - （４）その他必要な事項

（緊急消防援助隊の車両表示）

第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）

第15 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又は地区中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について北海道に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）

第16 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 大隊長等又は地区中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 大隊等の活動地域及び任務
- (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、北海道を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動した緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について、関係機関との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等(NBC災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 都道府県大隊本部の設置場所
 - (5) 安全管理に関する体制
 - (6) 使用無線系統
 - (7) 地理及び水利の状況
 - (8) その他活動上必要な事項
- 2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

- 第21 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。
- 2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を後方支援小隊から配置するものとする。なお、記録した情報の取扱については、「緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について」（平成29年3月30日付け消防総第208号、消防広第97号、消防情第107号、消防応第46号）によるものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

- 第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第13のとおりとする。
- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

- 第23 大隊の保有資機材は、別表第6及び別表第7のとおりとする。

(日報)

- 第24 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第25 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る北海道との調整
 - (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第26 後方支援中隊(小隊)は、大隊長又は部隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第27 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第28 大隊長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

- 2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について

指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

- 2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

（活動結果報告）

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

- 2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

（高速自動車国道等の通行に係る報告）

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第4により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

- 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署（所）後7日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

（指揮支援実施計画）

第32 指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。

- 2 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（航空部隊の応援等）

第33 航空部隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

（事前準備）

第34 各消防本部等は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

(事故報告)

第35 緊急消防援助隊を編制し、出動から引揚げ開始までの間に発生した事故等の報告は、「緊急消防援助隊事故報告要領について」(令和2年6月8日付け消防広第150号)により対応すること。

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別記様式(略)

資料51 北海道緊急消防援助隊受援計画

平成17年1月19日

改正 令和4年8月1日 危対第1021号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別紙第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 北海道知事（以下「知事」という。）は、別に定める取決めにに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

第6 被災地の市町村長は、別に定める取決めにに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び北海道の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。
- 5 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
- （1）最大震度6弱以上（政令市は5強以上）の地震が発生した場合
- （2）大津波警報が発表された場合
- （3）噴火警報（居住区域）が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が北海道内で発生した場合は、早期に北海道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

- 第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長及び北海道に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。
- （1）北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員

- (2) 代表消防機関及び必要に応じて代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。
- 15 その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部

隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。
- 7 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第3のとおりとする。

(進出拠点)

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。なお、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

- 第12 航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第6のとおりとする。

(宿営場所)

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理す

るものとする。

- 3 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第5のとおりとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

第15 北海道内の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第9のとおりとする。
- 3 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長にて情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- （1）被害状況
- （2）活動方針
- （3）活動地域及び任務
- （4）安全管理に関する体制
- （5）使用無線系統
- （6）地理及び水利の状況
- （7）燃料補給場所
- （8）その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

第17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配付）

第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第11のとおりとする。

3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第10のとおりとする。

（燃料補給場所）

第20 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

（燃料調達要請）

第21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同組合連合会」とする。

（重機派遣要請）

第22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、要請するものとする。

2 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

（物資等調達要請）

第23 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第14のとおりとする。

（増隊要請）

第24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第26 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により北海道への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等

を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。
(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

- 第30 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

- 第32 知事は、北海道内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第33 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

- 第34 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

- 第35 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(都道府県の訓練)

- 第36 都道府県は、原則年1回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

別表、別図、様式（略）

資料52 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防業務

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年1月9日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第6条 防災への運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。

3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災への出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災への運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。

4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。

3 運航安全管理者は、防災への運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災への運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。

(2) 飛行計画を承認すること。

(3) 防災への運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。

(4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。

(5) その他防災への運航の安全に関すること。

4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長があらかじめ指定する操縦士がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。

3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

（乗務体制）

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。

3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

（機長の責任と権限）

第11条 機長（機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

（航空消防活動指揮者）

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。

2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。

3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

（出発の承認等）

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。

3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。

4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。

5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。

6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

（機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策）

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び

地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

- 2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

- 2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。

(運航範囲)

第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

- 2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。
- 3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

（整備点検等）

第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければならない、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

（整備責任者）

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。

3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

（検査員）

第23条 防災航空室に検査員を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。

4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

（機付長）

第24条 防災航空室に機付長を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。

4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

（使用予定表）

第25条 防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第7章 安全管理等

(安全管理)

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練

- (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練
(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

- (操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

- (教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

- (捜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

- (航空事故発生時の措置)

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

- (事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第10章 雑則

（記録及び保存）

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料53 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料54 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日付け総務省消防庁救急救助課長発出・消防救第21号より)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせるものとする。

1. 事故等の目撃者等から(1)のいずれかの症例等の119番通報を受信した指令課(室)員が、(2)に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

(1) 症例等

① 自動車事故

- イ. 自動車からの放出
- ロ. 同乗者の死亡
- ハ. 自動車の横転
- ニ. 車がおおむね50cm以上つぶれた事故
- ホ. 客室がおおむね30cm以上つぶれた事故
- ヘ. 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

② オートバイ事故

- イ. 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ. ライダーがオートバイから放り出された事故

③ 転落事故

- イ. 3階以上の高さからの転落
- ロ. 山間部での滑落

④ 窒息事故

- イ. 溺水
- ロ. 生き埋め

⑤ 列車衝突事故

⑥ 航空機墜落事故

⑦ 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

⑧ 重症が疑われる中毒事件

⑨ バイタルサイン

- イ. 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- ロ. 脈拍が弱く、かすかにしか触れない、全く脈がないこと
- ハ. 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ. 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

⑩ 外傷

- イ. 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ. 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- ハ. 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ. 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ. 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ. 意識障害を伴う外傷

⑪ 疾病

- イ. けいれん発作
- ロ. 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ. 新たな四肢麻痺の出現
- ニ. 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

（2）地理的条件

- ① 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
- ② ①には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプターを搬送すると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1に該当しない場合であっても事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員から要請がある場合

第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一の1～3のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊（消防・防災ヘリコプター保有機関）に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

資料55 ドクターヘリ要請基準

1. 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
2. 意識消失（疼痛刺激でも覚醒しない）
3. ショック（血圧低下、脈拍上昇）
4. 心臓、肺の激痛（胸痛）
5. 痙攣
6. 事故で閉じ込められ救出を要するような場合、高所からの墜落
7. はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が2名以上いる場合
例）損傷により体腔が開放になっている。（頭蓋骨、胸腔、腹腔）、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸郭の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
8. 重症出血（創部、消化管、生殖器）
9. 中毒
10. 熱傷
11. 電撃症、落雷
12. 溺水
13. 歩行者が車等により時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3 m以上はねられた場合
14. その他生命に関わると疑う理由があるとき

（注）本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターヘリが帰投する場合があっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

資料56 被災宅地危険度判定実施要綱

平成29年 7 月21日 改正
被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の責任体制等)

第3条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。

(連絡支援体制等)

第4条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

- 2 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範

囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。

- 3 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
- 4 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

（都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等）

第4条の2 都道府県は、前条第1項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。

- 2 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。
- 3 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。
- 4 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

（判定結果の表示等）

第5条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

（被災宅地危険度判定士）

第6条 都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

- 2 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第11条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

- 一 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当

する者

- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者
 - 四 その他、建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者
- 3 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第1項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
 - 4 都道府県知事等は、第2項及び第3項の規定によらず、学識経験者等の第2項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。
 - 5 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
 - 6 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

- 第7条 前条第1項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第6条第1項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。
 - 3 前項による登録の有効期間は、前条第5項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

- 第8条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

（名簿記載事項の変更）

- 第9条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第3項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に

応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。

- 3 宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

- 4 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第8条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行っていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、第6条第2項第3号及び第4号に該当し、同条第1項の登録を受けた宅地判定士又は同条第4項により登録を受けた宅地判定士に、第3項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

（登録証の再交付）

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。
- 3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

（講習会）

第11条 都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

（宅地判定士の災害補償）

第12条 協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

- 2 前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

（判定調整員）

第13条 都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正

に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

- 2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施部長への報告等を行う。
- 3 都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

（被災宅地危険度判定地域連絡協議会）

第14条 都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

（都道府県実施要綱等）

第15条 この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。

- 2 都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

（雑則）

第16条 都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

- 2 協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、平成15年3月31日までに前項の体制を整備しなくてはならない。
- 4 第2項に定める間、第6条第2項の申請書等及び第7条第1項の更新申請書等並びに第9条第3項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。
- 5 第2項に定める間、第6条第3項及び第7条第2項並びに第9条第4項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第9条第4項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。

- 6 協議会会長は、前項の読み替えにより第6条及び第7条の登録を行った場合には、第8条に準じ記載した名簿を、次項又は第7項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。
- 7 第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第2項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。
- 8 前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。
- 9 前二項にかかわらず、第4項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第7項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。
- 10 第2項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第7項又は第8項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。
- 11 都道府県知事等は、第2項の期間中、第6条第2項第3号及び第4号並びに第6条第4項の規定による認定を行うことができないものとする。

附 則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成11年6月3日から施行する。
- 2 都市基盤整備公団の職員であって、平成11年6月3日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第7項により指定を行い登録されたものと見なす。
- 3 前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。
- 3 都道府県知事等は、原則として平成18年3月31日までに前項の体制を整備しなければならない。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この改正による新たな要綱は、平成29年7月21日から施行する

資料57 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の可否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第5第1項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。
- 2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。
- 4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 支援地方本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、（総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - （1）支援本部長に対する第一次派遣の要請（第6第3項（1）参照）
 - （2）管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「地域建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請。
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - （1）「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
 - （2）被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - （3）北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「全道建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請。
 - （4）全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。
 - （5）道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請。
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニユ

アル」(以下「支援本部業務マニュアル」という。)による。

第7 支援地方本部を設置しない(総合)振興局の役割

支援地方本部を設置しない(総合)振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員判定士の参集について協力するものとする。

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「全国協議会」という。)が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第15 判定資機材の調達、備蓄

1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

(1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等

(2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等

(3) 被災街区までの移動車両、自転車等

2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。

2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第19 その他

1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。

2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

資料58 各種協定等

1 災害時応援協定

相手	締結日	協定名	内容
北海道知事 北海道市長会 北海道町村会	H 9. 11. 5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	災害対策基本法に基づき、食料や飲料水等の提供や被災者の救出、車両の提供などの支援
日本水道協会北海道 地方支部道東地区協議会	H11. 2. 1	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	水道災害において、水道施設に被害が発生した場合、被害復旧にあたり全面的に協力する
津別建設業協会	H20. 2. 29	災害時における応急対策業務に関する協定	災害発生または発生のおそれがある場合における応急対応、復旧活動の支援
津別町内郵便局	H20. 6. 23	災害発生時における津別町と津別町内郵便局の協力に関する協定	災害時において被災者の避難支援、郵便車両の提供などの支援
北海道開発局	H22. 5. 31	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	災害により土木施設等に被害が発生した場合、緊急的な対応に対する支援
北海道LPガス協会網走支部	H22. 9. 1	災害等の発生時における津別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	災害発生または発生するおそれがある場合におけるガス調理器具の応急、復旧活動の支援
一般社団法人北海道電気保安協会	H23. 4. 28	災害時協力協定	災害や重大事故が発生または発生のおそれがある場合、公共施設等の電気使用設備の点検、応急対策、災害復旧活動を支援
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H23. 9. 14	「道の駅」における協働事業に関する協定	電光掲示を活用した地域、道路、災害情報等の提供と緊急時における販売機内飲料の無償提供 (場所：あいおい道の駅)
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H24. 2. 29	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	町内避難施設等に設置の電光掲示機能付災害対応型自動販売機による防災、行政情報の提供と災害緊急時の販売機内飲料の無償提供
北見地方石油業協同	H24. 6. 12	災害時における（石油類）燃	災害時、または武力攻撃災害の発生またはは

相手	締結日	協定名	内容
組合		料の供給等に関する協定	発生のおそれがある場合における緊急車両、施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への燃料の優先提供
北海道 北海道財務局	H26. 3. 28	災害時の応援に関する協定	災害が発生した場合において、初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、各種業務の実施し災害復旧事務の遂行を支援
社会福祉法人恵和福祉会	H26. 5. 1	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害により要援護者が避難を余儀なくされた場合の避難施設として特養、デイサービスセンターの使用の協力をする
一般社団法人北見地区トラック協会	H27. 9. 3	緊急時における輸送業務に関する協定	災害発生または発生するおそれがある場合における物資の輸送業務の支援
株式会社共成レンタム美幌営業所	H29. 4. 1	災害時におけるレンタル機材の供給等に関する協定	災害発生または発生するおそれがある場合における仮設トイレ、発電機等の調達及び供給
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H29. 7. 6	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	災害発生または発生するおそれがある場合における食料品、飲料及び日用品等の供給並びにセブン-イレブン店舗の営業の継続または早期営業再開の要請

2 防災支援協定

相手	締結日	協定名	内容
自衛隊帯広地方協力本部並びに陸上自衛隊美幌駐屯地	H28. 8. 28	「防災・減災対策への支援に関する協定」 ※2市8町との協定 北見市、網走市、訓子府町、置戸町、斜里町、清里町、小清水町、津別町、大空町、美幌町	職員及び地域住民に対し、防災・減災対策を目的に実施する避難訓練や防災講演などの支援
日本郵便株式会社 津別町内郵便局	H29. 8. 2	地域における協力に関する協定	地域見守り活動の協力 道路損傷の情報提供 不法投棄の情報提供

[様式]

様式 1 災害情報

※災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報				
報告日時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (市町村名等)			受信機関 (市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	り災世帯
		(救助実施内容)		

様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

										月 日 時現在					
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因								
災害発生場所															
発信	機関（市町村）名						受信	機関（市町村）名							
	職・氏名							職・氏名							
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分				
項目				件数等		被害金額（千円）		項目				件数等		被害金額（千円）	
① 人的被害	死者	人				※ 個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所				
	行方不明	人								海岸	箇所				
	重傷	人								砂防設備	箇所				
	軽傷	人								地すべり	箇所				
	計	人								急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全壊	棟				市町村工事	河川			箇所					
		世帯					道路			箇所					
		人					橋梁		箇所						
	半壊	棟				小計	箇所								
		世帯				計	漁船		隻						
		人					破損	隻							
	一部破損	棟					計	隻							
		世帯					漁港施設	箇所							
		人					共同利用施設	箇所							
	床上浸水	棟					その他施設	箇所							
		世帯					漁具（網）	件							
		人				水産製品	件								
	床下浸水	棟				その他	件								
		世帯				計									
		人				⑥ 水産被害	林地	箇所							
計	棟				治山施設		箇所								
	世帯				林道		箇所								
	人				林産物		箇所								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟				⑦ 林業被害	道有林	その他	箇所					
		その他	棟						小計	箇所					
	半壊	公共建物	棟						一般民有林	林地	箇所				
		その他	棟			治山施設				箇所					
	計	公共建物	棟			林道				箇所					
その他		棟			林産物	箇所									
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha				計		小計	箇所				
			浸冠水	ha			計		社会教育施設被害	箇所					
		畑	流出・埋没等	ha											
			浸冠水	ha											
	農作物	田	ha												
		畑	ha												
	農業用施設	箇所													
	共同利用施設	箇所													
	営農施設	箇所													
	畜産被害	箇所													
その他	箇所														
計															
項目			件数等		被害金額（千円）		項目			件数等		被害金額（千円）			
⑧ 水道	箇所						⑩ 社会教育施設被害	箇所							

	病院	公立	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所				法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所		
		し尿処理	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場		箇所				鉄道施設	箇所		
	計		箇所				被害船舶	隻		
⑨ 商工被害	商業	件			空港		箇所			
	工業	件			水道		戸		—	
	その他	件			電話		回線		—	
	計	件			電気	戸		—		
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所			ガス	戸		—		
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所				
	高校	箇所			都市施設	箇所				
	計	箇所			計		—			
被害総額										
公共施設被害市町村数			団体			火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯				危険物	件		
罹災災者数			人				その他	件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（振興局）									
	市町村名		名称				設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名										
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか										

様式 3 通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）

借受申請書

災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総 務 省
北海道総合通信局長 殿

（移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者）
平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

貸付承認通知書

平成 年 月 日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

平成 年 月 日
総 務 省
北海道総合通信局長 印

様式 4 通信機器の借用様式（通信機器）

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記 1～5 のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の
運用に権限を有する者）
平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

貸付承認通知書

平成 年 月 日付申請を承認する。
令第七条の規定に基づき、別記 2～6 及び 8 のとおり通知する。

殿

平成 年 月 日

総務省
北海道総合通信局長 印

様式 5 通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）

【1-1】

借受申請書

第三条第三号
第三条第八号 ※1

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。）
に基づく臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の無償貸付を受けたいので申請します。
令第六条に規定の事項は、別記1～5のとおりです。

北海道総合通信局長 殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※2

※1「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は○で囲むこと。

第三条第三号：災害時以外（平常時）の貸付の場合

第三条第八号：災害時の貸付の場合

※2 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

【1-2】

貸付承認通知書

平成 年 月 日付申請を承認する。
令第七条の規定に基づき、別記2～6及び8のとおり通知する。

殿

平成 年 月 日

北海道総合通信局長 印

様式 6 自衛隊派遣要請書

第 号
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

津別町長

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式 7 自衛隊の撤収書

第 号
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

津別町長

自衛隊の撤収について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

1 派遣箇所

2 撤収日時 年 月 日 時 分

3 撤収理由

4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式 8 北海道消防防災ヘリコプター運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担当者職氏名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 時 分							
	災害発生日時	年 月 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派遣を必要とする区域					希望する活動内容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	特記事項		(照明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)						
必 要 と す る 資 機 材				現地での資機材確保状況					
				特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救急自動車等の手配状況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)							
無線連絡方法		(周波数) Hz							
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

様式 9 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

津別町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分							
災 害 発 生 場 所								
派 遣 区 域								
離 着 陸 場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー に 係 る 活 動 内 容 等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災 害 発 生 状 況 措 置 状 況								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢

様式10 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名			電話	FAX		
担当課・職・氏名			職名	氏名		
2 依頼病院名					電話	
所在地					FAX	
担当医師名・科名			科	担当課	氏名	
3 受入病院名					電話	
所在地					FAX	
担当医師名・科名			科	直通内線番号		
受入病院の了承： ☐ 有 ☐ 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体 重	kg	☐ 男	☐ 女	職業	
住 所					感染症： ☐ 無 ☐ 有	
病 名					☐ 入院中 ☐ 外来：月 日	
経 過					血圧：mmHg	脈拍：回/分
					呼吸：回/分	体温：℃
					意識レベル(JCS)：	
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他() (主な理由：)					
気圧変化： ☐ 影響無し ☐ 影響有り						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)						
☐ ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg		
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名 ()						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり	
②シリンジポンプ	☐		kg	☐		
③酸素ボンベ	☐		kg	☐	☐ 8ℓ以上(サイズ： × (cm))	
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他()	
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ:W ×L ×H (cm))	
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ:W ×L ×H (cm))	
⑦救急バック	☐		kg	☐		
⑧その他()	☐		kg	☐		
引継場所	依頼病院：			メモ		
(現地離着陸場)	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式11 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 公安委員会	印 印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			